

17-312
1143/25

緒言

明治十九年來紛起して今にその落着を告げざる彼の所謂ブールス論の主意を要する
書局の方法を以て株式或は商品を取引する市場其者の目的如何と是非するには非ずして會
所の組織を外國の風に改めんとするに外ならざりしもの、如し取引市場の取引市場たる所
以の作用を妨げざるのみならず猶ほ一層の便を増すものにして且又充分改革の利を認むる
を以ては、何ぞ必しも現在の組織に戀々せんや英のブールスに倣ふも可なり佛のブールス
に由るも可なり獨、露、米、白一として可ならざるはなし然れども思ふに當時未だ全く取
引市場の妙用を極めず定期賣買の長所を盡さず例を歐米諸國に取るも或は全く肯綮に中ら
ず、如きものもあつし、思はるゝが故に今茲に歐米各國取引市場の本領を叙し其又相場
會所の骨子たる定期賣買の成行を記し而して後ち佛、英、獨、米及び白各取引所の實況を
叙記したるものを公にして此際ブールス論是非の参考に供するの已むを得ざるに至れり
現取引市場改革論の朝野に喧傳するや年餘の久しきに涉り終に明治二十年五月を以て新取
引所條例を發布して現行の制度に代えんとしたれども紛紜已むに至らざり同二十一年井上馨
氏の農商務大臣たるに及び暫く現行制度の運命を延ばして委員を佛、英、獨、米及び白の
各地へ派遣し篤と諸ブールスの調査を遂げたる上にて改革の議を定むるに若かずと云ふに



決し南貞助氏（當時商務局次長）は農商務省より小川爲次郎氏（當時米商會所肝煎）は東京取引所創立委員より相良剛造氏（今猶東京株式取引所肝煎）小野友次郎氏（當時東京株式取引所株主總代）は東京株式取引所より撰定せられて彼地に赴き居ること凡そ一年其中南氏は豫定の箇處を巡察したれども小川氏は病を以て終始米國に留り相良小野の二氏は業を分て一は英米を受持ち一は専ら獨佛及び白を取調べて猶ほ英米に巡はり同二十三年七月を前後に前記四名の委員は何れも日本に歸朝したれども時は既に現相場所營業の滿期に切迫し餘日甚だ多からざる其短日月間にては迎も多年に蟠りたる經濟社會重要の問題を決す可きに非ればとて再應來る二十七年六月迄に延期したる時日は今日最早其大半を過ぎ今や愈々ルール論決着の夕に際したることなれば脱稿一年の後に至るも猶ほ此書の陳腐を感せざるのみならず却て出版の早きを恐るゝに似たるものあり

此の書第一第二兩編は重に株式ルールに就て立案せり株式ルールは資本の一たる株券公債を取引する市場にして事、理財に屬するものなれば米穀、綿、油、鹽等を賣買の商品ルールとは自から其趣を異にする所なきを得ず例へば其第一編二、三、五、六諸章の如き只此に適用されて彼には縁無き文字なり第二第三兩編の間に挿みたるは東京株式取引所肝煎伊藤幹一氏か第三以下の五編を通讀して概括分類したるものにして彼我を對照するに

甚だ便なり第四第六の二編は東京株式取引所殊に相良剛造氏と謀り同氏專任の調査報告を其儘入れたるなり編者自身の取調に係るものも彼地にて飯田旗郎、杉山孝平、植村俊平、諸葛小彌太等諸氏助勢の功其多きに居るなり若し二人其業を分て責任を定め加ふるに有力の助を以てするに非れば期日は短し場所は多し迎も此不完全と思はるゝ調査さへ容易ならざりしとなる可し

編者のルールを調ぶるや大様二種に別て着手したり曰く會所の組織曰く賣買の方法是れなり組織は國に由て同じからず佛國にして始めて佛國の組織あり英國にして始めて英國の組織あり彼れを以て直に此に移す可きに非ざれば會所其者に關する法令規則を調査したる外に又各地方經濟の事情をも問ひしとなれども賣買即ち取引受渡或は決算の方法に至ては各國互に他の便を摸して殆んど大同小異なるが故に重に巴里、ルールの賣買方法を詳にして建物の寫真と共に其現に用ゐ居たる書類をも齎らし歸りたり其目左の如し

巴里ルール寫真 一葉、仲買より客に送る勘定書雛形 一葉、現場取引送り證書 五通
現場取引約定書 二通、定期取引約定書 十通、公債商高表 一部、諸券商高表 一部
公債渡方表 二部、諸券渡方表 二部、勘定表 一葉、一覽表 一葉、公債渡高渡人總表 一部、公債受高受人總表 一部、諸券渡高渡人總表 一部、諸券受高受人總表 一部、諸券受高受人總表 一

部、金額借高借人總表 一部、金額貸高貸人總表 一部、引取書 一通、相場表 一ヶ月分
 伯林ブールス寫眞 一葉、相場表 一ヶ月分、
 比律悉ブールス寫眞一葉、決算表 一葉、公賣に關する書類 三通、バルクー入場請求書
 一通、會員室入場請求書 一通、相場表 一ヶ月分
 各國其趣を同ふせざる會所の組織は直に學ぶ可らされども賣買の方法には師とす可きものも亦少からざる可し乃ち茲に此事を併せ記して實地是等の書に用ゐらん人に告ぐ

明治二十五年五月

小野友次郎 記す

ブールス

小野友次郎 編纂



第一章 取引市場の目的并に組織

西語なり日本にて相場所又は取引所と云ふが如し故に米を取引する市場ならば米商ブールスと云ひ株式の相場を立つる所ならば株式ブールスと云はんの如米と株と其他一切の取引を結び相場を立つるに非ればブールスと云ふ可らずと云ふの語は既に佛國に用ひ居るブールスは株式ブールスと商品ブールスと別に立ち居ると恰も東京現在の有様の如し明治十九年來所謂ブールス論を主張したる者の中なる或る説に「外國のブールスは一場の下に株式も商品も取引するとなり日本も當に此の如くなさざる可からず」とて巴里を例に引きブールスの譯語さへ共同の二字を冠したる程なりしに東京株式取引所派出委員が明治二十三年三月を以て巴里のブールスを取調べしに却て東京の風にこそ似たれ先年本國にて聞きし所とは全く相違して株式は株式に獨立し商品は商品に獨立し仲買は更なり場所も建物も法律規則皆別なりしと云ふ尤も最初は一所にして全然相同しかり

しに相違なしと雖も漸く別居分設の便利なるを知り近頃今の風に改まりたりとのとなり
 佛國にてブールズと云ふを獨乙にてはベルセ (Börse) 露國にてはブリザア (Briza) と稱
 す是等歐洲大陸にて用ひらるゝ名稱の起原を尋ねるに曰く「昔時フランダ國のブルゲ
 ス府にブールズ一名ヴッソ、デル、ブールズと呼べる家あり此家にて始めて商人の集會あり
 しが故に相場會所をブールズ又はベルセと稱するに至りたり」と其他の説に據れば「相場
 取引は始めてアムステルダムに於て舉行せられたるものにして其家の門上に石を刻して三
 個の錢囊を現はせり錢囊の事をブールズと云ふ所より扱てこそブールズの名稱は生じたる
 なれ」と其他由來談猶ほ多かる可しと雖ども兎に角にブールズと云ひベルセと云ひブリザ
 アと云ひ英米にてエキスチエンソなる語を用ゆると同じく何れも相場取引の市場を意味す
 るに外ならず

ブールズは重に定期賣買の方法を以て株式或は商品の取引を爲す市場なり扱て其組織は如
 何にと尋ねるに英國に英國の組織あり佛國に佛國の組織あり獨逸、白耳義、露國、米國、日
 本に獨逸、白耳義、露國、米國、日本の組織あり其各一様ならざるは國所の風俗市場の履
 歴を同ふせざるに由るものか或は組合を以て株金を集め其金を以て建物を造り役員を置き
 市場に來り商ひする會員より年金を徴して經濟を立つるものあり或は其職を世襲する定員

幾名の仲買を以て會社を結び賣買取引凡て其手に由らざる可らざるを法則とするものあり
 或は商人一社の私會に屬し其編みたる規則を以て會員を廣く公衆に募り別に王命の仲買を
 置き黙許の私營仲買と共に取引媒介の業を營むものあり其他一地一制各地互に制を全ふせ
 ずと雖ども重に定期の約定を以て株式商品を取引するの一點に至ては英、佛、獨、白、露、
 米、日皆一なり

第二章 取引圓滑と相場平準とは取引市場の眼目たり

取引常に行はるゝときは自然に賣買圓滑の力を増し賣らんとせば茲に賣れ買はんとせば此
 に買はれ曾て滯滞するとなし若し夫れ取引市場の目錄に在る數多き株券の中にて餘り世に
 持て囃されざるものにては此の如き賣買取引の圓滑を見ると能はざるべしと雖ども其相場
 表に上り居らざる市場以外の株券に比すれば取引滯滞の患は甚だ少なし賣人買人皆等しく
 四方より向ひ來る所の中心市場にて相場を立てられざる株券を取引するときは買はんとす
 るもの必ずしも賣らんとするものに當るを期せず賣らんとするものに却て賣らんとし買は
 んとするものに却て買はんとし同々異々互に相衝突すると猶ほ電氣の積極消極に於けるが
 如し終に賣買の目的を達するを得ず假令之を達し得るも買直を以て賣り賣直を以て買はざ
 る可らざるとある可し或は幸に積極の商人と消極の商人と相當れば衝突の害なくして相談

和合の利益あるも賣人買人散亂して一場に纏らざることなれば現在の相手以外にも全一の望みを抱く者あるを知らざるに由り若し之を知れば猶ほ高く賣り猶ほ安く買ふ可き機會を失ふ可し相當の直段を以て賣買せんとして所々方々を駆け廻はる其間には相手となる可きものに手の中を見透されて尋常普通とは思はれざる相場ならでは賣買し難きのみならず兎角する中に一刻千金の商機を誤まるなしとせず然れば若し中心市場の設立ありて此の市場の賣買物中に列するものならんには苟も世間に需用供給さへあらば皆此市場に現はれることなれば賣れるものならば直に賣れ買へるものならば直に買はれ其買はれ賣れるや需用供給互に競争し出す所の自然の相場なる可し故に曰く公債株式の取引に市場の設けなかる可らざる所以は賣買の圓滑相場の平準は實に市場に由て得らる可きものなればなり

第三章 取引市場は資本使用の安危を世に明にするものなり

廣き實業世界の中には種々の空想を巧み出し様様の詐術を捻り廻はし以て奇利を貪らんとするもの日に月に其跡を絶たず中には明白に起業の見込みなきとの知れ切りたるものもあれども又盲目外面を装ふて左も利益潤澤らしく聞ゆるものも甚だ少なからざるべければ何れが何れと世間普通の素人しらふとには殆んど識別し易からざるより終に知らぬ間に泡卷うぶまきの中に陥いる者あり或は發起者其人も亦自から當ての外れたるを知り世人と共に中流に迷ふとも敢

て珍しからず故に株券を相場表中に上せて市場の賣買に附せんとを申來らるゝ時に當り取引市場の役員が事細やかに其株券を發行する會社の性質を調べ現在の事情前途の見込并に申合約定の如何を取糺したる上善は容れ悪は斥け嚴然善惡兩道の界に立て區別する所あるは即ち役員の本分にして世の資本を事業に御さんとするものは之れが爲めに安心して相場表中に加はれる株券に信用を置き其然からざるものには特に戒心するとならんれば復た所謂幽靈會社の奇禍に罹る患も少なきに至る可し併し乍ら取引市場の役員とて神ならぬ身の何處までも目鏡に誤りなきを保し得べきにも非ざれば先に善としたる株券も悪しかりしことを後悔するもある可し會社其者も事、心に違ふて最初の望を空ふるとある可しと雖も専門の人が其事に慣れたる耳目を以て注意に注意を加ふることなれば十中の八九は相場表中の株券を以て殖利投機の好材料として可ならざるはなかる可し若し實業世界に夜行の百鬼を照鑿す可き明鏡に當る所の取引市場なるものゝなかりしならんには數多き株券は玉石混同蘆薈器を同ふし世の資本を殖産事業に御さんとするものゝ不便たるや測る可らず况んや又是より信用畏縮金融滯滞の否運を招く可きに於てをや取引市場の理財に關する亦大なりと云ふべし

第四章 新立事業成立の便を與ふるものは取引市場なり

今茲に一の會社起り株金募集の事を公にしたりと假定せよ若し一度其株主となる時は復た容易に脱す可からざることならんにはむざとは手を出すまじく前後を再思する中に少しく疑を抱けば先づ引込思案を爲すは大切なる資本を持つものゝ常情なる可し又他に永久此社の株主となるは好む處にあらざれども一寸募に應じ置かんと望む小資本家あるも中途に抜くることの難きを知らば是又投機の念を沮むに相違なかる可し然るに取引市場の在る有り此の處に持ち込めば何時として買手あらざるはなく賣て又買ふも自由とあらば何ぞ復た躊躇せん資本家も投機者も別に顧慮する所なく安心して其募に應し氣に叶へば永居も可なり心に副はずは飄然飛び出す可しとて會社の株金は立ろに満員を告ぐるに至ることならん事業成立の難易は只に事業其者の如何に由らざるや明かなり或る米國の記者は曰く「若し米國に取引市場なかりしならば我國の進歩發達をして普く文明世界の驚歎を博すること今日の如くには至らしめ得ざりしならんか是れ獨り米國のみならず英國にても亦た然り曾て倫敦ブールズが只是れ賭博の場にして國家の利益に反するものなりとの攻撃を受けたるとき「投機も行へば行はれると云ふ位なる事實を以て大英國内の鐵道其他有効の事業を成就するに與つて力の大なるが如き殖産に缺く可らざる取引市場を非難するは微瑕を以て連城の壁を棄つるものに非らずやと云ふたるブラムウェル氏の駁説に由るも我言の誤らざるを知る

に足らん」と云へり以て國家の進歩發達に關係する所を窺ひ見る可し

第五章 相場標準を立つるに取引市場の必要

公債なり株券なり賣買取引に相場標準とす可きものなかる可らざるは固より論を俟たず若し標準なくんば一枚を賣り一株を買ふ其度毎に賣人買人兩人の間にて相場を作らざるを得ざるとにて他に準ずる所なきを以て價なきものを高く買ひ被るともあるべし他に出せば良價を得たりしものをも知らずに安く賣り崩さるゝこともあるべし然るを茲に取引市場の設立せるものあり常に需用供給の競争に由て相場を立つるときは此の立てられたる相場標準にせば取引市場以外に於ても公平の價を以て公債株券の取引を行ふとを得べし既に取引市場の設立ある土地にては取引市場の外に賣買するの必要もなかるべしと雖も全國都鄙到る處に市場を設くべきにも非ざれば此等の市場なき地方にて公債株券を賣買するに當り相場を立つる市場が何處かにあれば其公にする相場を視て私に賣買する直段の標準とするの便あるべし其他讓渡なり抵當なり又或は契約なり何れも標準相場に要用なきはなし一旦相場表中に列して市場の取引に出る上は大抵善きものは上り悪しきものは下り一上一下善惡の度を表し全國各所に散在する資本家若しくは投機者をして賣買取引の標準を得せしむるに足る「全一の物を取引する取引市場が一商業地の内に二個以上あるべからず」と云

ふも此邊より來れる意見に外ならず

第六章 取引市場は恐慌の幾分を防ぐに足る

取引市場の取引目録に記載されたる公債株券は現金に代はること甚だ容易なれば理財社會の恐慌をして其の甚だしきに至らざらしむるに足る其の故他なし抑も市場の内外には株券賣買を専門の商人あり倫敦ブールスのシヨパーの如き紐育ブールスの如きスカルパーの如きは公然招牌かんぱんを掛けて此の事に従へり假令此の如き種類の名目は成立ち居らざるも投機の世の中と云ひ殊に市場の邊りにはシヨパー、スカルパーの實を行ふものゝある可きは必然の勢にして是等は當るを幸ひ忽ち賣買の求に應し其の數の何枚たるを問はず其の時の何日たるを論せず苟も市場に取引の出来る品ならば轉賣買戻の自由あるを以て賣らるゝも買はるゝも十の八九は逡巡畏避することはなかるべし大水池に漲り堤將に破れんとするの時に當り若し何處かに水の勢を導くべき捌口はきぐちにあらば破堤の大事に至らずして濟むことならん取引市場の内外に蟻集する投機者流は理財社會恐慌の變に應ずる水勢捌口の用を爲すものなり若し此の如き投機者流なくんば恐慌の時に當り天下只賣の一方に馳せ復た買ふて資本を市場に出すものはなかるべし是れ猶ほ火事に水の足らざるが如し火は益々燃え災は益々蔓らんのみ

第七章 資本の形か不動産より動産に移るに隨ひ取引市場の重きを加ふ

一千八百八十一年中紐育ブールスの株券賣高は一億二千八百十六萬二千四百六十六株にして一株百弗として金に積もれば百二十八億一千六百二十四萬六千六百弗なり之に全年中倫敦ブールス、パリブールス其他歐洲大陸の重なるブールスにて商ひたる賣高を合算するときは株券の類を以て現はす毎年所要の資本は人間の想像にて算へ得可らざるほどなるべし此の事實に由り株式仲買の職業、取引市場の商賣は復た決して忽諸に附す可らざるの問題となり社會全體の利害に關係する其度も年を逐ひ月を積んで歩を進め數年以前は専門の投機者等に限りたるものも今は既に國家の事に屬し甚だ重きを置かるゝに及べり英米佛共に人民の資本を仰すべき唯一の本は不動産なりしも今や公債株券の如き有價券類に振向くるもの十の八九に居り土地の財産は鐵道事業其他會社の株券に壓倒せられて其後に墮落たるも亦故なきに非ず蓋し株券の類より得る利益は甚だ明かにして且規則正しきのみならず何處にも持主の往く處に懷中され得るが故に盜難の患少なく時日を費すの損少なく不動産類なれば所謂本減もとへりのすべき處を株券の類なるときは曾て夫等の事もあるべからず資本使用の趣豈に變せざるを得んや取引市場の重きを加へらるゝ所以なり

第八章 取引市場は公債株式價格の極端に高下するを制す

取引市場の中に終始付き纏へる資本あり其目的は或る株券が正に買ふべきときなるに一人の買人なき時に當り獨り先づ買入るゝ爲めに備ふるに外ならざるを以て常に相場の変動を甚だしきに至らしめざるの力あり茲に問屋取引とも稱すべきか自から所有し又は譲渡すには非らずして左に買ひしものを右に賣り右に取りたるものを左に渡すを専務とするものあり常に人の買はざるに買ひ人の賣らざるに賣るが故に眞に所有し眞に譲渡さんとして賣買するものに便道と與ふると全時に市場全躰の取引をして何時にても行はれざるなきに至らしむべし是れ公債株券に特別の便にして取引市場の備なき他の賣買には企て望むべからざる所なり今試に家屋地面を買ふと公債株券を買ふと何れか便利なるやと比較せよ家屋地面の買入れには不當の高價を拂ふに非れば即ち何週間何箇月間を費やさざるを得ざる處を公債株券なれば二三時間に公平の價を以て事を辨ずべし數百萬圓に價する財産の持主が相場に大なる變動を與ふるとなしに所有全部を賣るべき約定を僅少の間に取結び來れば必ず賣れるのみならず猶又短き時間に賣拂財産の代金を受取ることを得ると云ふ便利は公債株券取引の外に何處に得らるべきや是れ即ち取引市場に備はる特典なり

公債株券の相場を固定して浮動少ならしむるより起る利益は是を以て仕拂に用ゆべく是を以て保證に用ゆべく是れを以て資本を甲の場所より乙の場所に送るにも用ゆべきに在り

資本移轉の例を擧げんに例へば外國に金を送るには爲替手形と云へる器械に由ることなれども丁度恰好の時に手に入らざることもある或は帶には短かし濶には長しと云ふが如き大小相筈まらざることもある此の如き場合には手形の代りに公債株券の相場に變化少きものを用ゆるに若かず現に獨乙の伯林と佛國の巴里との間には公債株券を送金に利用すること多し故に兩都會の資本家中に取引の盛なる券類は商會又は銀行に買はるゝ有様にて商會銀行も保管の爲めには費用を要し又積んで利息を生まざる所は不生産的とでも稱すべき金銀を置く其代に前記の公債株券を送金の備に供すると云ふ即ち是れ國際取引を便する一種斬新の貨幣に異ならず日本の公債株券にして若し米國にも其所有主多き上に隨分取引さるゝならんには日本鐵道株等を以て紐育商人其他への仕拂に充つるならんや今日の現情にては迎も夢想にさへ入らざる空論に過ぎず然れども内地例へば大坂東京の間ならば早晚獨佛兩國に於けるが如き便を利用するに至らんも亦知るべからず

第九章 取引市場の投機に社會を益するものもあれば又害するものもあり

凡そ歐米にて投機と云ふ投機を一括して其之に従事する人物の種類より大別すれば三者とするを得べし

第一は眞投機者にして其中に甲乙の別あり甲は所持して居れば必ず利を得んと信ずる所の

品を買ひ入るゝ者にして其買入の爲めに然らずば安くなるべき相場を高く維持するなり乙は高かるべきを安く維持するものにて甲の反對なり此投機者は自家の經驗に由り非常と思はるゝ相場を見るときは或は賣り或は買ふ買ふと賣ると甲乙其趣きを同ふせざれども二者共に物の價を中心引くものなれば弘く社會を益するの大なるは一なり

第二を偽投機者第三を暴投機者とす兩者の賣買は「六ならば我勝ち一ならば汝負け」と云へる精神に出るものなれば眞投機者とは全く其品を異にせり偽投機者は小資本小策畧を以て市場に打て出で若し見込外れて損方に立てば其損を拂ふて又先へと進み一文にても有金を増さんゝとの野心に外ならずれば其賣るや實物の賣にあらざ其買ふや實物の買にあらざ暴投機者は自分に相應しからざる外見を張て正直一偏の客に臨み信用一杯に手を引げて餘裕を存せず運善き間は利に溺れ一旦敗兆を見れば忽ち徒既して逃げ走るものなり是等は容易に人と約して僥倖是れ求むるにあらざれば即ち小策畧を以て小資本を増さんとするに外ならずれば終には其身をも利すると能はざると多し豈に眞投機者の如く社會に益を與ふるを望むべけんや

若し投機をして悉く暴投機者偽投機者の所業に限らしめば或は時に非投機論を唱へざる可らざれども其外に一種貴ぶ可き重んず可きものゝ存するを以て未だ一概に擯斥し去るを得

ざるなり請ふ更に其意を詳かにせん例へば何かの影響に由り米價恐ろしく下落したりと假定せよ然る時は投機の買人大に出て來らん何となれば米の物たる直ちに消費さるゝものにして其消費高は生産増加の比例以外に大なること殆んど疑ふ可らざればなり此時に至れば問屋も小賣も目下の用を爲さざる米を市場より取來て相場回復の時を俟て賣らんとすることとなれば米價の下落をして永く續かしむべき案外の出來事の生ずるに非らざるよりは之れが爲めに相場に幾分の生氣を與へ然らずんば此價は出でまじきにと思はるゝ相場を現はして下落の災に苦む數多き此道のもの益する其間に最初下落を致したる所以の眞偽を發見し吟味するを得べし若し又麥の價が俄に暴騰して例年此頃には有られまじき相場を現はしたりとせんか麥所有者は十分其原因を知る能はざれども兎に角に在品を賣り急ぎ未だ收穫せざる青畑をも當にして賣るものは相場高き後には必ず下落の追ひ來らんとを豫想すればなり右の例にて米の投機は強氣の投機にして麥の投機は弱氣の投機なり而して投機其者の趣に於ては米も麥も公債も株式も相異なることなし何物にか投機なからん苟も眞投機者の投機ならば皆に咎む可らざるのみならず國益を以て遇せざる可らざるが如し

物には必ず正價あり法外に高く法外に安からんよりは常に此正價を保ち若し何かに妨げられて其正を得ざることあらば其妨げらるゝ時間の成る可く短からんことは萬人の異口同

音に望む所ならん茲に所謂眞投機者は物品法外の價を制して常に正價に近寄らしむるものなれば其世に及ぼす所の利益たる測る可らず世間には相場を法外に上下せしめて奇利を貪ることを巧むものも少なからざれども非常に高くならんとすれば之を安くし非常に安くならんとすれば之を高くするものが一方に在るが故に流石の奸商も野心を逞ふすることを得ず此の點より投機を評すれば正を助け奸を抑ゆる一種靈妙の法律と云ふも亦可ならん

第十章 巴里取引市場改革の是非

巴里にても曾て現在の取引市場を改革せんとしたること恰も明治十九年來我國に起れるブルス論の如きものありしかとも終に其説は成立たずして今日あるを致せり左に擧ぐるは元老院議員某の著述より抄譯したるものにして現制の維持に與て最も力ありし意見なりしと云ふ

仲買規則沿革考

其變遷、委任、公職、廢止、復立

現今仲買の職務は一種の公職となり居るか故に人或は此公職は古來其役祿の官買と其所有權の公認とに由り王家のために利益を收むるの用具となりたる自餘の公職と同一の規則に因らしむへしと云ふ者あり是れ大に誤てるなり

眞個の所謂公職即ち之を詳言すれば其職を行ふ者か官權の一部を托せられて眞正なる官吏の有すべき職權及び資格を有するものと彼の公證人、^{アウイヤー}代證人、大審院、代言人、評價人、仲買人等の如く唯に其願主に對し公職の稱を與ふるものとは獨り其名を同ふするのみにして其實は大に異なり

蓋し右兩種の公職中第一のものは固より營業の自由を有するを得ず然れども第二のものに至ては能く之を有するを得へし

故に仲買人の營業は本來自由ならざるへからざるものなるに之を專有せしめざるへからずとするは如何なる點より來れるか

此營業の專有權を定めたるは遠く十六世紀の候に在り即ち千五百七十二年六月シャルル九世の勅令を以て始めて之を定めたるなり此れより以降此專有權は革命時代に若干年間中絶したるのみにて連綿として常に存立して今日に至り既に三世紀の久しきに及へり千五百七十二年始めて仲買業の專有權を設けたるときには巴里に一ヶ所の取引所あり此取引所は是より先き千三百四年に創立せる者に係り今日にてもボンフシヤンシュ(仲買橋と譯す)の名稱を有して世人の普く熟知せる橋上に設けありしなり其他又里昂にも一の取引所ありツールーズにも一の取引所ありツールーズの取引所は千五百四十九年の勅

令にて設けたるものなり

商人の右等の取引所に到て賣買の取極めを爲すには其仲間に立ち周旋すべき者を得ると最も必要なり商品の賣買と金錢の兩替とを問はず仲買人の職業世に出てたるは此必要あるに由れる者なり

右仲買の職業は如何にして之を行へるか、又其仲買に立ち周旋するものは如何なる効用を爲せしや

今千五百七十二年の勅令の緒言に載する所を視れば當時此職業は其當に爲すべきの効用をなすと能はさりしなり乃ち其緒言に云く

「前畧我が王國內の諸都府并に其他の場所に行はるゝ仲買の職業は常に適正と誠實とを旨とすべきものなるに我裁判官の前に出て、宣誓を行ふ等の事なく人々随意に此職業を營むか故に限りなき弊害を生して不良の行を爲す者少なからず仍て予は此勅令に由り我が臣民の洪福及び其商品の安全を保護せんことを望む」

此緒言の前提は如何なる趣意を含み如何なる辭柄を存したりや

其辭柄とする所は商業の利益上より其取引を安全ならしむべき正實の周旋人を要すと云言に在り而して其趣意とする所は從來王室か自餘の職業を販賣せし如く此職業を販賣し

て以て其利益を收むるに在りしものゝ如し

然れども此專有權を設けたる所以は公益を進むるに在て私利を營むるに在らざりしとを容易く證明すべき者は他なし即ち其設立に由りて利益を收むるを求めざりしと是れなり

故に右第二種の職務は其實眞個の所謂公職に非ずして唯に單純なる委任にて有りしなり千五百七十二年の勅令の辭義に就て之を案するに右の如くして設立したる公職（若し之を公職と云ふを得ば）は一代限りにして之を行ふかため別に金員を拂ふを要せず而して此公職に任せられしものは總て右の勅令を發布したる時に仲買の職業を營み居たる者なりき

然るに千五百九十五年四月十五日參事院の布告にて兩替并に外國品卸賣仲買の數を里昂リオンにては十二人巴里にては八人ルーアン及びマルセイユにては四人ツールーズにては三人ツール、ロセール及びホルドールにては二人アミアン、ヂェツプ及びカンノーにては一人と定め千五百九十八年五月十七日同院の布告にて仲買人に若干の金員を拂はしめ千六百三十八年十二月の勅令にて右一代限りの公職を變じて世襲の公職と爲せり
左れば右の改革は既に專有權を設立したる後ちに行へる者にして此專有權は其設立の當時に於ては全く無料にてありしなり

是故に千五百九十五年の布告の制定者か其緒言に於て左の如く陳述したるは是れ全く誠實の意より出てたるものと云はざるへからず其言に云く「國王か兩替及び銀行の仲買人を公職となしたるは從來此職業は内外國人の別なく又た裁判所に於て宣誓を行ふともなく何人にてても隨意に之を行ふを得たるか爲め詐偽密賣等を事とし大に公衆の害を醸したるか故なり」と

又千五百九十八年の布告の制定者か前同様の陳述を爲し并に千六百三十八年の布告の制定者か新制度の施設は全く従前の弊害を除くに在て一も之か爲め苦情を惹き起すへきものあらすと陳述したるか如きも均しく誠實の意に出てたるものと云はざるへからず

千六百三十八年より千七百二十年に至る迄は仲買の職務は世襲の公職と爲り又其株を官買するの性質を有したり

是より以降千七百八十六年に至るまでは仲買の職務を以て全く其職務に任する者の所有權たるを公認したるに動もすれば不能力の者又は不品行の者之を傳承するの悪弊を生したるを以て終に此職務に任する者を以て單純なる委員と爲し司法大臣より發する命令を以て何時にても之を罷免するを得ると爲せり

千七百八十九年三月十九日に至るまでは右の状態を存続したりしに此日に至り王命を以

て仲買職を昔時の公職に復し其世襲及び其株を官買するの性質をも併せて之を復立したり

右の王命第九條に於ては此公職は傳承の名義を以て所有すへきものにして其讓渡の度ごとに其賣買金額の十六分の一と外に右十六分の一の金額一リッヅルに就き二スーを拂ひ其確定を證すへき旨を述べたり

右の王命に循由し巴里の取引所には六十人の仲買を置けり

右の王命の緒言に記する所に據るに此變革の目的は仲買職をして一層強固なる存立を爲さしむるに在り然れども余は此緒言に對しては前きに予か千五百七十二年及び千五百九十五年の布告の緒言に對して抱きたる考案とは全く相異なる考案を抱かざる可らず余は前兩布告の緒言の趣意は深く之を信したれども千七百八十六年の王命に就ては之と全く相反し余の信用甚だ薄く而して其眞個の趣意は當時國王の財庫乏欠甚しかりしを以て之を補ふの必要より生したりと言ふも余は必ずしも酷論に非すと思料せり

今其趣意は姑く之を描き此の如く既往の事跡を考査し來れば仲買の營業は凡そ二百餘年の間、曾て自由ならざりしを知るべきなり或は公職の名稱を得或は委員の名稱を得たるも仲買の職務は常に専有權に外ならざりしを知るべきなり

又右考査したる所に據れば委員の制に代ゆるに公職の制を以てしたる王室の私利を謀る理由より出てたりとなすとを得へしと雖ども當初より専有の制を定めたるは一般の公益を圖るの趣意に出てたりと云ふの外他に之を辯明するの理由あらざるなり

是よりは革命時代の事に移るへし
千七百八十九年八月四日の法律を以て裁判官、邑官、并に行政官の公職を官買するを廢止したるは世人の能く知る所なり

是より二年を経て千八百九十一年一月廿九日の法律は更に詞訟カフイース、ミニステリアルに屬する公職の賣買を禁したり(オフイース、ミニステリアルとは代言人公證人等の類を云ふ)

次て更に一步を進め共和政の趣旨を体し自由、平等の兩主義に適從するか爲め千七百九十七年の法律は平等自由の名義を以て其第二條に列擧したる公職并に凡そ營業の特權に屬する者は悉く之を廢止し而して仲買の公職も亦其一に居れり

千七百九十一年四月十五日後は何人にも規定の營業税を拂ふて仲買の業務を營むを得るに至り同年五月八日の法律は唯仲買人に向ひ商法裁判所判事の前に出て、正實に其職務を行ひ及び國會の法令と行政規則とを遵守すへしとの宣誓を行ふの義務を命したり
余は此新制度の設立に由りて自由平等に補ふ所ありしやを知らず又其設立に由りて公同

の利益に補ふ所ありしやを知らず唯余の知る所を以てすれば是時よりして不良不正なる投機の數の夥しく増加したると是れなり破廉耻なる投機商か全く巴里の取引所を占有したると是れなり蓋し當時巴里の取引所はリュイヴイマンヌに設けありしか其後ち千七百九十三年六月二十七日國約議會の決定に由り取引所の開場を命して右の所より逐出したり更に又余の知る所を以てすれば同年九月九日第二の決定を以て仲買人の帳簿、證券類に施したる封印を解く可き旨を令し同時に無辜の良民二人を捕へ其行の方正にして一も咎むべきものなきとを判斷するに致るまで之を獄中に幽閉したると是なり

右の如き嚴酷なる處分は専ら革命的の紀律を行ふの趣意に出てたる者なるか將た或は單に營業上の紀律を行ふの趣意に出てたるものなるか固より第一の趣意も幾分か與りて力なきに非ざるべきも余を以て之を觀るに其最も重大なるは寧ろ第二の趣意に存するか如し

右に論斷する所を以て精確誤らざる者なりとせば公同の利益は専有の制に代ゆるに自由の制を以てしたるに由て其得る所寡くして失ふ所多かりしは知るべきなり

取引所は法律に由りて殆んど二年間開場したりしか共和三年フロリアル月六日の法律に由りて再び之を開場し仲買人も亦其營業税を拂ひ(共和三年テルミトール月四日の法

律)且爾後引續いて其營業を規定したる法律に適應する以上は自由にて其職業を營むを得るに至れり(共和三年アリユクテドル月十三日の法律は取引所外に於て金銀を賣買するを禁し共和四年ヴンテミチール月廿日の法律は爲替手形及び其他の商業手形を空に賣買するを禁したり)

此自由の制度は實に一種特別なる自由の制度にてありき何となれば千七百九十一年五月八日の法律の實施に由りて八十名の仲買人を設けたればなり(トリビエナール院議員チボール氏か共和九年ヴントーズ月廿七日の議場にて商業取引所の設者に關する法律案審議の際に演說せし所に據るに政府にては右八十名の仲買の外若干の人員に仲買職を營むを許可したり又此正當なる仲買の傍に政府の許可もなく別段の規定もなくして仲買業を營み居たる者もありき)而して此自由の制度は纔かに五ヶ月間繼續せり

共和四年ヴンテミエール月廿八日取引所の警察に關する法律にて專有權の制度を復立して當時巴里に在りし八十の仲買職を廢し(法第五條)新に廿五の仲買職を設け其内二十名は銀行并に外國證券の取引を専らにすべき者とし五人は貨幣及び地金銀の賣買を主とするべき者とせり(法律第六條)又同上の法律にて商品の仲買人六十名を設けたり

右專有權の法律は國約議會即ち國民議會に倣ふて常に職業の自由を主張する一の議會に

て制定したるものなり

然らは何故に此一事に限り其本來の自由主義に反したる特例を設けたりや

此問に關しては立法者彼れ自身に既に其答辨を爲せり故にヴンテミエール月廿八日の法律の緒言に記して云く

「秩序及び秩序より生ずる所の自由は取引所構内に行はざるへからず商業の安全は株式仲買及び商品の仲買職を類別し限定するを要す」と

又云ふ此自由と安全とは商業の爲め甚だ須要なる者にして放恣及び投機の取引と混淆すへからず凡そ商業國の商人は其適正なる取引を保護すべき法律を要求し又能く之を遵守すれども投機商は到る處此法律を犯し此法律を免れんとを求めざる莫し」と

次て當時投機商の爲せる取引の次第を一々列擧したる後ち更に云く

此の如き投機は甚だ道德に背き凡百經濟の制度を破壊し國人貸借上の信用を破壊する者にして世の利己主義家即ち公益の仇敵たる者の企望し實行する所なり而して之に處すると寛裕に過ぎたりし故を以て却て公益を害すへき彼等の罪業を獎勵するに至れり」と
右の如くその弊害の及ぶ所甚だ大なりしを以て是非とも之を救治する方法を施さざる可らざりしなり而して之を救治するの一法として當時に採用したるものは實に仲買人の

專有權を復立するに在り而して此方法を採用したる議會は即ち平素自由を旨とする國約議會なりき亦以て此專有權の復立は専ら一般の利益を保護するの趣意より出てたるを知るべきなり

然れども右の如くして其專有權を復したる仲買職は昔日の如く世襲の公職に非ずして單に一代限りの委任の一種となり往きに千五百七十二年の勅令及ヒ千七百廿年八月三十日參事院の布達を以て設けたるものと一も異なる所あらざりき其後復興政府(一世ナポレオン)に至り千八百十六年四月廿八日の法律を以て仲買人并に其他の公職人は君主の認可を得て其相續人を設くへしと爲し更に其職業係に官買物たる性質を與へたり

斯の如くにして再び此職業を王室の爲めに利を營むの用具と爲したるは深く惜むべしと雖ども此官買の問題と其專有權の問題とは全く相別れて互に關係を有せず何となれば專買權は之を官買物と爲さずして無代にても之を與ふることを得ればなり之を要するに仲買人は其公職人たりし時と其單に委員たりし時とに論なく三百年來其員數に制限を設けたりしは以上述ふる所の沿革に徴して甚だ明かなり而して其間僅かに四年の間此職業を全く自由と爲せりと雖ども其自由に因りて得たる所の利益は之に由りて生したる弊害より少きと萬々なりき

共和四年仲買職專有權の制を復立してより同九年に至り此問題亦議院に起り同年ワンド
ノス月廿八日の法律を議するに當りルノード、サン、ジャン、ダンジュリー氏は其法律の
説明書中に左の言を爲せり

「商業に従事するもの、爲めに若干の市場を開きて相集て取引を爲さしむるのみにては未だ足らざる所あり、猶ほ此外に賣者と買者との仲間に立て其取引を容易ならしめ其契約を訂結し保證し執行するものなかるべからず此仲間に立つ者とは即ち仲買人の云ひにして此仲買人は其品行に由り其智識に由り及び其所有物の一部の抵當に由りて一般の取締り及び依頼人各自の利益に保證を與へざるべからず故に彼等に一般の信用を置くべき者たることは政府より之れを指示さしむるべからず而して政府は之に其取引を依頼する商人と共に其保證金に由りて不正の行を爲さしむるを儘め又其過誤失錯あるに當ては之を以て其償に充てざるべからず」と

是故に仲間に立て周旋する者なければ賣買者双方の直談にて決定する能はざる契約の執行を容易ならしむると、品行、才能、并に財産の保證を爲さしむると政府より監督を加ふると、政府并に各個人の安全を保つと能はず此四事はルノード、サン、ジャンクングレ
氏の趣旨とする所にして此趣旨は固より輕々に看過すべからず

更にアレキサンデル氏がトリュビナー議會に出したる報告を示さん其言に云く
 爰に二人あり相互に信用を置き之か仲間に立て周旋する者を用ひして一の賣買を取組
 むも固より妨げあるなし然れども此の如き事あるに由て仲買人を無用なりと結論するは
 是れ取引なる者の本旨を誤解するの致す所と謂はざるへからす何となれば一方に於ては
 其所有する證券又は物品を賣却せんと欲するも其身の都合若くは已を得ざる必要の爲め
 人に知らるゝを望まざる者世間に往々之れ有り而して他の一方に於ては之を買入れて其
 資本を運用せんと欲するも亦人に知らるゝを好まざる者尠からす此場合に於て一方の賣
 却を容易ならしめ他方の買入れを容易ならしむるには固より兩者の仲間に立つ者なかる
 へからす且平素取引所に關係なき者、遠方に居住する者、又は商賣の取引に不案内の者
 が必要な場合に於て充分に信用を置いて其取引を委託し如何なる事あるも絶へて欺騙を被
 むるか如きとなきがためには政府より取締を受けたる一定の人物の其取引を周旋する者
 なかるへからす仲買の仕組は即ち右の趣意に基ひて設けたる者なれば之を無用となして
 廢止するは極めて不可なり若し此仕組なきときは商業は全く無智貪戾なる奸商の占有す
 る所となり終に全く廢絶するに至らん且此仕組あるも固より商業の本色たるへき自由と
 純正とは一も損失する所あらざるへし云々」と

之を要するに此法律案に就ては一人も反對を唱ふる者あらざりしなり議員チポール氏は
 其法案中の或條項に駁撃を加へたるも其專有權の原則に就ては不同意を唱へたるに非ず
 氏は唯政府にて隨意に仲買人を任命するとなくして銀行家若くは重なる商人の推薦に由
 りて之を任命するを可としたるのみ故に其言に云く凡そ信用なる者は上より命すへきに
 非ず又人より之を受くへきにあらす唯我より進て人に與ふへき者なり」と又云く共和三
 年巴里の取引所を設けたるときに名望ある三十名の銀行家及び商人にて數千の願書を調
 査し投票に由て仲買人を選び政府は唯之を認可するのみに止めたり其後ち選舉に洩れた
 る者頻りに苦情を唱へ終に取引所に入る許可を得るに至りしか自餘の職業に於ては競争
 は極めて良好の結果を生ずるも此事に就ては甚だ不良の結果を生したり」と

次て議員チポール氏か細目に涉れる駁論は議員フアブル氏の反駁する所と爲れり氏は仲
 買人の專有權の正當なるを證明するか爲め先年其專有權の廢止に由りて無數の國人専ら
 投機を事とするの實跡を引擧し且云く是の時に當り正實の行は凡百の取引に全く其跡を
 絶ち今日に於ては聊か改良を得たる者ありと雖ども其商業の大體に於ては未だ其弊を掃
 蕩するに至らず故に政府は世上平和に歸し國中の諸業將に隆盛に赴かんとするの今日に
 於て宜く此流弊を除却するの道を施し國人をして昔日の職業に復せしめんことを圖れる

なり而して今日に於て商業を振起する方法は法律を以て取引所の仕組に規定を設け殊に仲買人をして誠實に其職務を行ふの保證を出さしめて其昔日得たる所の信用を回復せしむるより急なるは莫し」と猶ほ最後に於てルノー、ド、サン、ジャン、ベルナール氏がヴンドレス月廿九日立法院に於て演説せし一節を左に引用すへし其言に云く「仲買職の仕組は千五百七十二年シャル、九世の代に創設する所にして其後代々之を保存し其目的とする所、取引の安全を保證するに在り故に仲買人は常に公職の名稱を有し千七百九十一年に至るまでは政府の委任又は許可を得ずして人々自由に此職業を行ひし事例は絶へて之れ有るなし蓋し仲買職は日々に會社の財産の損益利害を生ず可き重要な取引を事とするか故に此職業を行ふ者をして検査を受けしめ保證金を出たさしめ及び嚴重の取締を受けしむるは社會全體の利益に歸すればなり故に今日は無限の自由より生じたる許多の弊害を救治するの秋なり」と

右の審議の後、共和九年ヴントローズ月廿八日の法律を以て凡そ取引所の設けある都府には政府より任命せる仲買人を置く」と(法律第六條)此仲買人の外は仲買の職業を行ふ可らざると爲せり(同第七條)

右の法律に規定したる所は千八百七十年の商法第七十六條に於て法律に定めたる手續に由

て任命せられたる仲買人は本條に列擧したる取引を行ふの特權を有すとの條文を以て猶ほ之を固定したり

次て千八百六十二年七月二日の法律を以て更に右に規定する所を固定せり此法律に於ては當時仲買株の價格著く騰貴せしを以て仲買人の資本主に其營業より生ずる損益を分つを許し従前は仲買人と其資本主とは法律に違ひ隠然結社の狀を爲し居たりしも其後は此兩者の結合を以て法律に適へる公然たる結社と爲すとを得たり

以上述ふる如くなれば仲買人の專有權は其甚た善良の者たるは經驗に照して明かなる事なるに今日に於ては復た大に世上の駁撃を被るに至れり而して之を駁撃する者は仲買人を以て公職と爲すを望まず又之を委員と爲すを望まず唯全く自由に放任して一も干渉するとなからんとを望めり

此駁論は果して如何なる價值を有せるや

仲買の手續料過多にして其人員不足なりと唱ふる特別の駁論に對する答辨

仲買人に對する數種の駁論中に特別なる二種の駁論ありて最も世人の信用を得たりと雖ども余を以て之を觀れば是亦一も理由を有せず其駁論は仲買の手續料多きに過くると言ふと并に其人員不足なりと言ふとなり余は先づ手續料の事に就き辨解を下す可し

世人概ね手数料は仲買人が随意に取極むる者の如く思考せり是れ大なる誤なり
 仲買人の手数料は或は法律に由り或は其當該官廳の命令に由りて豫め定額あり此定額は千
 六百三十九年四月二日の參事院の布告千六百八十四年七月五日及び八日の規則千七百八年
 八月及び千七百十四年十一月の勅令に由り屢々變更を生したる後ち共和九年セルミナール
 月廿九日コンシユル官の布告第十三條に於て下の如く定めたり曰く仲買の手数は内務卿
 の報告に依りてコンシユル官の布告を以て之を定む内務卿は此事に就き取引所の設けある
 都府の商法裁判所并に其州長に諮問して報告書を造るへし其場所ノ使用に關しても亦當分
 の内此法に據るへし」と

右の布告に従ひ共和九年メッシドール月廿六日セーナ州商法裁判所の決議に由り内務卿及
 大藏卿の認可を得て巴里仲買人の受取る可き手数料を左の如く定めたり

外國又は各州に在る證券の賣買に就ては賣買者双方より各千分の一、二五を拂ふと

巴里内に在る證券に就ては單に賣主より千分の一、二五を拂ふと

公證券の賣買に就て其賣買金額の千分の二半を賣買主双方より拂ふと

然れども巴里の仲買人は特別なる或る場合を除くの外、右に掲けたる最高額の手数を受
 けざるのみならず其幹事局の議決に由りて時々其定額を變更し益々其手数料を低廉ならし

めたり

右の議決に由り現今實行せる手数料の定額を擧ぐれば左の如し

都て訴訟書類に由りて其賣買を爲す可き公私の證券は千分の二半とす

佛國公債(現場賣買)、國庫の證券、外國公債(現場賣買)、州府其他公署の債券、佛國(現
 場及び定期賣買)及び外國(現場賣買)の鐵道會社の株券及債券、并に一般に取引所に於
 て其賣買を許可したる株券及び債券は都て千分の一、二五とす又直に其證券類を賣買す
 るに非ずして單に仲買人の爲せる調印の證明を求むる者あれば其の手数料として千分の
 一、二五を拂はしむ

二重の精算を爲すへき各種の證券類の定期賣買に就ては千分の一の手数を徴收す

又定期賣買の手数の最少額は左の如し

佛國公債は其三分利付千五百法及び同其四分半利付二千二百五十法に就き其定期賣買の
 手数料は二拾法、其五分利付二千五百法に就ては同廿五法とし以下皆此割合に準す其他
 定期賣買を爲すへき各種の證券に就ては一個の株券又は債券毎に五十サンチムとし外
 國の公債に就ては其定期賣買を爲すを得へき最少額の證書一通に就き二十五法とせり
 右の如くなれば第一類の證券類に就ては其手数料法律に定めたる最高額に達せりと雖ども

是れ其故は其賣買の取引に屢々争論を生ずるとありて其責任重く其危険大なればなり其他の證券に至ては其手数料固より法律に定めたる最高額より寡く佛國公債三分利付の定期賣買の如きは其手数料僅かに千分一に過ぎず

然れども人或は云はん自由の市場に於ては仲買の手料は更に低廉なりと是れ或は然らん然れども會所の仲買には保證あるも自由の仲買には保證なし然らば其保證の爲めに相當の償を得るは豈に至當の事に非ずや

右の如くなるを以て其手数料の多きに過ぐるを以て仲買を責むるは是れ尤も理なきの言なり余更に第二の駁論即ち仲買の人員不足なりとの駁論を檢按すへし

此駁論は其實専ら巴里の仲買に對して起れる者にして各州の仲買に就ては未だ斯の如き不平あるを聞かず

然らば巴里仲買人に關する此駁論は果して其根據あるや若し人あり六十名の仲買人にて不足ある所以の實證を擧げは余は此間に對して然りと答へん若し之を擧ぐる能はずんば余は之に否と答へん

此實證果して存するや否やを吟味するに當り余は先づ現場取引と定期取引とを別て之を論ず可し

現場取引に就ては余は一も苦情を生したるを聞かず余は會所に於て賣買する證券の取引に其取引人の不足を訴ふる者あるを聞かず是れ其理由は極めて親易き者なり

右證券の大半は平均相場（原註平均相場とは取引所當日の相場之最も高きものと最も低き者との中間に在る者を謂ふ）にて賣買するか故に一人の仲買買入の注文と賣却の注文と同時に同相場にて來ると毎日之れ有り此の如き場合に於ては其買入の注文を賣主に仕向け、賣却の注文を買主に仕向け賣買双方何れか剩餘の分のみに就き同業者に依頼するなり故に其取引の大半は會所に至るまでもなく一人の仲買か自己の部屋に在て右の如く賣買双方の注文を互に仕向け合ひて結了するを常とす

定期賣買に就ては若し取引人の品行も又其取引の正邪をも顧みるとなくんば仲買人を不足なりとするの駁論固より根據なきに非ず然れども取引所の爲めに専ら其風俗を善美ならしめんと欲する者には是れ亦解す可らざるなり

蓋し定期賣買なる者は多くは賭博の一種に過ぎず然るに仲買の手料愈々寡きときは此種の取引愈々多きを加ふるに至るへし故に人若し此種の取引の愈々多きを加ふるを望まば仲買人の員數の不足なるを訴ふる固より可なり然れども若し其望む所之に非ずんば之に對して苦情を陳るを得ず要するに仲買の手料の相當の度合にまで騰貴するは投機の過度に涉

るを防止する所以なり

巴里仲買人の員数は往きに千七百十四年に初めて其員數を定めたる時と同一なるを以て人往々其當時に十分なりとせる六十名の仲買にて今日の取引を行ふに十分なりとするやと疑ふ者あり然れども其事情を説明するは極めて容易なり

蓋し仲買人も亦他の職業を營む者の爲せる所と同一の事を爲せるなり即ち大に其職業の機關を改良し昔日若干の時間内に爲せし所の事務に十倍し二十倍し若くは百倍する事務を同一の時間内に爲すに至りたるなり、仲買人會社は其總へず改良進歩したるに由りて如何なる時代に於ても如何なる場合に於ても例せば彼の國債募集の如く其事務最も多端なる時に於ても常に能く其要求に應じ其需用を供するを得るに至りたるなり

仲買人中央組合の如き當初に於ては唯同業者の精算を爲すの用に供するに過ぎざりしに其後ち其組織大に發達し仲買人の爲め亦公衆の爲め大に其職業を容易ならしめ安全ならしめ又之を増加せしめたり

今此組合會所に於て設けたる重要な執務を左に示すへし

總會計部本部にては國庫支拂官より交付する佛國公債の買入及び賣拂ひに關する一切の注文を集め因て此賣買双方の注文を平均相場にて互に仕向け差引き差異ある分のみ組合附屬

の仲買をして取引所に至り買入れ又は賣拂はしむる者とす

現場賣買の拂渡掛此掛にては都へての仲買人をして各所に往來するとなく同一の場所に於て其賣買せる凡百の證券の受渡を爲すを得せしむ然るに昔時に於ては人々互に其住居に至りて此受渡を爲せり

差引計算掛此掛にては各仲買人の貸高と借高との比較表を造り其借高貸高に超過せる者は一通の爲替券にて其超過せる金額を銀行に振込み而して會社よりは銀行に通牒して更に其金額を他の貸高、借高より超過せる仲買の預金と爲さしむ

利子券掛此掛にては仲買人か其顧客より受取方を依頼せられたる一切の利子券を集め七十餘名の役員ありて其利子券を檢證し部別し及び帳簿に登録し次て其翌日に至り其利子金額を拂出し其受取方を依頼せる諸會社に送付して之を收納せしむる者とす

佛朗西銀行に證券預け入れ掛此掛にては仲買人に請取證を交付す此請取證は仲買人の間には差支へなく流通し且つ破産倒産の際に會社并に顧客をして無記名證券に附隨せる危害を避くるを得せしむ

無記名證券遺失の故障申立に關し千八百七十二年六月十五日の法律を執行するか爲め設けたる審判掛此掛にては仲買人より又は仲買人に對し出てたる證書の交換を爲すの願を審按

する者とする

共同出納掛此掛にては巨額の公債募集に際し會社への申込を取集り本證書の發行に至るまで會社より假證書を發行す而して此假證は商業者の仲間には大抵差支なく通用するを常とする

右に述べたる諸種の手段に由り巴里仲買組合は其取引事務の著く増加したるに拘はらず終始同一の員數を以て凡百の需用に應し能く其職分を充たし其義務を盡し一も不足を感ずるとあらざるなり

顧ふに仲買の仕組に對し漫に叫呼して苦情を唱ふる者は固より此の如き詳細の事を知らず然れども叫呼は道理に非ず道理を述ふるには須く其事を知らざる可らず論を爲すに先つて宜く自ら學はざる可らず

結論

本題は四様に論結するを得し

第一 在來の狀を維持すると

第二 仲買人の仕組を協會又は組合に變更すると

第三 商品仲買人の爲め採用したる折衷の仕組を用ゆると

第四 純然たる職業の自由を定むると

右の内第四の結論は余の全く取らざる所なり何となれば上來述ふる所に由るに此自由は純然たる空想にして理論に於て存在するを得るも事物自然の勢に由り實際に於ては到底存在する能はされはなり

第三の結論も亦余の取らざる所なり何となれば折衷の仕組は自由に非ず又専有權に非ず自由の弊害ありて専有權の利益あらざればなり

第二の結論に至ては若し今日に於て其事草創に屬し未だ何如なる權利をも收得せる者なく始めて新に取引所及び仲買人に關する法律を設くる時なりとせば仲買人の全數を一個の協會若しくは組合と爲し其協會員若しくは組合員をして法律又は一般の行政規則に従ひ財産上、材力上及び品行上の保證を具へしむるは固より不可なるとあらざるなり

此の如き仕組は亦固より専有權に外ならずと雖ども其専有權は所謂護謨的専有權にして時に由り伸縮消長を爲して仲買人の員數は嚴に限定する所なく其事務の擴張すると其市場の必要とに由りて増減するを得るなり

然れども今日は草創の時にあらずして從來の仲買職を既に存立する者あり故に今若し新に此制限の専有權を設けんと欲せば從來存立する者は悉く破壊せざるべからず然るに今若し

五億噸煤を産するときは前に述べたる如く政府即ち國中の納税者は寧くも一億四千萬法の金を費やさるゝからず是れ實に高價も甚きなり況んや其改正の結果は今日に於て未だ明かに測知する能はざるに於てをや

今日に於て佛國の重なる取引所、就中巴里の取引所は其組織の完備せるに由り又其職務を行ふの方法宜しきを得たるに由り其勢力其安全の點に就き大に世上に聲價を博し資本を賣買する一の重なる市場と爲れり余は今此事に就き外國人の思考する所を示すか爲め千八百八十二年七月九日羅馬の仲買人より巴里の仲買人に宛て法律上の專有權に關して送りたる書簡の要旨を左に掲ぐへし蓋し伊太利に於ては法律上仲買人專有權の設あらざるなり其書に云く「君等の享有する特權は少く多きに過ぎるか如しと雖ども其特權は唯に佛朗西國中に莫大の利益を與ふるに止らず歐洲全土に亦莫大の利益を與へり君等仲買の組合今日の如き組織を有するか故に巴里取引所は從來恐るゝき財政上の危期に際する毎に巧み之を避くるを得たりと雖も若し此組織なくんば其危期に際し必ず大なる損害を被むるを免かれざるべし故に君等の特權を廢するときは巴里の市場を破壊し從て兩世界の市場を擾亂するものなり何となれば今日の現狀に於て君等の市場は君等の國內及び外國に起る所の財政上の企業を保全するの關聯なればなり君等の特權は人之を駭撃する者多しと雖も此特權に由りて

大に巴里取引所を強固ならしめたるを以て歐洲全土の取引は總て巴里取引所を其基本と爲すに至れり左れば君等の市場に大なる結合力を與へて其基礎頗る強固なるを致したるは其取引所に特權の仕組を設けたるに由るなり然るに今若し此特權を廢せば事躰忽ち一變して國中の富は如何に發達するも巴里取引所か是まで諸外國に及ぼせる勢力は悉く之を失はざるべからず先年巴里の市場外に於て我國債を募集したる例を視るも亦以て自由の仕組か經濟の市場に於て頼むに足らざるを證すへきなり故に君等の特權を保存するは不條理は則ち不條理なるべし然れども其不條理は一世期前より既に存立して世上に大なる利益を與へ何人も之か爲め損害を被むる者なし然るに今漫に之を駭撃する者あるは是れ其人の惡意より出て其卑劣の情慾に制せられて然るなり」と

右の書簡は外國人の手に成りしものなれば其用語切實ならざる者固より勘からずと雖ども其思想は極めて切實にして全く余の意を得たる者なり

是故に余は仲買人の仕組を在來のまゝに保存して一も之に觸るゝ勿からんとを望む蓋し在來の仕組は固より弊害なきに非すと雖ども之に由りて取引の安全を與ふの利益亦少なりとせず世人宜しく深く心を用ひて妄りに其柱石に觸るゝと忽れ若し其柱石一たひ振動せば其建物の全軀を擧て破壊するに至るべし

右の如くなるを以て余は仲買人現今の仕組を保持するに論結す

第二編 定期賣買

第一章 百年以前には歐米にても非投機論を以て定期賣買を擯斥したり

取引市場賣買取引の方法を大別して二とす曰く現場賣買曰く定期賣買是なり其一なる現場賣買にても投機は行はれざるにはあらざれども定期賣買に比すれば九牛の一毛にも當らず取引市場の取引市場たる所以のものは一に此定期方法の存するに由れり夫れ需用供給自然の相場を以て賣買共に立るに辨ずるも新立事業の成立を容易ならしむるも理財社會の恐慌を薄むるも公債株式の相場を中心點に維持するも皆な一として定期賣買の妙用に由らざるはなし

歐米過去百四五十年前には非投機論大に行はれ定期賣買の氣勢を挫かんとする所の法令を出すと前後一にして足らず然れども常に其効果の思はしからざるのみならず實業者流も亦た公然之を蔑視して心服するものなく強て法律を以て干渉せんとすれば有益にして且つ必要なる真正の定期賣買をも賭博に類する者と共に玉石併せ焼くの恐れあるが故に寧ろ初めより自由に放任するに若かすと云ふに至り終に非投機論の上に成り立ちたる大小數十の法律を全廢して其説に投機の害は投機者其者の頭上にこそ落る者なれば左迄社會を毒するに足らざれば自から損し自ら制し血を洗ふに任ずること上策ならめと云ふが如き議論は

當時既に歐米諸國に行はれ漸次其勢を得て以て今日あるを致したるなりと云ふ然らば日本
 にて今更の如く定期賣買の事を彼れ是れ云ひ動もすれば博奕として擯斥し去るが如きは即
 ち歐米百年以前の舊夢を語るに異ならず

第二章 定期賣買の起源

歐洲定期賣買の起源なりとて或る英書に左の如く記せり

若しも株式仲買の業務を單に依頼本主の爲めに公債證書の實物を賣買する事と限りたら
 んには此業に従事する仲買の人数は半分にも至らざりしとなる可し是に於て外國人殊に
 和蘭人が英國の公債證書に利害の關係を有するよりして定期賣買即ち後日勘定の目的を
 以て券類(公債の類を云ふ)を賣買する約定の發生を促したることを示さざる可からざるに
 至れり

券類の實物を真正に授受するの目的を以て結ぶ定期約定の期限は概ね毎三ヶ月にして二
 月、五月、八月、十一月と一年を四季に分ち此等の季を和蘭土語の商人と商人との間に
 用ゐ來れる用語を移して決算季とは名けたり

外國の人が自ら手紙を認め倫敦に在る代理者を経て仲買に申來る券類賣買の注文は實物
 授受の目的なきや否や判然し難し公債證書の投機は實に茲に根を發したるにて此業を重

もに券類賣買を營む者を汎稱して相場師といふ客人たり仲買人たるに論なきなり

相場師の後日受渡の都合を以て券類を賣買するや其賣買物をば一枚も有せず只空を攫ん
 て單に一六勝負を試むるに過ぎざる事多し例へば甲が平和其他景氣を致す可き國際事件
 に由り何々の券類は三ヶ月以内に定期賣買約定當坐の相場より數等の上に乗るべしと想
 像するときは出入の仲買に命じて三ヶ月先に授受の約定を結び大に其券を買込む事なら
 ん切期満るの日其券が果して見込の如くに騰貴し居らば三ヶ月前約定の相場と三ヶ月後
 満期當時の相場との差金を仲買より受取て其利とすべし何となれば甲に賣約定を爲した
 る乙も恐らく一物をも有せざることならんればなり之に反して満期の日の相場が約定
 相場に比して下落し居らば却つて甲より乙に差金を拂はざる可からざれば此時甲は損方
 に立つ

一年四季の内に營みたる定期約定の金高は實物授受の數量に超過すると百萬を以て算へ
 らるゝに至る事實に就て見れば相場の勝負に由りて一方に失ひ一方に得る財産の數は大
 にして自己の勘定を以て手帳する仲買が相場の所にて違約するとの甚だ少なからざるも
 亦故なしとせず云々

右に據れば定期賣買の期限は最初毎三ヶ月なりしを知る其後幾多の變遷を経たるにや今は

大概一ヶ月或は十五日目となり居れるに日本今日の定期は猶ほ歐米初代の制と同じ又奇と謂ふ可し

第三章 無効と視做さるゝ定期賣買

現今歐米諸國にて無効と視做さるゝ定期賣買の一種とは如何なるものなるや左の一節を讀下せば明白にして併せて無効とせられざる定期賣買の性質をも知るに足らん

契約の効力なきものと視做され居る定期賣買は二個の約定の結合したるものなり一個一個に分解して見れば兩ながら十分適法の約定なれども之を結合するときは一箇不適法の約定となる二個の約定とは何そや曰く

第一 買はん賣らんと約定

第二 第一の約定を實行せざる可しとの約定

左れば假令賣買は約定するも他日満期の日に實物を授受すまじきとを約定當坐に約定し置くものを不適法定期賣買とす

然れども此の如き定期賣買は甚た稀にして倫敦ブルネ内には全く其影を止めず所内の約定取引は一として眞正ならざるはなし賣らんと約したる券類は必ず渡し買はんと約したる代金は必ず拂ひ曾て差金約定なるものを見ず但し其約定の實行を免かる可き唯一の

血路なきに非ず他なし賣りし物を他より買ひ買ひし物を他に賣り全く前日と反對の約定を新らしく取結ぶ事是なり

第四章 定期賣買現場賣買共に殖利又は投機の具なり

現場賣買は約定の當坐直に品物と代金と取替はすものなれども定期賣買は約定の日と授受の日との間に十五日間若しくは一ヶ月間二ヶ月間の猶豫を置くを其例とす

株券を所有せんが爲めに買ひ金錢入用の爲めに賣る所の賣買取引は殖利の目的に由るものなり商賣の事には非ず買直より高く賣拂はんと欲して買入るゝは則ち商賣にして殖利なり投機なり何れも取引に行はるゝものなり

相場安ければ他日高く賣らんと望を以て買入れ其高きときは利を喰はんが爲めに賣出すものなるが故に投機は自然に市場の變動を制し相場をして高低共に極端に走らしめざるの効ありとす直に買入るゝか或は稍々時を経て買入るゝの目的を以て賣ることあるべし是れ甲の株券相場の既に高直の頂上に達したりと思ふものを賣り今こそ安ければ後日必ず上るならんと考ふる乙の株券に乗換ふるものにして殖利の一法たり

以上は現場に就て云ふたることなれども定期にも亦固より適用すべきのみならず寧ろ此方が殖利投機の具に供すると多きに居る定期の現場に異る所は未だ我手に有し居らざるもの

を賣買する所の商品取引に類するにあり此の如き商品を賣る所の賣主は約定の期に至るに非れば引渡すとなしと約定するものなれば買主も亦同一の期に至るに非れば代金を拂ふに及ばざるが故に此期間中は買主賣主共に相互の義務を停止し置き扱て雙方幾何の相場を當てにするやを知らんが爲めに現場取引の場合と同じく代金の高を約定の當坐に定むるのみ現場と相違の點は約定實行の期日を後日に約するに在り此所の相違取も直さず定期賣買と別稱する所以なり

將來に得可き品又は他人の手に在る品を今日只今賣買するには定期賣買の道に由らざる可らず然るに現在我手に入るを待て賣買せんとすれば其間に相場の変を起し安く買はれ得る者を高く買ひ高く賣れる可き者を安く賣るの損あり是れ投機の商業に欠く可からざる所以なり例へば商品に就て云へば商人或は製造人は之に由て商業上又は製造上に必要な品を我に都合好き價を以て豫備し置く可し之に由て我に都合好き價を以て豫め品物の販路需用を儘め置くべし

第五章 博奕に類する定期賣買并に真正の賣買想像の賣買

茲に定期取引を博奕の具と爲すの弊あり道徳上經濟上共に非難すべきものたり蓋し賣買取引の約定は只名義に過ぎず其實は約定當坐と決算期日との二つの代價の差を授受するに在

るのみ甲者、乙者に或る株券を百圓にて賣り此の月末に取引決算の事を以てすると同時に實物の授受を省略す可しと定む此等の約定を結ぶは大抵相當の資本なき債權の所業たり故に月末に至て其株が百五圓となるときは株券を所有せる賣主は新に他より百五圓にて買取りたる上之を買方に廻はさるを得ざるに由り五圓の損なり是に於てか賣主は前約に基き賣る爲めに買ふの手續を省き直に約定相場と月末相場との差なる五圓を買主に拂ふ若し其株の月末相場が九十五圓に落込みしときは買主は百圓即ち約定直段を以て引取るべき善なり若し實物を引取ることならば代金を調達せざるを得ず金策は何か品を拂ふに非ずんば整ひ難し賣るは九拾五圓買ふは百圓即ち茲に五圓を損す買主は買ふために賣るの手續を省き前約に基き此差金丈を拂ふて勘定を濟ます可し是れ差金取引を約定する所の定期賣買にして博奕と稱せらるゝものなり

定期賣買の博奕に非ずして真正の賣買に屬するものとは如何なるものなるや曰く例へば月末に至れば他より金の來ることありとせよ此金を公債證書に引直さんとするとき今日我に都合好き價を以て月末決算の約定を結ぶべし又茲に公債を手放さんとするも當時他人に預けあるか或は旅行中杯にて只今とては引出し兼ねることあらば後日執行の見込を以て今日我に都合好き價を以て賣渡を約定すべし又例へば銀行あり何日頃は多分彼得意先より注

文あるべきに付其時の所望に應ぜんが爲め今日早く買入の約を結ぶ又茲に或る券類を賣らんとす左迄急ぐにはあらねども是非金にしたき望みならんには豫め賣出の約を結ぶ此の二つの場合は何れも我に都合宜しと思へる相場を以てすることなり然るに若し賣るの日に賣り買ふの日に買ひ曾て其前に約するとなくんば賣れるか買はれるか豫め見込の立難きのみならず終には我に都合宜しからざる相場に甘んぜざるを得ざるに至るべし定期賣買の妙處は此の如き不便不利を避くるに在り故に博奕に類するものあるを以て一概に定期を排斥すべきにも非ざるが如し

第六章 道德の眼を以て定期賣買を觀る

定期賣買に據れば現場賣買と違ひ買ふべき金なく賣るべき株なきも亦能く投機を行ふを得るものは博奕の行はるゝを以てなり他日買直より高き價を以て賣拂はんが爲めに現場賣買を以て買入るゝときは今日直に皆金を拂ひ他日買株を賣るに至て漸く取返すとなれども定期の取引ならんには現場賣買と同様に當日の相場を以て買入るゝも何日の後に至るに非れば代金を拂ふに及ばず又其何日目とて買入株券を更に他に賣拂ふの約定を執行すべき期日ならんには賣て得たる金を以て買ふ株の代金と爲し買て得たる株を賣る株の引渡に充て左右に一轉すれば則ち可なるものなれば定期賣買の結局は買直賣直の差額を授受するに過ぎ

す唯此差額を用意せば以て自由に市場を切り廻すに足る或る人曰く「此の如き博奕的の定期賣買は株一つ金一つ市場に呼入るゝことなきものなれば啻に相場の變動を制するに足らざるのみならず甲の株が下落すれば忽ち其尾に付て投出し轉して騰貴しつゝある他の株を買ふを以て却て市況の極端を急にこそするものなれ」と又他の人曰く「眞に其株を所有せんとする資本家は相場の定まるを待つや切なれども右の如き博奕者流なきときは何時相場立つを測るべからず博奕者は資本家に標準を教ゆるものなり」と

純然たる殖利の目的に由る定期賣買は固より善し假令投機の具に供するも其投機業の爲めに金或は株を市場に呼ひ入るゝことなれば少しも咎むべき所なし繼續賣買なる定期賣買の一法とても此の如き投機と同一の効用を現はすが故に敢て非難の限りに非ず只獨り忌む可きは想像賣買即ち博奕的定期賣買法とせり

道德の點より博奕を難するの言に曰く「萬一の僥倖を是れ頼み額に汗せすして奇利を博せんとするものなれば正當の業を怠り偶々勝ては貨逆て入るものは又逆て出つるの道理にて到底憂むべき方法には使はずして社會に餘毒を播き他の良民を害するの恐れあり又其私利を逞ふせん爲に詭計詐術を逞ふし虚を傳へて實を亂り偽を裝ふて眞を没し放僻邪侈至らざる所なきに至る可し佛國が刑法百九十條を以て此等の遊民に當つべき罰條を設けたるも畢

竟想像賣買の弊を知るに由れり」と佛國刑法第百十九條の抜萃左の如し

故意に不正又は無理なる方法を以て、公債株式の相場をして自然の競争より生ずるものを超へて高下せしめたるものは一ヶ月より少ならず一ヶ年より多からざる禁獄に處し又五百法以上一萬法以下の過料を命ずるともあるべし此犯罪者は特別又は宣告に由り二年より短からず五年より長からざる年間高等警察の監視に附す可し

第七章 想像の定期賣買を經濟の點より論ずれば如何

經濟上より想像の定期賣買を論ずるに當り之を以て公債株式の發行に便なりとするものあり其説に曰く「此種の取引は相場を動搖せしむるに由り市場に資本を呼入れ新公債株式の應募者を招致し又有價券の相場を定むるの効あり定期賣買を營むものは固より想像の上ならでは賣買を約するとなかる可しと雖も市場の賣買十が十皆想像賣買者のみにあらず事の終極即ち約定執行のときに至れば嚴然たる賣主もあらん嚴然たる買主もあらん想像賣買者の用は此嚴然賣買者間に周旋して嚴然の目的を達せしむるにあり故に資本家は金の入用の節は何時にても株を賣り放すことを得べく或は從來所有の甲株を賣りて新に乙株に乗り換へることも得べし」と此論を非とする論者は非難すべき點を數へて曰く「博奕の目的を達する爲めは自然に有るまじき人造の相場を立つるのみならず又其亂高下を致す然るを此者

あるを以て資本家に便を與ふと云ふと雖も是ならば其投機者自ら資本を持ち來ると同様にして即ち又是れ一の資本家たるに外ならず此點を以て博奕を辯護するは良民を助くるの口實を以て罪人を救ふの口實となすが如し豈に誤らずや」と茲に想像賣買に取て都合良き一種有力なる議論あり曰く「後日容易に抜き差しし出來ることを頼みに資本を或る株券に御すものは賭博者流の力に由るに非るはなし何時にても賣買の求めに應ずる賭博者流あればこそ金持も安して株に金を注ぐことなれとも若しも賣放さんとするの日に果して賣放し得るや否やを保信する能はずんば始めより手を出さざるの思案を爲すことならん又金を得んが爲めに數多の持株を賣らんとするときは其賣る傍より我れと我れに相場を引下くるの損亡を招くことなれとも賭博者流の在る有り此損を免るゝを得べし仲買に證據金丈預け置かは定日には相違なく目的の金を手にするのみならず約定の時に至て相場下落するも仲買の許に差金相當の金員を取立て在るが故に相手の賭博者流に義務を果さしめ易く彼等も頭割に損を分つ可き人數の多きを以て敢て大損に届して違約するにも及はざる可し左れば金持が金なり株なり抜き差し出し入れ自由自在なるに隨ひ資本は自ら市場に流れ込むに至るや必然の理なり想像の賣買に従事する賭博者流の効能も亦侮るべからず物を觀るに只に正面よりする勿れ側面裏面見所なしとは云ひ難し」と

想像の賣買が實地の賣買に異なる點は實地なれば賣りたる株券と買ふたる代金と互に取り遣りす可き其所に約定相場月末相場の差金を以て約定を消すとを最初より明約するに在ることなれば此事は賭博者間雙方の直談に生し得るのみにして他人の爲めに取引を媒介する仲買と仲買との間には成立つ可き謂れなし何となれば賣主買主は互に相識らざればなり賣主は或は賭博の考ならんけれども買主は嚴然たる取引を志すものなるやも知れず買方は想像の取引をなしたる積りならんも賣方は眞に實物の引渡しを期し居るも測る可からず故に賣若しくは買を頼む人と頼まるゝ仲買との間には差金授受を以て勘定せんと約定を結び置くことはあらん仲買同士の間にて決算の時に臨み都合次第差金を以て取引を了するとはあらん然れども仲買の媒介に由て取引する一方の賣主と一方の買主との間には如何にしても想像賣買の行はる可きやうはなしと思はるゝなり

第八章 佛國の定期賣買に關する法令の變遷及び現情

佛國に於て經濟上道徳上より定期賣買を評論する論點は前文第六第七の兩章に示す所の如し然るに法律上にては如何に取扱ひ來りしや今日の現情は如何に成り居るや是れより専ら此事に付き陳述すべし

佛國は定期賣買を元は禁したれども今は許したり其之を禁したる法令は一ならず或は賣方

の一方にのみ制したるものあり或は賣買兩口より禁したるものあり其大主意は客人の依頼に應じて取引の事を扱ふ仲買は其客人より株券又は金額を受取り置かざる可からずとするに在れども是れ定期賣買の本領としては實に出來難き注文なれば法令の目的の定期賣買を根底より禁止するに在りしや明なり最も此目的の所在を徴すべきは千七百二十四年九月二十七日發布參事院布達第二十九條以下なり而して又千七百八十五年八月七日發布參事院布達第七條を以て「實際株券を渡すか或は預け置くに非ざれば定期賣買を爲すも無効とす」と定め同年十月日發布參事院布達第六條を以て「株券を預け置く其代りに之を所有することを證する書面を公證人に預け置けば可なり」とし千七百八十六年九月二十二日發布參事院布達を以て前年發布二達の趣意を布衍し共和曆第三年十二月十三日の法律第一章第十五條第二章第三條第四條を以て定期又は掛金の取引を禁し同第十年九月二十七日の布告第十三條を以て「仲買は必ず株券又は金額を有し或る立會に於て結ひたる約定は其次の立會に於て之を執行すべし」と定めたる處より察すれば定期禁止の精神は歴然たりき然るに我明治十八年即ち千八百八十五年三月二十五日發布定期賣買に關する新令を以て斷然此等の法律布令を廢し賭博を以て定期賣買を論する時に適用したる民法第九百六十五條（遊戯又は賭博を成立する定期賣買は無効にして一方より之れを請求するを得ず）は再び定期

賣買に擬することを止め相場の高下に就て賭博を爲すものを罰したる刑法第四百二十一條（國債證書の相場の高下に付き賭博を爲したる者は第四百十九條〔第六章末文に見ゆ〕に記したる刑に處せらる可し）株券賣渡の契約を結ぶときに所有の證なければ賭博を以て論ずることを定めたる刑法第四百二十二條（國債證書の賣拂又は引渡を爲す可き契約を結びし時に當り自ら其の證票を所有するの證なく又は引渡を爲すべき時に當り其證票を有するの證なき時は此等の契約を賭博と看做す）を廢し同時に商法第八十五條第三項（又此等の仲買「株式仲買商業仲買」は依頼人の計算の爲め人より金高を受取り又は自己の金高を以て立替へ置くことを得す）同第八十六條（此等の仲買は其紹介を爲したる取引の執行に就て保證人となる可からず）を廢したり是を佛國に於て公然法令を以て定期賣買を公認したるものとす

千八百八十五年三月廿八日發布

定期賣買に關する法令

第一條 公債其他證書の定期賣買及び凡て商品及び物産引渡取引は適法なりこれより生ずる義務を脱せんが爲めには只其差金の支拂を以て取引を完結し得べき時と雖も何人も民法第九百六十九條を適用するを得ず

第二條 刑法第四百二十一條第四百二十二條の兩條を廢す

第三條 千七百二十四年九月二十七日千七百八十五年八月七日同く十月二日千七百八十八年九月二十二日の諸令并に千七百九十五年十月二十日發布の法令第十五條第一章第

四條第三章及商法第八十五條第三項同第八十六條を廢す

第四條 千七百九十五年六月十五日發布法令第十三條を左の如く改む●各仲買人は其賣買したるもの、授受及之に對する仕拂に付き責任を有す其保證として各自より身元金を納むるものとす

第五條 仲買人が定期賣買を實行する法規は商法第九十條（左の諸件は行政規則を以て別段之を規定すべし●第一 保證金の高但し其高二十五萬法に過ぐるとなかるべし●第二 國債手形取引の事其他凡て此卷に記せる規則の如くに執行する事）に規定せられたるが如く行政規則を以て之を定む

是より先き未だ此の法令の發布せられざる以前は賭博の所業を行へば民法千九百六十七條（然れども亦既に拂ひたる金額は之を取戻すを得ず）に據て其定期約定を無効となしたれども博奕と論し否博奕に非すと主張するも共に事實の問題にして實物の授受に代ゆるに差金を以て決算せんとを約定したる定期約定は博奕なりとするの外なし裁判に於て其嫌疑者の

意思が博奕に在りしや否やを知るには本人に約定執行の用意あるや平素博奕を弄ぶの習癖はなきやの疑問を定めざる可らず然れども互に知り合ならざるに受取らす仕拂はずして只差金丈の取替はしに止めんと云ふが如き約定の出来可しとも思はれざれば右の民法を適用するは仲買と其得意客たる賣買本主との間に過ぎず二人の間に仲買を挿む甲乙雙方の本主に關係なきことは前にも云し所の如し又刑法にても賭博に完全なる義解を與へて其制限を定めんと欲したるには非ずして外形は如何なるも其實博奕に相違なしと認定するは法廷の權内に屬せしものゝ如し刑法四百二十二條所定の場合には法廷に於ても賭博に非ずとは云ふ能はざることを定めたるに過ぎざるなり去れば消極は刑法積極は法廷に分擔せしものと云ふも可ならんか刑法四百二十二條(前出)の精神は賣主が賣買を締結する時に當り約定の期日に至れば證書を所有すべき旨を證したるとき即ち賣買約定の時より賣主に於て其賣約品を所有すべき證あるときは其定期賣買約定を博奕とはせずと云ふに在らん而して此證を立つること甚だ容易にして本編第五章の下文に記せる如く月末に入金の見込あるを當てに買入約定を結ぶ官廳へ預け置き或は旅行中等にて即刻取出し難ければ月末受渡の約定を以て取引を約したりとの事情を明かにせば則ち可ならん投機の賣にても同一期限に買入の約あるときは賣渡約定を執行の日は株券を所有すると疑なきを以て刑法には觸れされとも早晚

後日買入を目的とはしながら未だ其約を結ばずして單に賣渡約定を結ぶものは違法として論せらる可き部分にてありしなり此の如き刑法適用の方法は自ら相場を上進せしむる投機を助けて下落せしむる投機を抑ゆるものなり又賣方の方に付て博奕を防がんとする法令も相場下落の勢に乗する投機を制したるには非ずやと思はる

今日(明治廿三年三月)巴里「ブルス」に於て定期賣買の約定を結ぶに當り賣買者間に取替はず證書に「若し買主の所望とあらば期日に至らざる前たりとも約定の株券を受渡すべし」とあるのみならず規則中にも明に此事を規定して甚だ詳かなるものは皆此刑法に基けるなり然るに其刑法第四百二十二條の廢止となりしは既に千八百八十五年のことなるに其五年後の千八百九十年を以て吾輩派出委員の彼地に赴きたる時に至るまで猶ほ右の約定證書を用ひて規則に改むる所もなく其趣恰も改正の法令を知らざるものゝ如し豈意外ならずや若し刑法四百二十二條が其道の商人に取て便なるものにてあらんには舊法に未練を残し實際は餘儀なく改むるも迫めては明文なりとも存して告朔の餼羊とするの情實もあらんかなれども此法たる全く商人取引の邪魔にこそなる可きものなれば改正法令の出るや否や直に證書規則に改正を加ふべきに其然らざるは何そや是れ法律文面の空文は實地を動すに足らざるの一證なりと云ふは取引所内實際の取引は千八百八十五年以前も今日と變りなく刑法

四百二十二條を眼中に置かすして證書規則に此くの如く規定したるは只表向き法に合はざるように躰裁を作るの趣意に外ならざれば四百二十二條の存廢は商人に於て痛痒相關せざるものに似たり法條律文に念を入れ勝ちなる佛國にて此の如し是れ即ち繁文縟禮に束縛されたる日本の旅人をして一驚を喫せしめたる所以なり

第九章 獨、澳、英、米の定期賣買

獨乙は伯林ブルスの株式部に於て定期賣買を一名差金取引と云ふ此稱は往々真正の定期賣買を賭博と混同し易き恐れあり獨乙帝國高等商法裁判所は賭博を説明して定期約定のとき月末の執行は賣買直段の差金を授受するとに雙方の權利義務を限り實物は授受せざる旨を約定するものとせり此の如き約定ならば品物を渡さず代金を拂はす只其差金の授受を當にするものなるが故に真正の定期賣買とは云ふべからす既に真正の定期に非る以上は法律の力を假すには及はざるべしと云ふ精神に由り普魯士亞を始め佛領ライオンにてもザクセンにても訴權を差金目的の定期賣買に與へず澳國は此點に付き千八百七十五年四月一日を以て獨乙の例に倣へり

茲に注意すべきは真正の定期賣買にても約定執行のときに至り自ら授受する代りに他人をして此任に當らしめて賣買相場の差金を此代りたるものと取り遣りすること多きは在り各國の取引市場に採用する手形交換組織の如きは全く此便に供する機關たるに過ぎず獨乙にて真正の定期賣買を差金取引と稱するも全く之か爲めにして賭博とせらるゝ定期賣買と區別されざるも亦茲に在ることなれども甲は差金の取り遣りに第三者あり乙は第一者と第二者との間に限るを知らざるの過ちなる可し猶ほ左の三項を以て此意を明にせん

第一 差金授受を以て勘定する所の定期賣買の中には賭博なるものあり賭博ならざるものもあり一概には論し難し

第二 實物の授受に由らずして差金の授受に由て約定を執行せんとする賣買兩者何れか一方の目的が訴權を有す可からざる取引に在りとは云ふ可らず

第三 實物の授受に由らずして差金の授受に由て約定を執行せんとする賣買兩者雙方合意の約定あるときは是れぞ即ち賭博なり訴權なきものなり

第三なる賭博の定期約定は賣買兩者雙方の合意あるに非れば成立し得可らざる所を以て推すときは賭博の定期は賭博者間のみ行はる可きものにして賣買の間に仲買を介する取引にはあらざれしきこと明かなり真正の定期賣買は立派に訴權を有するものなるは左に掲ぐる獨乙商法第三百五十四條第三百五十五條及び第三百五十七條に徴して明なり

獨乙普通商法

第四編 商業の第四節

第二章 賣買

第三百五十四條 買主代價の仕拂を淹滞したる場合に於て其商品の未だ受渡を爲さざるときは賣主は契約を履行せしめ尙ほ之か爲めに生したる損害を要償するとも又は第三百四十三條（買主商品の取引を遷延せざる間は賣主に於て尋常商人の爲すべき注意を以て之を保護するの義務あるものとす）●買主商品の引取を遷延したる場合に於ては賣主は買主の保険及計算を以て之を公然なる倉庫或は他人に預け置くことを得又買主を督促したる後商品を公賣せしむるの権あり又其商品取引市場或は市場の時價を有する者なるときは買主を督促したる後商業仲立人若し之れなきときは糶賣役員に依頼し時價を以て賣拂はしむることを得但商品損敗し易き歟或は猶豫すべからざる場合に於ては買主を督促することを要せず●賣主は其賣拂の實施を成るべく速に買主に對して報知すへし此報知を怠りたるときは其損害を辨償する義務ある者とす（に従ひ買主の計算を以て商品を賣拂ひ且其損害の補償を求めるとも又は曾て結約せざるものゝ如くに解約するとも適宜に之を爲すことを得

第三百五十五條 賣主商品の賣渡を淹滞したる場合に於ては買主は契約を履行せしめ尙ほ之れが爲めに生したる損害を要償するとも又は其契約を履行せざるより生したる損害を要償するとも又は曾て結約せざるものゝ如くに解約するも適宜に之を爲すことを得

第三百五十七條 確定の時日又は期限内に必ず商品を引渡すべき契約を爲したるときは第三百五十六條（一方に於て前條の成規に従ひ契約を履行せしめず其契約を履行せざるより生したる損害を要償するか又は解約せんと欲するときは之を一方に報知すへし且取引の性質に於て障礙あるに非れば其契約を履行せしむる爲に相當の期限を與ふる可し）の成規を適用するを得ず又第三百五十四條及第三百五十五條に定めたる買主及賣主の權利は自己に之を選取執行するを得但契約を履行せんと欲するときは時日或は期限の經過したる後直に之を其一方に報知すへし若し之を怠りたるときは其契約を履行するを得ず

賣主契約を履行せしめず買主の計算を以て商品を賣拂はんとする場合に於て其商品市場或は取引市場の時價ある者なるときは契約の時日又は期限を経過したる後直に之を賣拂ふべし其以後に爲したる賣拂は買主の計算を以て爲したるものとすると得ず但賣主は買主に對し賣拂前に報知を爲すを要せずと雖も賣拂後は直に之を報知すへし

買主契約を履行せしめず其契約を履行せざるより生したる損害を要償せんと欲する場合

に於て其商品市場或は取引市場の時價を有する者なるときは實主の補償すべき損害の高を賣買價と其商品を引渡すべき時日及其地方の市場或は取引市場の時價との差額とす但其損害の此差額より多き明證あるときは買主其權利に障礙を受るとなし

英國にてはジョルヂ二世の初年に當り株券熱大に流行して所謂幽靈會社なるもの所在輩出せしが間もなく市場總崩れの慘狀を現はし株券と云へは唾して復た振り回へり見るものもなかりしが其熱再ひ發して公債賣買の投機となるや勢又防く可からざるに至らんとを恐れ千七百三十四年を以て不法取引取締令なるものを發し三十七年に修正して完全の法律と爲す其大意は「打歩或は差金授受の約定を以て公債證書を取引する契約は無効にして授受したる打歩差金は本主に取返すべきものなり」と云ふに在り然るに其後千八百六十年に至り百二十五年間の經歷に由るに假令公債を賭博の具に供するの弊を一掃し去る能はざるも之か爲めに英國人民は公債の取引に無用の制限を置かるゝを欲せずと云へる理由を以てジョルヂ二世千七百三十七年の法律を廢し他の債券株券を取引すると同じ心得を以て公債を賣買するを得るに至れり

千八百六十七年リトマン條例なるものを發したり其大意に曰く「銀行株取引の際其株の番號或は所有人名を買方に示すに非ざれば取引は無効たるへし若し番號人名に詐稱あるときは罰に當つるものなり」と條例の目的は銀行株の下落に乗し非常に其價を落さしむるを防かんとしたるとなれども取引市場にては重きを條例に置くものなく又銀行株取引の甚た稀なるに隨ひ不平を唱ふる要用もなきより其儘今日に存立はすれども畢竟有名無實の徒法たるに異ならず

米國も其紐育州にて株券賣買を取締めたる法律を發せしことあり千八百十二年に發布し千八百三十年に改正したるもの是れなり其要は「株券を賣らんとする一切の約定は賣人が約定當座其株を所有し居るか或は他より買取るべき明證あるに非れば無効とす」と云ふに在りしも自ら品物を持たずして賣らんとする博奕取引を防ぐに至て無力なりしかば終に千八百五十八年を以て廢止したり其後發しては廢し廢しては發し他の諸州と共に株券取引に關する法令の興廢一ならざりしと云ふ

第十章 倫敦銀塊定期賣買の景況

文明の進歩は一時も止まることなし昨日是どしたるものも今日は既に其非を悟るに至るほどなればプールの事も只其現在の姿を觀るのみにては完全と云ひ難し歐洲各國到處其現プールの反對或は改良の意見あらば夫れを極むこそ必要なれとて注意したるに佛國にては今現に改正に着手し居れども其實現行の規則に政府公然の認可を與へて法律に一致せし

むるの主意に過ぎず英國は古法舊慣を墨守するに有名なる國柄として別に今のブルスを變革せんと云ふ計畫は聞かざりしに歐米取引所取調委員飯朝後一年にして倫敦銀塊ブルスに一新機軸を立てたる報道を聞く其事頗る参考に供するに足るものあれば官報第二千四百五十七號(二十四年九月五日)の紙上より拔萃して本編に加えたるなり

英國倫敦に於ける銀塊定期賣買の景況に附き同地駐在帝國領事大越成徳より本年六月廿六日附を以て左の如く報告(外務省)

元來當府は世界銀市の中心たるにも拘らず銀塊取引は唯私約賣買(Private Contract)即ち塊金商、南北兩米銀產國關係銀行、東洋關係銀行、印度政府、英國造幣局等の供給者及需要者が實際地銀を賣買する時に仲買商か其兩者の間に奔走周旋して現荷の取引を爲すに止まり未だ先物定期賣買の習慣なかりしか此頃當府屈指の資本家輩(彼有名なるロステヤイルドも其内の一人なりと云ふ)銀塊先物定期賣買の計畫を爲し遂に其勸誘を以て本年三月二十三日より當府商品取引所(The Commercial Sale Room)に於て地銀仲買商會合して之を實行するに至れり是れ實に倫敦銀塊商業上に新機軸を現したるのみならず益々貴金屬の一品を純然たる普通商品同様に取扱ふの傾を強くせしめたり其創始の際には從來の銀商等は孰も此取引所に於て夥しく投機的の取引行はれ其建相場は遂に全市

の銀價を左右するに至る(しと豫想したる位なりしに其實豫想外に出て創業以來既に三ヶ月を経ると雖も其取引更に發達するの勢なく毎日一組一萬オンスの取引僅に二三組即ち二千磅乃至四五千磅の取引高に止まり其建相場如きも全く取引所外の市價に支配せらるゝの勢なれば未だ以て銀商業上重要な機關と爲すに至らず故に重なる銀の取引は依然舊習の私約賣買法に因りて行はれ從前の當業者は殆ど右取引所取引及建相場には毫も意を留めざるか如し然れども既に此新法行はるゝ以上は他日發達して市價を動かすに至るの期なしとも謂ふべからず因て茲に右定期取引に關する習慣規則の要點を概敘して參考の一端に供す

商品取引所は從來重に珈琲、茶、砂糖等の定期賣買を爲す所にして纔に本年三月廿三日に於て始て銀塊の一業を加へ純然茶、珈琲等と同一の手續規則に因り取引することを創めたり即ち地金仲買商等毎日此取引所に會合し相場を建て先物の賣買を取組ものとす然るに此商品取引所は單に商人等の會合取引する場所に止まり他の倫敦株式取引所リパブル生綿取引所又は我米商會所の如く其取引所に於て取組みたる賣買約條に關する受渡拂金等の責任を負ひ商人のため授受決算を司るものにあらずして其之を司るものは他に倫敦商品精算所(The London Produce clearing Home)ありて之を管掌せり故に總て銀

塊に関する取引の手續規則等は皆該精算所の規定する所にして例へば總て本業に従事する仲買商は同所の會員ならざるへからざること其取組みたる約條は一々雙方より同所に證據金を入れて之を登録せざるへからざること又毎日の公定相場を定むるも同所より選任したる委員の爲す所なる等總て同所の支配の下に運動せざるへからざることなり抑、倫敦商品精算所は有限責任の組織にして資本五十萬磅の内拂込金十五萬磅を以て成立ち總て仲買商の間に取組みたる珈琲、茶、砂糖、銀塊、穀物、生絲等の定期賣買に關しては其雙方に對して受渡拂金を擔保し併せて諸商人のため金錢計算方の事務を掌り總て定期賣買の安全と發達を計るを目的とせり故に地銀仲買商に於て賣買の約條を取組めは直に其取引高、受渡期限價格、手数料等を記入したる一定の約條書（此約條書の式紙は同所より發賣せり）を製し之に雙方の手署を爲し其翌日午後三時までに該精算所に差出し同時に雙方より取引銀一萬オンスに付き八十磅つゝの證據金を該所に納むるものとす其證據金は現金又は兼て該所へ預入ある金員の内より引直すとも或は相當の擔保品を以て之に充つるとも隨意なり而して該所は始て其約條を登録し賣買兩者に代り其約條書を滿期まで管守す其登録の項目は（一）約條書番號（二）約條取組者の姓名（三）仲買商の姓名及其手数料（四）數量、價格受渡期限等なり既に之を登録すれば該所は之に對して擔保證書を發し賣買雙方に交付し以て該所の同條約に對する責任を確む仲買の内若し其本賣主若くは本買主の名を出すを欲せざるときは其仲買人自ら約條主たることを得此場合に於ては其責任は總て自ら負擔すること勿論なり

毎日相場を公定するため該精算所は毎年仲買商の内より委員數名を選任し毎日一定の時間に商品取引所に於て其日の月並相場を定め之を公示す此公定相場が既に登録したる約條の相場より一オンスに付き半片の下落を見るときは該所は買者の破約を防ぐかため直に其買者に對して右兩價の差丈けの補足證據金の拂入を請求す又前に證據金として差入ある擔保品の價格下落して證據金額に満たざる場合に際會するときも亦其補足金の拂入を請求す此請求を十二時三十分前に爲せば其拂入は同日午後三時までに爲すものとす若し其請求十二時三十分後なれば拂入は翌日十二時三十分までに爲すへし若し又兩價の差一オンスに付き一片半以上に及ひたる場合には即時に其補足金を拂込ましむ若し以上の請求を受けて定規の時間内に其拂入を爲し能はざる時は該所は其約條品を賣り若くは買入れ違約商人との關係を絶つことを得るなり但し前述の補足金を拂入れたる後公定相場更に元に復したるときは該所は拂入主の望に任せて之を拂戻すものとす

總て取引の銀塊は品位精製のものにして千分の九百九十一より下位なるへからず其取引

高は最少額を一萬オンス（倉預證書一通の高）とし其價格は千分の九百二十五の品位なる當地普通に稱するスタンダールの品位に對し正味の相場を建つるものにして之より割引を爲すことなし而して仲買手敷料は賣買者雙方とも百分の十六分の一即ち萬分の六、二五にして該精算所は取引銀一萬オンスに付き賣買兩方より十志つゝの手敷料を徴收す右仲買手敷料は該所に於て毎月計算の上其金高を本賣主若くは本買主たる其得意商人の勘定金より差引き當仲買人に支給することを掌る

總て受渡は賣者に於て約條受渡月の前月末三日間の内又は受渡月の内月末三日外なれば何日たりとも其賣品の倉預證書を添へて其受渡書を該精算所に差出すことを得此場合には該所は之を其買手に渡し又其次の買者と順を逐ふて最終の買者まで轉々交付し其受渡を濟まし而して之に對する拂金は最終の買者より倉預證書引換に其買約條の金額を該所に拂入るゝのみにして其他中間の賣買者の分は只其損得の差丈けを算出して授受するに止まり最初の賣者に於て始て其賣約條の金額を請取の仕組にして該所は總て此等の計算授受を管掌する所なり若し此受渡拂金に對し他より爭論を生したるときは雙方に於て當業者中より各仲裁人一人つゝを選出して之を決断せしめ若し此二仲裁人の意見合はざるときは更に一人の審断者を選ひ之を裁決せしむ是を最終決とし高等裁判所の判決と同様の効力を有するものなり

又該精算所は倫敦合本銀行（The London Joint Stock Bank）と協議し總て定期賣買に供する銀塊を右銀行の地窖に貯藏し之に對して該精算所より倉預證書を發することに規定せり之に期して心得置くべき規則の概略は公許分析家の試験を経たる精製銀塊のみ同地窖に貯藏することを承諾するものなれば其預主は其銀を預入るゝと同時に其分析表を該精算所に差出置くこと肝要にして該所は又之に對して倉預證書を製し預主へ交付す尤も右倉預證書一通の高は銀塊十丁其重量凡そ一萬オンスに限るものにして之より多量は記入せざるものなれば多量の銀塊に對しては倉預證書數通を發するなり而して其證書手敷料は毎通五志より少からず其倉敷料は總て荷受、荷渡、量目改等の手間賃を込め銀千オンスに付き一日一片の三分の二、一ヶ月一志八片、一ケ年二十志とす

此外種々の規則ありと雖も必要なきを以て之を省略す唯該取引所公定の定期相場に至りては假令現今は取引所外の市價を左右する程の勢力なしとするも其月並相場に高低あるを見て幾分か將來の銀價に對する當府商人の意見を窺ふに足るべき所なきにあらざれば左に最近の公定相場と市價を併記して參考に供す

六月十九日銀塊市價

取引所家屋の 所有主	家屋は市民の 共有なる然れ ども建築の當 時より多分の 社より多分の 助力をなし爾 後修繕等に切 仲買人にて負 擔し收支決算 上の殘金は仲 買人六十人に 之を分配す
組 織	仲買株組織 (商品の賣買 は會員組織 にして其趣 を異にす)
	家屋は建築會 社にして其株 主の所有とす 而して買入外 の仲買人も近 年の取引所仲 買人にあらざ れば新株主と なるを得ず 又株主の配當 は我明治廿二 年一月に付 五七志六片 なり凡我三拾 圓貳拾錢
	家屋は建築會 社なる株式會 社の所有とす 而して其株主 は皆な取引所 仲買人なり又 收支決算の殘 餘は仲買共有 として之を積 立置く
	家屋は商人組 合の所有なり 而して經濟は 會員賦保金等 を以て其收支 を辨し剩餘金 は翌年度の經 費に繰越す
	家屋は市會の 所有なり而し て收支一切の 經濟は取引所 にてなし剩餘 金あるも會員 に配當せず
	會員組織
	會員組織

會買及び仲買
の人員

全上	有限 仲買人六十人 客のため自 己のため賣 買取引をな すとを得
全上	無制限 仲買二千九百 四十七人 右の内公衆 の依頼を受 け仲買をな すものと之 に對して賣 買約定をな すものと二 種あり而し て各之を兼 ぬるとを得 す然れども 皆自己の賣 買をなすは 妨げなし
千八百九十年 我明治廿三年	有限 仲買千百人 仲買人は自 他の賣買を 問はず之を なす而して 仲買人の内 信用薄きも のは取次仲 買をなして 百弗に付二 弗の手數料 を得
全上	無制限 會員仲買混同 二千二百十四 人 會員の内二 種ありて一 を宣誓仲買 とし一を自 由仲買とす 由宣誓の仲 買は自己の賣 買をなすを 得す自由は 人員に制限 なく自己の 賣買をなす とも得又宣 誓仲買は商 人組合長老 に於て人命 を定め任命 す
全上	無制限 會員仲買混同 人員未詳 會員の内二 種に分つ仲 買は客の賣 買のみに任 し會員は自 己の賣買の みをなす

積立金	仲買職株代	仲買及び會員身元金
一人に付十萬フランの積立金は會員より取引所に積み置き仲買の保證に充つ	一人二百萬フラン凡我五十萬圓	一人二十五萬フラン凡我六萬二千五百圓之預け年三分の利子を得
共同積立を爲す之は賣買違約等に充つるものにあらず貯金の性質を有す	なし	要せず
共同積立をなす之は賣買違約等の辨償に充るものにあらず貯金の性質を有す	一人凡二萬五千弗	要せず
決算組合に保證資本金として積立を爲す	なし	要せず
決算組合に積立を爲す	なし	要せず

會員及仲買人の義務	會員及仲買人の信用及入會の推擧又は紹介の義務
入會人は數多銀行家及商業者に於て其人の仲買に適任及び名譽を保證したる證書を要す	入會人は數多銀行家及商業者に於て其人の仲買に適任及び名譽を保證したる證書を要す
入會人は三人以上保證人は四年以上會員に續して入會人のため其入會の間五百ポンドの破約の場合に取引所へ向て仕拂ふべきとを契約せしむる手代間會員の代入會のときは保證人二名に保て保證金三百ポンドつゝに足れり	入會人は推擧二人を要す此推擧人は入會申込人と十二ヶ月間相識のものにして申込人の銀行振出小切手二萬弗迄つゝを信用して領收するの誓約を要す
入會人は商人組合即ち商業會議所員又は組合員の外たりとも財産上堅固の信用あるものにして皆組合員三名の紹介を要す	入會人は商人組合即ち商業會議所員又は組合員の外たりとも財産上堅固の信用あるものにして皆組合員三名の紹介を要す
入會人は市廳へ商業に對し市税を納め財産上の堅固なるものに限る	入會人は市廳へ商業に對し市税を納め財産上の堅固なるものに限る

會員及仲買人
幹事の多數決を以てす
總務委員の多數決を以てす
理事委員の多數決を以てす
會員は商人組合長老に於て入社を承認し
會員仲買人と市參事會に於て入社を承

入社撰擧法	會員及仲買政府認許料	税金	
	株式仲買は要せず 商品仲買は三千フラン以下を要す	法律規定の印紙貼用日誌に記入	一人 二千フラン 凡我五百圓
	要せず	無し	一人 五百ヤニ 凡我三千六百七十八圓 滿四年以上手
	要せず	無し	一人 一千弗
仲買人は商人組合長老に於て撰任するものとす	要せず	取引所内外の賣買に拘はらさず一般賣買に課する所の印税を課するものとす	毎年一人 三十九馬克 凡我三十錢
認す	要せず	取引所内外の賣買に拘はらさず一般賣買に課する所の印税を課するものとす	要せず

會員及仲買人
入社金

會員及仲買人	入社金		
入場料を徴收せずして賣買の種類員數に由りて課金をなす手帳には課金をなす		代に從事したるものは三百ヤニ 凡我二千二百圓餘 專任手代 一人 廿五ヤニ 凡我百八十圓餘 手代一人 十ヤニ 凡我七十三圓餘	
一人一ヶ年五十弗 外義捐金とし て一人一ヶ年百五十弗以内を離金す 手代は一ヶ年一人百弗			
一人一ヶ年十 マルク外に 會員仲買と も賣買取引 高を毎年委 員に於て鑑 定して追賦 課をなす 手代の入場 も亦委員に		八 マルク外に 仲買一人一 ヶ年ブルツ 市中住居の も	
七十七		二百七十 フラン 同手代一人 百五十フラン 仲買一人一	

賣買の種類に依り標示又は標本を以てするの區別	諸證券は標示 諸商品は標本 を要す	●諸商品は特 に千八百六十 六年即ち我慶 應二年に於て 商品仲買條例 を發布し其管 理を商法裁判 所として政府 へ免許料及免 許税を徴収す
現場取引 定期取引 （十五日取引 月末取引）	諸證券は標示 諸商品は標本 を要す	
現場取引 定期取引 （二週間） 此受渡定日は	諸證券は標示 諸商品は標本 を要す	
現場取引 三日目取引 買掛取引	諸證券は標示 諸商品は標本 を要す	
現場取引 即日取引 翌日取引 定期取引 月末取引	諸證券は標示 諸商品は標本 を要す	●物品取引穀 物、澱粉、麥、 麥芽、砂糖、油 種子、種油、石 油、精酒、木材 其他の産物及 物品の取引は 取引所の向ひ 町に於て舉行 す而して其管 轄は共に伯林 取引所に於て 掌理す
現場取引 定期取引 （十五日取引 月末取引）	諸證券は標示 諸商品は標本 を要す	

賣買取引	内 掛金撰擇 確固取引 一時公賣	
賣買取引の内 最も行はれ居 るもの	定期取引を多 とす	前月に於て翌 月分を委員會 に於て決定し 揭示するもの とす
賣買證據金又 は掛金	掛金取引には 掛金を要す	六十日間取引
賣買依頼者よ りの證據金	決算勘定の差 額豫備として 之を要す其割 合は種類に依 り	三日目取引を 多とす
	信用の如何に 依り之を要す 又は要せず其 割合は實價の 一割とす	定期取引を多 とす
	信用の如何に 依り之を要す 又は要せず其 割合は實價の 一割とす	定期取引を多 とす
	掛金取引には 掛金を要す	内 確固取引 掛金取引 賣方毎日 取方毎日 買方毎日 取方毎日 追掛取引 兩掛取引 一時公賣
	掛金取引には 掛金を要す	内 確固取引 賣掛取引 一時公賣
	決算勘定の差 額豫備として 之を要す其割 合は種類に依 り	現場取引を多 とするも英米 と獨の如く繁 盛ならず

賣買受渡	手形交換法	り一定せず
賣買受渡	手形交換法	
賣買受渡	各自授受	
賣買受渡	手形交換法	
賣買受渡	手形交換法	り一定せず
賣買證書	先づ會計局よ り交付の帳簿 に記入し而し て賣買雙方は 會計局の印章 ある用紙に記 載し翌日開業 前に取替はす	
賣買證書	賣買の都度手 帳へ記入して 備忘紙を交換 し翌日突合室 にて雙方の手 代突合をなし て取引所に報 告す	
賣買證書	賣買證書を授 受するとなし 然れども會員 は其賣買高等 を場長に報告 するを慣例と す	
賣買證書	賣買證書を用 ひす各掛金の 入日の次の日 の立會に於て 各自決算表を 製して決算組 合に差出す	
賣買證書	小札を以て之 を證明し賣入 又は買入に渡 す	
手形交換法決 算及手数料	大書記に於て 取扱別に手數 料を要せず	
手形交換法決 算及手数料	決算掛に於て 取扱ひ別に手 數料を要せず	
手形交換法決 算及手数料	無し	
手形交換法決 算及手数料	入會のとき七 十五マルクを 拂ひ耐後は毎 年決算局の費 用を議定して 會員の等級に 依り一千五百 マルク以下七 十三マルク以 上の範囲内に 於て徴收す	
手形交換法決 算及手数料	一千フランク 若くは其分數 付の株額面毎 百に付二フラン クの手續料を 要す 但一決算紙票 毎に二十フラン クを越ゆへか らす	

實價百分の一 の四分の一の 以内にて定む	内外國公債 大藏省證券 内外國會社株 券 内外國鐵道 株券及ひ債 券	公債又は券類 に依り實價千 二百分の一乃 至六百分の一 とす 内外國公債 二百に付 内外國鐵道 株券及ひ債 券 即ち我百圓に 付拾貳錢五厘 大藏省證券 殖民地公債 米國公債 鐵道株券 百に付 一志 即ち我百圓 に付五錢 五厘以下株券 一株に付 一志 凡我二十圓	實價百分の一 の八分の一 の拾貳錢五厘 に付 即ち我百圓に 付三錢一厘二 毛	但一マルクは 凡我三拾四錢	不詳 但巴里の割 合に稍同 しと云	不詳 但巴里の割 合に稍同 しと云
實價百分の一 の四分の一の 以内にて定む	内外國公債 大藏省證券 内外國會社株 券 内外國鐵道 株券及ひ債 券	公債又は券類 に依り實價千 二百分の一乃 至六百分の一 とす 内外國公債 二百に付 内外國鐵道 株券及ひ債 券 即ち我百圓に 付拾貳錢五厘 大藏省證券 殖民地公債 米國公債 鐵道株券 百に付 一志 即ち我百圓 に付五錢 五厘以下株券 一株に付 一志 凡我二十圓	實價百分の一 の八分の一 の拾貳錢五厘 に付 即ち我百圓に 付三錢一厘二 毛	但一マルクは 凡我三拾四錢	不詳 但巴里の割 合に稍同 しと云	不詳 但巴里の割 合に稍同 しと云

第三編 佛國巴里のブールス

第一章 巴里仲買會社(Compagnie des Agents de change de Paris)の規則(上)

佛國巴里のブールス稱して巴里仲買會社と云ふ今其規則を本章及び次章に分載すること左の如し

第一 會社の組織

會社は府内の交換銀行商業及び理財の爲めに設立するものにして巴里株式取引所へ屬すべき公認の仲買(Agents de change)六十を以て社員とす
 仲買の任命は幹事局(Chambre Syndicale)の推舉と大藏卿の上申とにより政府の布令を以てす●社員已に任命せらるゝと雖も身元を納め誓詞を終り其他社中總會の可決を経て典式を擧げたる後にあらされは其職を執る能はず●本社の支配取締及び代表には幹事局之に任す局は會社一同より撰ぶ社員七名より成る●新入を許し撰舉を開き總て是等に關する事務を一般の規則に由り會計局及び幹事局の制規に従ひ社中一擘の衆議を要するものは何れも總會に由る●會社は社員の職を退くものありて適當と認むる所に從ひ之に名譽社員の稱號を與ふへし●社員は各々手代一人或は二人を従ふるとを得●社員一同會計局を設け社の入費一切を辨す局は會計委員の監督に任す●社員は金主數名と共に組合ふとを得

甲 仲買

第一條 仲買即ち本社の社員たるべきものは下の三項に由る●第一 佛國人民●第二 滿廿五歳以上●第三 銀行の頭取或は商會の會長數名調印して本人の信用と才能とを保證する書面

第二條 仲買の職を他に移轉する一切の事は幹事局定の制規に依るものにして其認可を得て初て仲間の間に効力を有す

第三條 職株讓與の約定證には下の三書を添ゆべし●第一 申告書 賣買双方共に調印するものにして書中には約定證へ記載する代價の外に利益を約束せざる旨を述ぶ●第二 盟約書 是も亦調印して幹事局及び會計局は第三者を認めざるを以て讓受主は總て權利を會計局及び幹事局に委ねたるに付其決算未決算に關せず讓渡主は兩局より職株の代を請求し得へし是に對する讓受主の責任は總て兩局に歸するを述ぶ●第三 金主となりたるものとの約定書の寫 是は唯讓受人の望みあるときに限りて添ゆべきものとす

第四條 退職する社員は其後任者を出して幹事局の認可を望む次の個條の式を終りし上之に任命を得せしめん爲め局は右後任者を大藏卿に申出す但し社員死去或は他の事故あるときは相續人若くは名代人代りて其式を踏む

第五條 假りに認可を得は書面を以て社の規則を了解の上堅く之を守る旨を述べ●然る上にて本人の姓名を十五日間取引所内に掲示す此掲示へは職株譲渡の事の外に又金主一同の姓名及び出金高を記載するを要す●右の掲示は社中の諸員より本人に關する注意を求めんが爲めなりとす●掲示日數十五日間を過くれは幹事局は秘密投票を開き本人新入の可否を定む●投票中黒札三枚あるときは否決とす

第六條 社員新入の式は下の如し●社員一同席定まる、幹事は二名の周旋委員に向ひ新員を引き一同に紹介せんとを望む、新員紹介せられて尙テーブルの前に立つ、幹事下の三書を読む●第一 任命を上申する大藏卿の添書●第二 任命の指令書●第三 身元金を大藏省に皆納したるとを記し商法裁判所に於て述へし誓詞●其次に幹事は新員に向ひ社の規則又は幹事局の裁決を守るべき旨を重て注意す、新員は更に誓約を尋む、誓約は新員の調印したる公けの報告に載せしものとす、茲に於て幹事は社中一同に代り本人已に諸般の式を終りたるに付き新入を許す旨を告げ其名を名簿に登せしむ

第七條 新たに撰れたる社員は新入式の費用として金二千フランクを差出すへし

第八條 一旦退職したる社員は再入すへからす但し特別の事情に由り其職を再ひせざるを得るときは諸否を社の意見に任し出席社員四分ノ三の同意を得るを要す再入の場合には別に新入の式を擧ぐるとなし

乙 幹事局

第九條 毎年十二月總集會を開き秘密投票に由りて幹事を撰ふ多數に依りて當撰す●右撰擧の始末を二十四時間内に諸卿警視總監并にセイヌ縣知事に報告す

第十條 幹事は少くも五年仲買の職に在りしものならざるへからす副幹事は三年にて可なり

尤もと認むべき大事故あるにあらざれば辭すへからす

第十一條 幹事局員の在職期限は一年とす

第十二條 幹事五年間丈續ひて復撰せらるゝを得五年の翌年にても第一次會の投票若し在席社員四分の三なれば當撰して更に五年の期限を開くへし

一部の撰擧は五年に含まるゝものに非すとす

第十三條 副幹事は三年間丈復撰せらるゝを得其中二名を毎年改撰す●其三年間起算の法は前副幹事當撰の初年に始まるものにて中途之に代る新副幹事の復撰期限も前任初年より算す●幹事局は撰擧の前に局員の規則に由り年期既に絶へたるものゝ姓名を社中に知らせす

第十四條 幹事局員は任滿ちて後十二ヶ月を経るか或は局員に數名の欠員あるときは再撰せらるゝを得

第十五條 幹事一名若くは副幹事三名より總會を求むるときは幹事局會を開く●長老社員は幹事局の一致に由て局會に列して議事に加はるとを得●幹事局は局員五名以上出席にあらざれば議決する能はず幹事二名以上病氣又は他の事故にて不參するときには先づ會計委員を以て補填す委員にて支あらは次は前の總會に於て副幹事に次ぎ最も投數の多かりし社員を以てす

第十六條 幹事局は議事録を備へ置き報告に列席會員の印を捺す●幹事局の議決は第五條の場合を除き投票多數に由る●幹事議長となり投票相半すれば議長の一票を二票に算す
第十七條 幹事不參のときは第一副幹事之に代り第一副幹事不參のときは第二副幹事之に代る以下此法に倣ふ

第十八條 幹事局は社員の中に如何なる由有りとも決して職務特權の外に逸せざる様嚴しく注意怠りあるべからず若し犯す者ありしときは事の次第に由り或は行政の處分を求め或は商法裁判所に訴へ罰を正すに必要な順序方法を行ふの責任ありとす

第十九條 幹事局は會社全體並に社員各個の安全を監督すべき責あるを以て社の危険を起す如き所業ありと覺ゆる社員を局に呼出し凡て取引約定を果すに於て欠くべからざる用意を備へしや否を吟味すべし此點より時としては必要とする保證を求めしめ或は局の會計に抵當を預けしむるとも有るべし●局員なれば三名社員なれば十名にして右等の呼出吟味を申出す時は必ず實行して拒絶す可らず

第二十條 凡そ社員の間取引より爭論を生ぜし時は幹事局之を決す此決終審にして最高の力を有するものとす●局員之に關係あるときは事件の落着する迄は審議並に裁決に加はる可からず

第二十一條 幹事局員は會社の議事其他一切の事務に付き總て秘密を守らざるべからず

第二十二條 社員若し告知すべき事あらは何時たりとも幹事局に來るの權あり

第二十三條 毎月副幹事二名は事務委員となり公私券類の相場を表に作る事を司り又凡て一般の拂に立會ふ●殊に社中に於て規則の遵守秩序の保持に注意し社員の間起る爭論にして速に裁判を要するものは委員の判定に任す

第二十四條 幹事副幹事又は社中の總會議に出席する時の長老社員及び副幹事の職務を執る時の仲買は第二百二十七條に準し銀札を受く

第二十五條 幹事局は千八百十六年五月廿九日の法令に由り社員の上に立ち察事の權を委

ぬられたるを以て仲買が互に其業を營める行跡を厳しく視察するの任を帶ふ故に若し仲買の中堅く其職權内を守らず其取引又は收入の法に公益に背き會社の安全を害するものあらば其者の營業を中止し或は免職を大藏卿に勸むる事あるへし是等の事は先見説明し難きを以て豫め全權を授けて私の小利益に反し公の大利益を保護せしむ

第二十六條 幹事局は社員の中にて規則に觸れたる疑あるものを調べて曲を正す爲め本人を呼出す事を得

第二十七條 會社の規則及び慣行に背くものには第二十五條定罰則の外更に過料を徴するを得但事の輕重に由て其高を定む

丙 總會の事

第二十八條 總會は社員半数以上の出席に由て開き會社一躰の決議とす

第二十九條 總會は幹事局にて適當と認むるか或は社員多数より出す理由ある請求書に由て開かれ集會の時間は案内狀の記す所に由る

第三十條 納會には社員何れも列席せざるへからず●幹事並に幹事局員は長老社員と共に役場の如く出坐すへきものとす●幹事は議長に任し議事を行ふものにして議題を告げて説明辨明す●右終りて衆議に掛け投票に由て可否を決す事に由りて或は三分の一或は四分

分の三を要す

第三十一條 發言せんと欲するものは幹事の許を得へし

第三十二條 幹事局は特別議事録を備へ出席社員捺印を取る

第三十三條 總會出席の節は第二百二十七條に由り銀札を受く●開會後に出席し又は公の議事録へ捺印の前に退散するものは共に銀札を受くるを得ず

第三十四條 各員の議事録及び出席簿に捺印は出場の順に由り役員と呼出に従ふへし

丁 名譽社員之事

第三十五條 退職の後猶ほ名譽社員として會社に關係を存せんと欲するものは之を請求せざるへからず●本人在職の間察事の下に於て懲罰を受けたるあらば之を書して出すへし

第三十六條 何人でも七條の手續に従ひ秘密の投票に由て會社の一致あるに非されば名譽社員たるを得へからず

第三十七條 名譽社員たるには十五年間取引の職にあり且つ第一次會の投票にて多数の可決を得たるものならざる可らず●然らされば在職中幹事に選舉さると三回に及びしものは只此一事を以て名譽社員たるを得在職十年其間三度副幹事に撰ばれたるものも亦然り●幹事局奉職の年は二倍に算す

第三十八條 前條の事情なきものにても格別とすへき著しき理由を示せば社員五名連署の書面を以て名譽社員たるを得但し在職の年間少くも十二年間にして第一次會の投票に四分の三を得るを要す

第三十九條 何れの場合にても一年に満たざる端數の日月は全く一年と見做す

第四十條 社員の誰たるを問はず自分を名譽社員となすや如何の投票には加はるを得ず

第四十一條 名譽社員は其稱を保つ金牌を受くへし之には姓名と拜任の日を彫刻しあり

第四十二條 名譽社員は開場中常に會社の局に出入するを得又年末の總會及び新員入社の際に臨み現員同様銀札を受取るへし

第四十三條 名譽社員は總會の投票四分の三に由ては名稱と特典とを罷めらるゝとあるへし

第四十四條 名譽社員死去せしときは眷屬の書面に由り總代として社員六名幹事局員の一々に從ひ葬式に會す此役に當る順は名簿に由る

戊 黙組合員の事

第四十五條 社員は取引決算より起る損益を分擔する黙組合員と共に結社する事を得

黙組合員の損失は金主より差入れたる金額に止まる

第四十六條 現在會社の席に列するものが其名を以て職株金持主となり少くも職株金及び

身元金を合計したる金額の四分の一は自から差出さるへからす

第四十七條 組合の規則は幹事局定の形に從ひ其認可を得ざるべからす殊に其規則中に約束の個條に關し爭論あるときは幹事局の全權に由り其裁決を以て終審とし上告其他凡て裁判或は仲裁にも持出さず偏に局の決定に從ふべき事を記す此規則書は大藏卿に呈し法律に準して登記し預置き并に世に公にすへし

第四十八條 凡て資本組合員又は利益配當の割合を變ずるときは幹事局定の形に由て記したる上其認可を経ざるべからす●登記、預置及び出版前條の如し●本條及び前條の手續に違へば其誤りを生ぜしものゝ組合の内たり外たるを問はず總て組合に取て無効とす

第四十九條 社員と黙組合員と本書の間に結ぶ契約は證券印紙に認めて各一通つゝ持ち此外三通其一を幹事局に其二を商法裁判所書記局に其三を社員の店のある區の治安裁判所書記局に預け置く●各通組合諸員の連署を要す幹事局に預けて登記の事實を記せる一通は決して他所に移すべからす

第五十條 此契約書の牒裁は法令の形に由るに及ばす

第五十一條 一の社員の黙組合員は此員の許なくして他員の組合に入るべからす

第五十二條 社員の黙組合員は社員の利害と自己の利害とを共にする會社たるを得す

第五十三條 黙組員規則に背き組合の間の争を公の裁判に持出すものは以來再び社員の黙組員たるを許されず

第五十四條 組合を退く金主は反對の一致あるに非されは其時残り居る失敗の責任を免かるゝを得ず但し其後の新き取引には關係なし

第五十五條 記録には社員の名に加へ金主の姓名及び利害分擔の廉々をも記して之を幹事局の集議所に備置く●變更する所あれば凡て其側に書入る●各員は常に右の記録を調ぶる權を有す

癸 社員所屬人員の事

第五十六條 社員は幹事局の求に應し少くも一年に一度は金主手代及び其他附屬の目錄を出す●第一 姓名●第二 職分の性質●第三 金主出金額●第四 重手代及び他の手代の給料并に利益分配の割合

此報告書は吟味種別して書記局に置く●前に報告せし所に變更あらは直に幹事局に届くへし變更を調へ又其説明を求むる事を得

第五十七條 手代雇人は今迄の主人の許を得る書面を持するに非されは新しき仲買に仕ゆへからず

第五十八條 委托權 社員は部理委任の名義に由り一名或は數名を別々々にても一所にても己れの代人に立つる事を得●代務せしむる委任狀は代人の印鑑と共に幹事局に預く
代人と印鑑は仲買一同に廻報す

代人は社員同様定期約定書券類渡方目錄書現金券類受取書に捺印の委任狀記す所の事を行ふ

第五十九條 重手代役 社員一名若くは二名の重手代役を置く事を得

第六十條 誰れも二十五以上にして正實を證すへきものに非されは重手代役たるを得ず●社員は重手代役を撰みしとき之を幹事局に届く右候補者は取引開場八日の間會社の役場に掲示し掲示日限既に過くれば幹事局は候補者の許否を決す

第六十一條 重手代役の名前は取引所内并に會社の役場に掲示す

第六十二條 重手代役は同條の間又は仲買と取引を約することを得●其守るへき規則は凡て社員と同じきものとす

第六十三條 重手代役は手帳一冊を扣へ毎日閉場の後社員に於て主人の簿書に寫す手帳は社員に由り共同會計局より交附す

第六十四條 社員に由り幹事局の許を得たる重手代役免職の事は其旨を會社一般に通

す

庚 社員の権利義務

第六十五條 社員は取引の業に關し同僚仲買に向て躬自から其責に任す

第六十六條 無記名券及び裏書券の定期取引を約して月の一日と十六日との決算に至れば華主客は當日開場の前に買の拂ひ方に充つべき金額或は賣の渡方に充つべき券類を社員に渡さる可らず華主客若し此事を行はざる時は仲買は當日客の入費損失を以て再賣或は再買するを得掛金取引に於て返答時刻の後ち本條一項を行はざる時は是亦再賣再買に付す

第六十七條 社員は相互の間に組合を結ぶ可からず

第六十八條 社員は身代限者或は取引約を果さしりしものゝ依頼に應ずへからず

第六十九條 社員は同僚雇人又は其店に使はれ居るものと取引すへからず

第七十條 社員は取引を爲すに手数料を分配すへからず

第七十一條 凡て記入は幹事局定の簿冊へ複式を以てすへし

第七十二條 社員は金額又は券類の直接に送り來るものに限る其責に任す手紙に由ての約束は客か自身又は其代理者の捺印するに非されは社員に責ある可からず

第七十三條 社員は我手を通して取引を結ぶ客の用便を計り其店の安全を保たさるへからず

第七十四條 社員は相手の承知に由るか或は取引其者より必要なきに非されは客の名前は嚴しく秘密に附せさるへからず尤も幹事局の権内にて吟味探索するは可なり●法律に要せらるゝ報告の外は右の規則に取除なし

第七十五條 法律は社員に賣買双方より各、百分の四分の一の手数料を取る事を許す●然れども毎年幹事局に於て現場取引と定期取引とに分ち手数料の最少額を定む●手数料表は社員に廻して皆之に由るべきものとす

第七十六條 社員は幹事局の許を得たる後に非れば訴訟を起し又行ふ可らず

第七十七條 社員は以前他の社員の占め居たる家屋に其店を置くを許されず前員店を他に移す後ち二年を経て此禁始めて解かる

第七十八條 社員已むを得ず欠席するとき其旨を書面を以て幹事局に届出さすべし
欠席中代役を爲さしめん爲めに其總代人又は殊に他の一人を任じ特別の許可を得ざる可からず●代役は如何なる事由あるも一仲買人と直接に取引をなすことを得ず若し爲すべき取引あれば他の社員に請ひ之をして欠席社員の名前に由り受けたる注文を扱はしむべ

し●代役は欠席社員に向て譲渡の証明を申込まれ来るものありしときは直接に之を幹事局に請求し特に設けられたる役員一人の証明を求め會計局に現金授受一勘定書の代價に等しき證明料を拂ふものとす此高一フランクを下るべからず●譲渡証明の請求書には移轉書并に券類の性質金高を記載せし一勘定書を添ゆべし書式は幹事局の定めたる所に由る●本人たる欠席社員は幹事局に往き己れの爲めになされたる証明の事を慥む可し

第七十九條 社員其業を中止せらるゝ間はバルケー及び社員の間に入出入するを得ず

第八十條 社員中若し己れの都合に由りバルケーを退出せざるを得ざるときは幹事局は直に其旨を會社一般に告げ其時退出社員と取組みある他の社員に退出社員に對する關係を示せる書面を差出さしむ可し●關係社員は此報を得たる次の日ブールスに集り確固又は現場に由り退出社員と取引せしものを決算す●決算は退出の報を得たる當日の平均直場に由る可し●自由取引の取組ありしならば其片付方は左の如くにすべし

先づ賣買したるものと同質の額面を同期にて再賣又は再買す此等の取引は退出當日の掛金の均一相場に從て勘定し記入す●次に掛金の數は確定平均相場に由りて勘定す●月末決算を越ゆる掛金取引に就ては取引の期限に從ひ確定平均相場に前期決算の繰越し割合の平均相場にて勘定したる繰越金額を加ふべし

第八十一條 社員若し在職中死去するときは下の手續を要す●第一 民事裁判所長に其店の臨時委員を任命せんことを求む●第二 決算調書を作る●第三 國債證書及び其他の記名券類死者の姓名を存するものゝ調書を作りて幹事局の証明を受け之を記録局に差出す局は別に調書に在る券類は本の持主に歸り相續の税を課せず

第八十二條 社員死去の節は葬禮として社員十三名は幹事一名に從ひ葬式に會す其妻死去の場合には總代の人數之に半す

第二 取引受渡

甲 汎則

第八十三條 公けの券類其他相場を立て得べきものは現場取引(Marchés au Comptant)と定期取引(Marchés à Terme)とに論なく本社の社員に限り法律に認められて重手代役と共に取引するの權を有す

第八十四條 券類の取引は客の爲めにするに自己の爲めにするに關せず總て取引所内に於て公然社員の間競争すべきものとす

第八十五條 賣方は賣らんと欲する所の相場を買方は買んと欲する所の相場を明示すへし

第八十六條 取引は其當坐直に第二百十五條定の簿冊に記し而して後ち法律規定の印紙貼

用日誌に寫入る可きものとす

第八十七條 取引の上に若し間違ありしときは雙方共損を分つ但し一方右の取引を記し居らざる場合には獨り之を記せし方の間違とす

乙 約定

第一目 爲替の事

第八十八條 社員は自己の勘定を以て爲換を扱ふ可らず●若し二銀行或は二商家の間に商業手形爲替の約を極めたるときは員數、種類、期限及び價格を記す覺書を雙方に渡して客と客と直接の約定に改む
右の覺書は當坐直に己れの簿冊に寫す

第二目 現場取引

第八十九條 現場を以て取引を結へは次の日の開場の前に印紙を貼せざる約證を取り替はす(賣方は青紙買方は赤紙を用ゆ)

第九十條 券類の受渡は其目錄書に由る此書は第二百九條以下の數條に定めある印税に従ふ

第九十一條 無記名券及び裏書券は取引當日の開場以後次の日の開場に至るまでの間に賣

方より買方に渡すへし●但取引より第四日目の開場以前には渡さざる可らず其例左の如し

賣方	約定	買方
第一日目	約 定	賣方は取引約定の翌日券類を渡し得る
第二日目	渡 方	拂方なくば券類差出日に於て再賣 (Re-vente) を揭示して次日再賣す
第三日目	全	
第四日目	全	
第五日目	再買の揭示	
第六日目	再買 (Rachat)	

現場取引の券類には第二百十一條に従ひ種類、番號、員數、金高及び期限を記せる目錄書を添ゆ●慥に受取られたる右目錄書を差出して現金の拂ある可し

第九十二條 凡て記名券の約定は下の規則に由る●此類の券類の引移しを望む買方は約定の日に續く開業の前に金額、相場、及び讓受人の姓名を記す切手に調印して賣方に與ふ●券類若し只買方の受取を以て引移さるべきものなれば買方仲買は他の姓名の代りに自身を受取を右に記す時間に賣方へ渡す

第九十三條 買方より約定の代價を拂入るゝ迄は引移を以て持主の證とす可らず●賣方は直接の買方の外の人に引移す事を拒むの權あり

第九十四條 仲買三名の中甲は買方乙は賣方にして丙は將に甲より買んとす此場合に於て甲は戊の代りに丙の姓名或は受取を承知せんを乙に請ふときは乙は丙に對して券類を渡し金額を受取り直接の買方なる甲との關係を省くを以て義務權利とす●其受取る所の代價を以て直接約定に代る差引とす

第九十五條 記名券は買方の受取姓名を濟ます次の日に賣方より引渡すを得●渡方期限は第九十一條の如き目録書を添へ取引の日より(次表に準して)六日以内なる可し

賣方		買方	
第一日目	約定	第一日目	約定
第二日目	開場の前に受取姓名を受取る	第二日目	開場前に受取姓名を引渡す
第三日目	渡方		賣方は受取姓名を受取りし翌日渡し得る
第四日目	全		買方仲買若し取引の日より第三日目に
第五日目	全		

自己又は其客の受取姓名を引渡さるるときは賣方仲買は買方の記名調印せる引移書を幹事局へ預け置くの權あり
右の引移書は幹事局の檢印を受け翌日即ち第四日目に於て買人は受渡を承諾して檢印ある引移書添ひの券類引換に代價を拂ふものとす
券類を差出するも代價を拂はされは即日再賣を揭示して翌日之を再賣す

第六日目	全
第七日目	再買揭示
第八日目	再買

第九十六條 償還を公示せられたる券類は抽籤の日に取引を停止す

第九十七條 抽籤に由て拂はるへき或は持主に書込みの權其他の特典を與ふる券類は受渡に關する定式の日限を以て約定を止む即ち無記名券なれば抽籤日或は書込日前第五日目、記名券なれば同しく第七日目

但特別の約あるときは便利の爲めに此日限内と雖も取引を許す

第三目 強迫取引(Negotiations judiciaires ou forcées)

第九十八條 流通券類或は相場を立て得べき其他のもの取引を司法の筋より命せられたる仲買は少くも取引の二十四時間前に自己又は代人の調印したる揭示二通其一は仲買の局に他は取引所に掲げざるべからず後者には取引所詰警察官の添印を要す
此二公告書には印紙を用ひて種類、員數、番號并に取引執行の裁決、仲買及び期日を記載すべし

第九十九條 強迫取引に付する券類か流通のものなれば揭示の當日約定すること並の取引に異ならず

若し常に相場表に見へざる不流通券なるときは特別に相場表中の特筆を幹事或は事務委員まで請求せざる可らず

第一百條 相場を立てられたる券類或は書入されしものにして千八百六十三年五月廿三日の法律に従て賣らるゝ相場を立て得べき券類の賣方は仲買の外のものゝ取扱を許さず

第一百一條 相場を立て得べき券類にして拂入れなきより賣らざるべからざる時は取扱前に同じ尤も會社の内則にて此券を此の如き場合に賣るに關し特別の定めあるものは此限にあらず

第一百二條 仲買の目録書は何等の場合にも公の記載と認めらるべし

第四目 定期取引及び掛金取引(Marchés à Primes)

第一百三條 記名に關せず凡て公私券類定期取引の期限は約定の日より起算し第二の決算を越ゆべからず●掛金取引の期限も亦一月に一度決算すべき券類なれば同じく第二の決算を限りとす

十五日毎に決算すべき券類の掛金取引は第三決算の期を約するとを得べし

第一百四條 買方は左の條々の定めに従ひ期限の未だ至らざるに約束の代價を拂ふて券類受渡を請求の權あり

第一百五條 定期の取引を結ぶ双方の社員は第二百十一條の形に従ひ正に調印して會計局の印章ある約定書を翌日開業の前に取替はすべし

第一百六條 定期の取引及び其之を記す約定書面は券類に由り左の員數及び金高或は其乘數を以てす

五分利付公債證書

二千五百佛

四分半利付公債證書

二千二百五十佛

四分利付公債證書

二千佛

三分利付公債證書

千五百佛

外國發行券類を取引の制限は幹事局之を定む

第一百七條 掛金取引を約定せし買方は十五日及び月末毎の決算の前日午後二時三十分迄に於て賣方に報するに券類を受取るか或は掛金を渡すかの旨を以てす●此報は五分時間に終り其間は他の諸事を中止す

若し買方より券類受取の方を報するときは掛金取引は變して並の定期取引となる●掛金の報終らば仲買の手代は直に其局に集て之に關する凡ての取引を突き合はす

丙 前受渡の事(Escomptes ou hivraisons D'effets par Anticipation)

第一百八條 買方は第一百四條の旨に従ひ約定の期日に先て代を拂ひ券類を受取らんとせば左の方法に由るへし●第一 買方仲買は揭示を以て賣方より約定券類の一部若しくは全部を前受渡する事を得定期取引の確固たり掛金たるに論なし●第二 前受渡の望を開場の前に賣方に知らずるには種類、代價、枚數及び約定期限を記して幹事或は副幹事一人の檢印せる揭示書を以てす此揭示書は豫て會社の局に設けある板に貼付す●第三項 右揭示書は幹事局定の成規に従はざるへからず之に従はざるものは檢印を得ず

第一百九條 今新に賣る所の券類にして先に買ひし所の高或は其上なるも種類同しく期限亦

同じくば新に賣る仲買は相手なる買方仲買より前受渡を請求する事を得へし

第一百十條 買方仲買は揭示貼出の時に其名を明記せる正副二枚の切符に幹事局員の檢印を取らざる可らず●二通共に揭示の如き項目を記す●切符に記入すへき券類の高は定期取引に定めある制限に従ふ●其假切符は揭示當日の開場の前に買方より賣方に渡さるへからず

第一百十一條 前受渡は午後二時三十分迄定期取引に定めある最少額内の端數を以て仲買より買へ輾轉する事を得

第一百十二條 前受渡に於て第一に裏書せしものを直接となし第二以後の裏書を以て間接となす

前受渡すへき仲買は其前受渡券類の金額を渡す事を得●揭示に記す高に超ゆるものを渡すに及ばす

第一百十三條 買方仲買は自分の買方に存し居る残りの券類をも間接に向て前受渡する事を得す

第一百十四條 開場中承知されたる決算相場は即日間接に前受渡の權を生ず

第一百十五條 掛金取引にて掛金引上の上は其承知されたる日に間接に前受渡するを得

第百十六條 毎日閉場の後仲買の手代は一同其局に集り形の如く假切符に裏書して互に交換す●手代は相場高低の間に生ずる差金の目録を作り其差金を翌朝登記する爲め各代價切符を有す●翌朝開場の前假切符を最後に所持するものより買方仲買に副切符を渡せば買方仲買は券類受取の證として正切符を渡す●右正切符は獨り券類渡方目録に結付く●此式の取除として無記名券ならば只副切符を出して前受渡定めの翌日受渡す事を得

第百十七條 賣方仲買の手代にして副切符分配の時に出席せざるか或は受取を拒めは其假切符は幹事局に預り置く●右假切符を預けし仲買は賣方仲買か翌朝開場の前に正切符を引取り得るやう預置の當坐直に其由を賣方仲買に報せざるべからず

第百十八條 最初の買方仲買は前受渡定めの翌朝に至り正切符を要求されるときは幹事局に就き誰そ假切符を預けしものなきやと問合せ若し之れ有らば其預けし仲買に正切符を渡す

第百十九條 既に正切符の要求なく又假切符の預置もなき時は最初の買方仲買は最初の相手の外の手に渡り居る總假切符取消の事に付事務委員より承認を受け其正切符を揭示記載の賣方に渡して直接に券類の前受渡を望む右の賣方は又其相手に掛る

第百二十條 前受渡の執行は左に記せる時限の内に於てせざるべからず

被前受渡人

第一日 揭示 閉場後直に副

切符を受取る

第二日 開場前正切符を受取る

る

第三日 渡方

第四日 全

第五日 全

第六日 再買揭示

第七日 再買

記名券

被前受渡人

第一日 揭示 閉場後直に副

切符を受取る

第二日 開場前に正切符を收

原前受渡人

第一日 揭示 正副切符に檢印

を取る

第二日 閉場後直に副切符を渡す

開場前正切符を渡す

被前受渡人は假切符を渡せし翌日より

券類を渡すの權あり

券類を出すに其代を拂はされは公示を

要せず事務委員の一人に由て即日再賣

する事を得

原前受渡人

第一日 揭示 正副切符に檢印

を取る閉場後直に副切符を渡す

第二日 被前受渡人は正切符の

入す

第三日 渡方 正切符は券類

渡し目録に付す可し

第四日 同 上

第五日 同 上

第六日 同 上

第七日 再買の揭示公告

第八日 再 買

原前受渡人は前に記す如く又幹事局の検印ある譲渡證と共に券類を受取り同時に約定代價を拂ふものとす

第二百一十一條 仲買の間に前受渡の移り變りより起る差金は揭示の翌日開場の前に拂はさるへからす

第二百一十二條 裏書人中數名或は一名差金を拂はされば間接の原前受渡人を以て前受渡取消となす

第二百一十三條 仲買の間の勘定前受渡に由り券類に於て差引せらるゝときは其差引残りのみ受拂すへし

第二百一十四條 前受渡する所の券類の利札は定期取引約定以後に切斷せられしものならば其利札丈の金高は引去りて算せさるへからす

第二百一十五條 前受渡より起りし再買は正切符所持の仲買に對して行ふものとす若し此所持人知れざるときは直接に最初の被前受渡人に向て之を行ふ此被前受渡人は又己れに前受渡を約したるものに其責を負はす

第二百一十六條 原前受渡人が正副切符の渡しに付き前受渡揭示手續を履ます又第二百一十條に記す項目日限に抜かりあるときは假切符所持人外には請求し得ず

第二百一十七條 幹事局は前受渡より起る買ひの目録を定限取引に許さるゝ最少額に由て調製す

丁 再買再賣

第二百一十八條 正に約定の券類を出すに其代を拂はされは賣方の求に従ひ事務委員に由て告示なく即日再賣すへし

第二百二十九條 券類の渡方なきときは枚數代價及び約定期限を記して幹事或は副幹事一人の檢印せる揭示を開場の前仲買の局に出す●第一 無記名券なれば取引せし日より第四日目に●第二 法に由て移轉すべき券類なれば同しく第六日目に
再買揭示翌日買方の求に従ひ事務委員に由て行ふものとす其法第九十一條及び第九十五條の兩條に記す表目に準ず

第三百十條 再賣或は再買は同日の夕幹事局より關係の仲買三名に報し翌日通常の取引の如く約定書を取り替はすものとす●幹事局の指揮に由り一取引毎に目錄一通を製す其法常例に異ならず又第二百十九條に定むる公定税則に従ひ手数料として本額百分の一の四分の一を納むへし●目錄は再賣或は再買申込の仲買に渡り仲買は手数料を納め置き其責我負債者に歸するを得

第三百十一條 再買を仕向けらるゝ仲買は揭示を知らざりしと云を以て責を免るゝを得す
戊 受渡故障及び拂方

第三百十二條(削除)

第三百十三條 仲買若し受渡日前に故障ある券類を渡し其代として他券を請求せられたるときは直ちに本券を自分に渡せしものに其責を任し而して後者は又自分に渡せしものを

責め順々に本に戻りて遂に最初市場へ持出したるものに歸す

第三百十四條 仲買は相手の同僚に對して責任あるものなれば其手より支拂ひたる費用は手数料始め凡て之を償ひ其身の危険損失として事を濟まし置き而して後ち其得意客に請求す

第三百十五條 券類受渡の後に起る故障に付ては買方より賣方に請求の効なし

第三百十六條 一枚或は數枚の利札を持つ券類の番號か買入證書記載の番號に異なるときは買方之を拒絶するの權あり

第三百十七條 佛國發行證券渡方の時、同じ證書中利札の付きあるものあり又は切り去れるものあらん後者の高は正金を以て代ゆるを得
税を取るや取らざるやは次の成規に應ず

第三百十八條 外國發行の券類にて正しき利札を備へされは受取らざるも可なり

第三百十九條 第九十一條第二百十條の兩條に由り利子渡日に先づ最近開場の前に券類を渡す可きを利札切取の後に渡せば利子金高を買方に拂ふ可し即ち税を免れざるものとす
第三百十條 同しく第九十一條第二百十條に由り利子渡りの後に券類を渡す事を得る賣方は税を引去て殘高を金にても札にても拂ふへし

第四百一十一條 何れの券類を問はず少くも利札一片を附帶せざるものは幹事局の許可を得
されは流通すべからず

第四百一十二條 利子渡しの期己に満ちしに實際は未だ其事あらざれば利札を券類に附し置
くべし

第四百一十三條 券類の取引と受渡に關し利札の存否を定むるものは只數字の順のみ實際利
子を渡す時限には關せず

第四百一十四條 得意客の目録書は法律に由て印紙を要す

第四百一十五條 諸種の券類を取引すること幾回に渉るも又は同じ依頼を行ふに別口の日付
に由りて一人の爲めに取引して取引の合高に相當の印紙を貼付せば二者共に各、之を一
通の目録書に認めて可なり

第四百一十六條 決算勘定書も前條の例に由る。

第四百一十七條 共助會社及び公債消却局等の爲す取引の目録書は印税を免す

第四百一十八條 仲買の拂は各開場日午前九時より午後一時までとす

第四百一十九條 仲買より佛國銀行に宛てたる一切の切手は拂はるべきものとす

第四百二十條 仲買の間に百佛以上の拂は佛國銀行に於て手形交換の法に由る

第四百二十一條 貸方に立つ仲買又は其代理人より受取らるるに非されは同僚の間に正金手
形其他の拂方を許さず

第四百二十二條 仲買の間に受渡す券類は客の依頼せしものともし番號たるに限らず其種類
を同ふし其員數を同ふし又全く同じ事情なれば可なり

第四百二十三條 種類員數其他の事情に付き現場取引券類の受渡より起る要求は即日申出す
べし

決算の時に買方より申出す要求は二十四時間内に於てす可し

第四百二十四條 一部分の渡方は拒絶さるる事あるべし

第二章 巴里仲買會社の規則(下)

第三 相場立并に相場表

第四百二十五條 大藏卿の下に立つ幹事局は佛國政府發行の公債を除き一切券類を現場と定
期とに論なく巴里取引所に於て約定するとを許否し又は中止停止すべき全權を有す

第四百二十六條 幹事局は新出券類の相場立を公共の利益と考ふるときは定期現場の取引を
許可するを得 ●相場表に登せある券類の賣買を取消さんとするも局は之を拒絶するを得

第四百二十七條 仲買に非されは相場を立つるを得ず

第五百五十八條 仲買二名の立てたる現場取引の相場は是等を記入して相場表に登る任に當れるものに告知せざるべからず●相場既に立ちしとき仲買は之を告知せしものと其相手方の姓名を諮問するの權ありとす

第五百五十九條 現場取引相場の昇低は下の割合を以てす●佛國公債 二「佛」半或は其乘數●三百「佛」以上の券類 一「佛」廿五「仙」或は其乘數●種類相場を問はず

凡ての債券及相場●三百「佛」及ひ其以下の券類 廿五「仙」或は其乘數●十進法に由らざる券類 十六分の一或は其乘數

第六十條 定期取引相場の昇低は左の割合を以てす●佛國公債 二「佛」半或は其乘數●株券及ひ債券 一「佛」廿五「仙」或は其乘數●十進法に由らざる外國券類 本價十二分の一或は其乘數

第六十一條 現場より次の定期決算に繰越し或は初期決算より第二決算に繰越し場合に於ては乙は其割合を特定の帳簿に記さしる可らず
記載の後にあらざれば確定のものとするべからず

第六十二條 操越(Repairs)割合の昇低は下の如し●佛國公債 一「仙」或は其乘數●株券及ひ債券 五「仙」或は其乘數●十進法に由らざる外國券類 本價三十二分の一或は其

乘數

第六十三條 社員は取引場所より退き直に其局に入り事務委員一名の支配に従ひ定期取引の相場を定む

第六十四條 定期取引の相場は既に約定せしもの、中最首最尾最高最低の四様を示す
第六十五條 作表委員の長は争の場合に首尾二様の相場を投票を要せずして獨決するを得

第六十六條 定期取引首尾二様の相場は相場表成るの後直に取引所内に掲示す

第六十七條 パルター閉つるの後直に當日取引せし現場の平均相場を一表に製す●幹事局の指揮に由り此表を取引所内及ひ手代の局に差出す

第六十八條 此平均相場は確定のものとする
數字に誤あるるときに限り事務委員の調を経て之を改むる事を得

第六十九條 相場表出版後に至ては一切の改補を禁す但し相場付け落しの場合には此限に
あらず●右の場合には事務委員の許を受くべし●許されて記入するも其爲當日の平均相場を動かすことなし

第七十條 正式の相場表は唯一にして幹事の調印あるものとす

相場に記載は幹事局定の順序に由る●局は公衆に益すべしと思ふ事實を表に書入るゝ事を得●自からするも他にせしむるも共に出板の權を有す

第一百七十一條 幹事局の支配の下に一の委員を置き爲替相場及び地金銀相場表を作らしむ
 第一百七十二條 右委員は社員四名及び副幹事二名より成立ち毎歲幹事局より指名す●委員は二組に分ち交番に事務を執る●一組は社員二名にして副幹事一名之に長たるへし
 引續き三ヶ年間以上此役に當らしむへからす

第一百七十三條 委員は閉場の後會社の局に集り當日の相場表を作りたる上帳簿に寫して一同調印す●委員は第二百二十七條第五項に記せる銀札を受取るものとす

第一百七十四條 相場變り勝ちなる券類より利札を切去れば作表委員は受渡日前十四日間の平均相場を基として利札の價を定むへし●利札の價既に定まれば作表委員は調印して之を會社の間及び取引所内に揭示す

第一百七十五條 證認を得んため送り返さるゝ勘定書は直接に幹事局迄届くへし●作表委員獨り證認の權あり●會社の會計書記は其手数料を徴收す

第四 決算(Liquidations)概則

第一百七十六條 定期取引の差を決算勘定の概則は左の如し●第一 月に一度のものは 佛

國公債、佛國銀行株券、佛國地券、佛國鐵道株券とし●第二 月に二度のものは 第一に記す外の券類とす

月末決算(Liquidation de fin du mois) 月末決算は翌月開場初日より左の日に割に準す●第一日 佛國公債●第二日 其他の券類●第三日 仲買は其店の事務を辨す●第四日 決算手代に由て其主なる仲買間の勘定を作る●第五日 幹事局の手を経て代價及び券類の渡方

十五日決算(Liquidation de quinzaine) 十五日決算は第十五日に次く開場初日より左の日に割に準す●第一日 月に兩度取引する券類●第二日 仲買は其店の事務を辨す●第三日 決算手代に由て其主仲買の間の勘定を作る●第四日 幹事局の手を経て代價及び券類の受渡

第一百七十七條 仲買及び決算手代は決算日中決算執行の爲め毎日閉場の後其用に設けある局に集り互に取引の間に生ずる差の檢閲及び差引をなすへし

第一百七十八條 差の承認を拒むとを得

第一百七十九條 決算に於て凡ての差は幹事或は二人の事務委員の定めたる一定の代價に従て算出す●此等の決算相場は午後二時半迄仲買局及び決算局に掲示す

第百八十條 毎決算日に於て仲買は勘定の爲め誰に何枚賣り誰より何枚買ひし事を記す調書を作る之れには金高を記さす●決算すへきもの記名券にして佛國公債なれば姓名、其他の券類なれば承諾を調書と共に差出す姓名若しくは承諾は定期取引に極めある最少額毎に一枚を要す●賣方は又其渡すへき券類の種類枚数を現はす一表を調書に添へざるへからず此表は渡すへき買方の姓名と共に第二日目に其手に返る

第百八十一條 仲買は其店の事務を辨して金高を突合す爲に取除けたる日に於て同僚と差引勘定の高を示す調書を作る之れには券類を記さす

第百八十二條 金高の間に生ずる差は承諾に由て始めて證すへきものなれば其後に非されは右の調書には載すへからず右の認は少くも三零の位を持つ高を以て成るへく一定の式に従ひ金高檢閲の夕刻に於て仲買の差圖に由て行ふものとす●此等の差は翌日授受す

第百八十三條 仲買自身私に差を爲すことを禁す

第百八十四條 仲買及び決算手代は檢閲の前に二調書面の符合を相諾して而して後ち借方たり貸方たるへき確定の差引勘定を立つるものとす

第百八十五條 金高の調査には差を除きて勘定并に一定差引割合（ヒックスドアジャスチングレート）に由て算する授受券類を示せる一表を添ゆへし

此の如くして明かるへき差引金高の抜萃は大書記に出して會社の局に預く

第百八十六條 凡て券類金高の差引勘定を簡明に知り得へき此等の書類は幹事局定の定式に従ふへし規則に背く變舛は堅く禁す

第百八十七條 凡て調書の調査檢印及び比較を終れば毎日之を大書記に出す

第百八十八條 大書記は其上にて四種の調書を作る●第一書 引渡すへき券類并に賣方の

姓名番號●第二書 引取るへき券類并に買方の姓名番號●第三書 拂ふ金高及び借主の

姓名●第四書 受取るへき金高及び貸主の姓名

此等の表一旦決定の後には幹事局の允可を経されは改正すへからず●第三第四の二書は直に佛國銀行に送る

第百八十九條 仲買の券類調書に誤りありしときは檢印の後ちにも左の如く之を改正するを得●記名券なるときは金高●檢閲の前日無記名券なると金高檢閲の當日

第百九十條 券類調書改正の請求は自から調印して事務委員一名の檢印したる書面を以てす

第百九十一條 書面には改正券類相當の印紙に二倍せる約定書を添ゆへし

第百九十二條 仲買或は結算手代は調書改正の爲め午後四時幹事局に集合改正の事は同夕

關係の仲買に報知す

第九十三條 決算期に行ふ一切の授受は必ず署名せる勘定書を添ゆべし●若し無記名券なるときは之に其券の番號を示す●自己の勝手に出でざる差支に由り當坐に番號を示すこと能はざるときは二十四時間の猶豫を與ふ●番號を記したる勘定書の寫は此期限内に買手に差送る可し

第九十四條 佛國公債の授受は記名券の例に由る●無記名券の授受は必ず之を一包みに分ち一包には定期取引に許されたる最少高を限り包み入るべし●數多の包みは只一の勘定書中に之を合記することを得●授受は仲買の數家を以て檢印して封鎖を行ふ可し

第九十五條 決算にて借方となれる仲買は遅くも正午には受取を大書記室に出すやう銀行への拂を午前に濟まさるへからす●凡ての券類右と同時に其手に渡されざるへからす

券類の渡方全く終り諸拂凡て残りなきに至て大書記始めて銀行に勘定を開かしむ

第九十六條 決算にて券類渡方に差支ひしときは其相手方の勘辨を以て決算日後の渡方を約するは切手を渡し置くを得●券類の代りに切手の受取を大書記に求むるには●第一 買方仲買或は其代理者の承諾あるを要す●第二 未渡券類を決算相場に由て計算した

る金高を記入し買方の名を記す交換切手を添ゆるを要す●第三 過怠の罰として未渡券類額面に相當の二倍に當る印紙貼用の約定書を付するを要す

第九十七條 買方仲買は望に由り右の切手を拒むを得●此場合に於ては賣方は直ちに之を大書記に報し同時に前條に記す約定書并に交換切手を差出すへし

大書記は此旨を幹事或は事務委員に告ぐ●幹事或は事務委員は直に規則に由て違約人の危険損失を以て未渡券類を再買に附す此再買は如何なる式をも要せず

第九十八條 決算日後の日限に至るも猶渡方なくば切手承諾の仲買は何の式をも守るを要せず之を再買するを得

第九十九條 渡方拂方共に全く終るや大書記は直に類別して調書記載の券類は其之を受取るへき者の勘定に入るや否やを慥かむ●大書記其不足なきを慥むるに非れば渡方を始めず仲買は各、受取るへき券類全高を一度に受取るへし

大書記は券類の一部分渡を禁せらる●渡方は仲買に手渡を以てすへし若し特別の委任を持つ手代に渡すときは受取るへき券類の詳しき書面并に印鑑を持參するものならざるへからす●順に由て代るへし渡す渡されるは直に券類を調へて誤なきを慥かむへし●仲買或は代理者は記録に調印す

第二百條 決算に於て渡されたる券類の誤に關する要求は二十四時間内ならされは其効なし

第二百一條 幹事或は事務委員より順番に由て命せられたる二名の仲買は決算を監督す●
金高檢閲の日は午後六時に出席するを要す●二十四時間内に出てたる一切の誤を幹事局に報す●第二百二十七條第六項規定の銀札を受取る

第二百二條(削除)

第二百三條 手代は決算委員の報に由り幹事局より罰金を徴せらるべきものとす

第二百四條 此等の罰金は積置きて毎年幹事局より決算事務に最も勉勵せし處の手代に分與す

第二百五條 幹事局は決算委員報告に由て數度罰金を徴せられたる手代の決算取扱に助勢を拒むことあるへし

第二百六條 凡そ規則を犯し又は決算事務を妨くべき誤りをなすものは幹事局にて相當と認むる罰金を課せらるべきものとす

第五 共同資本

第二百七條 巴里仲買會社は千八百二十二年三月廿一日を以て開きたる總會議決に由り共

同資本を設く

甲 共同の收入

第二百八條 共同及び其方法收入の種類は左の如し

第一 仲買か營業より受取る手数料の一部

第二 仲買及び手代役所用印紙番號付手帳の賣金

第三 戻勘定の證明に付仲買の受取るべき口錢金額

第四 手許有金臨時融通の利金

第五 總國庫局より得る手數

第六 臨時入金(再賣買手數料、過料、入社金、相場證明料等の諸類)

第二百九條

第二百十條

第二百十一條

第二百十二條

第二百十三條

第二百十四條

第二百十五條

第二百十六條

第二百十七條

第二百十八條 仲買の入社金は二千五百佛とす

第二百十九條 再賣買手数料は取引實價四百分の一とす

乙 共同収入の取扱

第二百二十條 共同収入は會社の所有にして仲買は其六十分の一を所得する權を有す

第二百二十一條 共同収入を取扱ふ會計局は會社の諸費を仕拂ふべきものに付何等の名義

に拘はらず凡て割前を各員より收納すへからす

第二百二十二條 會社の諸入費仕拂は幹事の指揮に従ひ掛員の證印を要す

會社より拂ふべき退隱料救助金贈與等は承認せられたる決定に従ふ

第二百二十三條 共同収入の配分は幹事局其割合を定め毎年五月三十一日及び十一月三十

日の兩度とす

第二百二十四條 仲買の受取るべき配當の割合は現金と帳簿上總貸方とに拘はらず其前共

同収入より貸渡し置きたる高を引去て始めて實際配分すべきものとす

配當は前貸の抵當なるを以てなり

第二百二十五條 營業困難の上よりパルケーに出頭を得ざるに至れば當日を始めとして既

に共同収入配當の權なし

當人の勘定は一切結算して以後共同収入に關係を絶つものとす

丙

第二百二十六條 會計局は會社の名義を以て札を製す

此札は銀にして價を五フランクと定む

第二百二十七條 銀札は會社の事務として出席のものに手當を渡す用に供す

銀札給與の定めは左の如し

第一 幹事局集會

一集會毎に議長は銀札四個各出席者は二個つゝ

第二 事務委員

日當として銀札四個つゝ

第三 總會

各出席員は銀札二個つゝ、新入社員接遇の日は之に倍す

社の役員は常に以上に二倍其長は四倍

名譽社員は集會に出頭するときは在職社員と同数の銀札を受取る

第四 會計委員

集會毎に議長は四個各出席員は二個

第五 爲替及び金銀相場委員

集會毎に議長は四個各出席人は二個

第六 決算委員

毎決算日に二名の決算委員は四個つゝ

第二百二十八條 幹事局に於て至當と認むる所に従ひ褒美、手當、救助等を行ふに銀札を用ゆる事あるへし

丁 積金

第二百二十九條 積金は各員の勘定に對して設くるものにして其額各、十萬フランクとす

第二百三十條 仲買或は其金主に變更ある毎に幹事局は積金及び之に従ふ利益を計算す

第二百三十一條 右計算高は新入の社員より辭職社員或は其權利者へ拂ふ拂はれたる方は此後積金に關係なし

第二百三十二條 辭職社員其業を止め其積金高を受取れば新入社員は社の金庫に納むるものとす

第二百三十三條 實際拂入るゝ高の積金割合十萬フランクに超へ或は潜る其差は損益の勘定に入る

戊 積金の取扱

第二百三十四條 積金は當坐預けを除くの外の殖利方法に由るへからす

第二百三十五條 前條に示す預方は最も利益安全と認むる所に従ひ事務委員の監督に屬す

第二百三十六條 幹事局は何時にても社員に其積金分を用立つ事を得

第二百三十七條 幹事局又は社員の多數が共同積金の全部或は一部を用ひんとせば出席現員三分の二の可決を得て始めて採用せらるへきものとす

但請求する社員其人は投票の數に加はるへからす

第二百三十八條 共同積金の中を借らんとする仲買にして金主の特典及び讓與の權利を會社に任ずるときは幹事局自から全社の利と思ふに従ひ職株を當てに身元金高に等しきもの又加ふるに十萬フランクを用立つ事を得へき例外ありとす

第二百三十九條 前貸返還の期は六ヶ月間を超ゆへからす此期を過くれば公に右負債者の

姓名を會社に通し管濟の日まで帳簿を取上げ置くべし

第二百四十條 其期限中負債の大半を返せば前條の例に由らすして更に一期の猶豫を與ふる事あり

第二百四十一條 共同積金の借用に利子を附す其割合は幹事局之を定む

第二百四十二條 第二百三十六、七及び八の三ヶ條に記す所に従ひ前貸したる高は之に關する決定に由り幹事局の令に應じて返還すべきものとす

第二百四十三條 積金に係る整理より返濟に特別の事(スチビュール)を生ずるときは幹事局は成るべく注意を加へて約定期限までに清還せしむるものとす

第二百四十四條 此の如き會社の處置より積金若し一社員分各十萬フランク以下に減少するときは直ちに次半季間配當の全部又は一部を以て補填す

癸 總國庫局の爲め特別保證金の積立

第二百四十五條 幹事局は總國庫局の手を経て成る佛國公債の賣買を專任せらるゝを以て特別保證金を積立て以て公債移轉の訴其他の責任を充たすの用意とす

第二百四十六條 特別保證金の高は六十萬フランクにして公債事務より得べき純益より二割を引除けて積立つ

第二百四十七條 特別保證金は佛國公債に元入れして其利を元金と共に積立つ

第二百四十八條 積立にして第二百四十六條定の高に達するときは公債事務純益の引除を

廢す

元入れせる公債の利子は積立百萬フランクに至るの後は移して會社收入の中に繰込むべし

第二百四十九條 特別保證の積金不足を生ずる毎に成る丈け早く之に復せしむべきものとす

庚 預物保存函の設置

第二百五十條 預物保存函は會計局に附屬す

第二百五十一條 此函は並の預物の外に仲買の券類を約定し又は移轉する上に起る危険責任を分担保證として其舊金主より會計局に預くる所の券類を貯存するものとす

第二百五十二條 函には二種の鍵を附し其一是幹事他の一は大書記之を守る

第二百五十三條 預物は凡て幹事及び預人の調印せる報告を以て其證とし之を特定の簿冊に記す

預物引出の證は簿冊の書込み或は其受取證を以てす

辛 會社及び會計の庶務

第二百五十四條 會社會計の庶務は幹事及び幹事局の管理する所とす

第二百五十五條 幹事は幹事局及び會社決定の執行に任す

幹事は第三者に對して會社、幹事局及び會計局を代表す

幹事は會社に收入すべき金額を受取り又は許可を経すとも敗訴、却下、得權に同意することを得

幹事は幹事局の允許を得ば動産不動産を買入れ并に之を譲り之を賣る事を得

特別の法に由て一件或は數件に付き委任狀を作り代理者を命する權を有す

會計局幹事局及び會社の名を以てする訴訟事件の手續を其名にて行ふ

第二百五十六條 會計局及び會社の庶務は大書記之を取扱ふ

大書記以下諸雇は幹事局之を命して俸給を極め又手當金賞與金の高を定む

第二百五十七條 大書記は特に左の事項を任せらる

第一 仲買に其要する所の約定書目録書及び帳簿を頒つ

第二 會計局の爲めに收入を受取り又其諸拂を爲す

第三 會計局の記入及び勘定并に之に係はる諸般の文書を監督す

第四 裁判所に於ては社の助言に従ひ會社一般及び會計局に關する利益を辨護す

第二百五十八條 會計局の諸部に用ひらるる帳簿を保管の法は幹事局の特定規則を以てす

壬 會計委員

第二百五十九條 會計局の爲めに委員を設く之を會計委員と稱す

第二百六十條 副幹事一名は幹事の代理として毎月交代會計委員の首坐を占め他の委員は

通常社員より三名を命す

委員更任の法は幹事局員に於けるか如くす

第二百六十一條 會計委員の職掌は會計局に關する規則を堅く遵守せしむるにあり

其他帳簿金員并に手形及び受取の證明に任す

又印紙貼用の約定書目録書仲買帳簿等を確守せざるべからず

第二百六十二條 會計委員は切要と思ふ度毎に集會す

適當と認むる調査を爲すに當り其委員中一人或は數人を以て總代たらしむるを得

各月廿日より廿五日までの間に於て毎月十日に決算せる差引を調へ前月の勘定を儘かむ

べきものとす

諸勘定書及び金銀勘定に關する書類一切は委員調査の下に置かる

委員は報告を以て毎月調査の結果を報し之に其觀察せし所の意見を附す

第二百六十三條 會計委員は會計局の庶務に關して會社に年報を出す

第二百六十四條 會計局の監督は特に會計委員の權内に屬するを以て會社の社員に於て調査或は支配に關する一人限りの權を行ふを得す

己 會計局諸雇の年金

第二百六十五條 會計局諸雇に年金を與ふるの目的を以て特に年金資本を設く年金を給せられ得べきものは左の如し

第一 總國庫局役場の長及び副長

第二 パルケーの守衛人

第二百六十六條 此資本は資本其者の收益を以て自から其高を殖やす充分ならずと見出すときは會社の總收入中より補ふものとす

第二百六十七條 年金を受くべき權利は幹事局左の如く定む

第一 二十年間奉職して年五十歳に滿るものは給料の半額を受取る

第二 奉職二十年を過くるの後は一ヶ年毎に給料の三十分の一を増す

第三 凡て年金は給料の四分の三を超過すへからず又た六千フランシを以て限りと

す

第二百六十八條 現雇或は前雇の死去に際し適當と認むるときは其未亡人に扶助する事あるべし

右の如き扶助金高は幹事局考ふる所に由る

尤も其夫の受けし年金の半額より以上に過くることなし

右扶助金は年金資本の收入より支出すること猶ほ年金其者の如くす

第三章 取引市場の沿革

佛國の經濟商業に關する組織の起源は甚た古くして英國よりも前なる由なれども時の史類は專はら戰爭又は政事の事を記して商業平和の記載とは最も少なきにぞパールの起りの如き文書の得て徴すべきものなし只五百年前既に其事ありしやに申傳ふれども夫れさへ仲買が或る橋の際に集りしと云ふ其の橋の名を仲買と呼べる事實を以て其證とするのみ兎に角に最初の頃は市内此處彼處に兩替商或は仲買人の群を爲し喧しくも亦劇しく射利の聲を放ち殆んど傍より聽くに堪へざりしものと見へ其之を厭ふたる苦情の色は諸書に散見せしが其末遂に第十三世紀の初めに當り社會一般の所望に従ひ是等資本の取引を行ふ公の場所を都の一區に定め千三百四年二月布令を發して巴里パールの場所をグラント橋の際に

極む是れぞ今のプールス開基の本地にして橋はグレート門ルフォリー寺の間なるラクレー河の一方に在り其後ガラリーイドルヒニーの前なるマヤスチス小路の建物に移りたるを初として商賣の高を増すに随ひ取引の地を廣めざるべからざるより幾度ともなく場所を變へたりき

プールスの來歴を見るに其昔は一般に世間の感覺に面白く思はれざりしものゝ如く之を以て不徳の穴なり百惡の溜り所なりと言ひ詈る人民の聲は變化常なき政府の心を動かして禁止の意を含む法令の出ると前後其幾回に及びたるを知らざ然れども何時も政府人民の壓抑に抗して成効を遂げたる先例頗る多し此際千七百二十年マヨン法の出るや投機の念茲に挑發せられ株式公債に熱心の商人は殊に狂して幾度か場所を變へて席の煖ることゝては最も稀なるにぞ常に假屋を以て其間に合せ取定りたる建物を造る事なく之に従て借料は左して高きに非す一ヶ月僅に五百フランクなりしも當時猶ほ未だ取引の今日の如くならざるより此金さへ満足に拂ふて屋主の心を安せしむる事は出來ざりしものゝ如し

マヨン法一發國中上下の別なく投機の業は頓に勃興せしかば時のコンセーユはプールス閉鎖の令を發し當時之が場所にして流石に賑ひたるオテルンアソンの所柄も一時に其色を收めて寂寞無聊の街とはなりしかども居ること僅かに四年の千七百二十四年又コンセーユの

令を以てプールスの禁を解き再び券類取引の盛況を見るに至れりプールスに法律の性質を帯びしは寔に此時に始まるものにしてピピアンヌ町とリセリユー町の間なるオテルチルアの官有地内にプールスを建設し券類商品の取引は是れより先き千七百二十三年正月を以て成りたる規則に従ひ王命に由て任ぜらるゝ六十人限の仲買の手を通さべきものと定められ公に一定したるプールスの外は何處なりとも相集て券類の取引をなすべからざ犯すものに重き過料の罰あり此外故らに相場を上げ或は下げんとして口と形とを以て券類の價を立つる事をも禁じ此禁に背くもの若し仲買なれば六千リールの過料に處せられ常の人なりしときは以後プールスに入場を許さずとの掟ありしが此奇なる法則の目的なりと唱ふる所に據ればプールス内の秩序靜謐を保全し人々をして邪虜せらるゝことなく安らかに其業を執らしむるの意に出でたるが如しと雖ども此の如き窮屈にして實地に行はるべからざる禁令は適々徒法の實を示すに過ぎずとて他の之に類するものと共に間もなく廢絶に歸す

巴里プールスがオテルヌーアルに變りし以來千七百九十三年までは引續き其業を止めし事なく其年六月二十七日の法令を以て閉鎖せられたるも元と革命の騒動に由りしものにてプールス其者より招きし變化に非されは中止の間甚だ短かく年をも變へて同年の法令に由り再び開始し巴里を始め其他プールス所在都府の人民は官の許を受けたるプールスの開くる

所を除きては他の箇所にて於てブールス内同様の取引を行ふ可らざらむ此法令後は一時リッツルファザイ寺に假設し其所を去りて先づ現今オルレンアンガラーリ所在のロイヤル小路に移り間もなく又セントトーマスドリトル院に變はり今のブールスに直ほるまで此所に止まりしなり今のブールスはブールス小路に在りナポレオン一世其土臺石を据へて起工し千八百二十六年に至て漸く竣功を告ぐ地所は政府の給する所にして建築の費用を巴里府民より出し其高實に八百萬フランクの多きに超へしとぞ

第四章 建物の位置并經濟

巴里ブールスの建物は石造にして圓柱多き建築の法に由りしものなり古雅靄然たる處は寺院の如く公堂の如く又或は宮殿の如く人之をブールス宮と稱するも亦怪むに足らず内に入り更に其大廣間を仰き視るに廣く大く打開き何れより見るも天晴公債株式取引の場所たるに耻ぢざるものゝ如し今其寫眞一葉を附して外觀を伺ふに便す此圖は恰も午前十二時過ぎ頃ノ景色を示すブールスの開場は正午十二時三十分なり時刻至れば六十八限なる公の仲買は廣間のパルケイの構内に集り其中の小圍を取廻しつゝ取引を開き午後三時に至る終て相場表の編輯に掛り手代は夫れ々其局に入り主人の爲めに突合せ其外の用を濟ますことなり然るにクルシエールと呼ぶ紛れ仲買の連中は十二時前よりぞろぞろとブールスに往き開

場をも待たで外側の大道に臨む石段の上下に打重なりつゝ互に取引を始めブールス開場するときは所謂クルシエールとて内部の壁に沿ふ狭く長き廊下の如き場所よりパルケイ間近に入り込み聲高く賣買を競ふ其ブールスを退くや公の仲買より遅く午後四時を過くるを其常とす

パルケイに續き更に小圍三つあり其一には仲買に一人つゝ附屬する手代六十人此小圍を繞り各々主人の爲めに現場取引を爲し其二には又同しく六十の手代之を占め只公債丈けの定期取引を結び其三の構はレミシヨールなる才取の溜所なり才取は客より仲買に直接に注文する外の注文を取次ぎして錢を得る一の職業とす米國ニューヨークの才取をツラムマースと稱す太鼓を叩くものと云ふことを意味する文字なりレミシヨールにも此の如き意味ありや知らず

佛國に於てブールスに充つべき建物を造り又は之を維持し或は時に隨て修覆する等の方法は如何にして又其費用は如何にすべきや此事に關して一千八百一一年三月十九日法令を發せり左の如し

第一條 政府は必要と認むるに従ひ未だ取引所の設立なき地方には何れにても之を設立することを得

第二條 政府は取引所の設立に充てんが爲め今日まで曾て其用に供せられたる又は既に供せられ居る官有の建物を用ゆることを得
若し前に云ふ如き建物なきときには之か爲めに國有建物の一部又は全躰を用ゆることを得へし

銀行家及び商人は政府の認可を経て此類の建物を設立せんが爲めに醜金をなすことを得

第三條 政府は取引所集會を保つ所の建物及び後來集會に用ひらるゝ建物又は商業に由て建てられたる建物を管督すへし

第四條 取引所の維持修繕に關する經費は銀行家及び商人の負擔とす之が爲めに第一等第二等の商業免許税の割合に従て一の税課をなし及び仲買人の免許税に従て課税をなすことを得べし費用の高は毎年入用に從ひ州長の布達を以て之を定むへし

第五條 政府は受取及び仕拂の方法順序を規定し此課税より成る所の金額の勘定を立つべし

巴里のブールスは即ち本令第二條末項の趣旨に由り一千八百八年起工せしものにして普請に十九年間の月日を費し一千八百二十六年漸く落成はせしかども是より先き工事の半ば

に及び費用に不足を生し此儘にては逆も建築の功を全ふる運びに至り難しとて頗る困却の折柄其前より既に成立ち居たる仲買會社は此様を見て大に資本を繼ぎ足せしかば延引ながら無事に出来上りしにぞ右の會社は一文の屋賃なく自由にブールスを使用すべき特典を得たるなり然れども其所有權は千八百二十九年六月十七日の法律に由り建物地面及び附屬の分共悉皆巴里市民の共有に歸し隨て保存の責も同時に市民に受持つこととはなりしにて千八百七十九年は支出四萬八千五百二十四フランク收入三方四千九百二十七フランク大分損方に立ちたれども夫れより十年を経て千八百八十九年に至ては損を免るゝのみならず却て益を得るに至り支出は以前に異ならざるに收入の増せしこと殆んど六万フランクなり
ニューヨークにてウオール町ロンドンにてロンバート町と云へは恰も東京の日本橋區の如く其府金融中心の一區にして株式取引所は勿論仲買も茲に居り銀行も茲に立ち只耳に其町の名を聞けば第一に券類金銀の事が胸を突いて浮ぶ程なれども巴里には此中心地なるものなくブールス所在のブールス小路とても並の町と異なる所あるを見ず其故は歴史に記せしが如く屢々ブールスの場所を變へたるにも由るべけれど亦一つには或る一の建物に仲買一人の外は居を占むる可からず一の仲買其家を去るも二年を経るに非ざれば他の仲買が之に引越すを得ずと云ふ定めは仲買の別れく離居する大原因なるべし巴里市中にロンバ

ト町ウオール町若しくは日本橋區なき所以ならんと思はる

第五章 仲買の來歴及權義職掌

佛國の仲買は商業なり市場なり昔は一切の約定を扱ふ爲めに公許されたる一體なりしに其後ロンドンの株式仲買の如く公の券類を取引するものに限られ仲買人として此職を執るに非ずして寧ろ投機者としてなりとは一般の共に評せし所なりき其職の株式よりも一層著しく商品に限られたる商品仲買に關する法律規則は株式仲買に適用すべきものと相混むて區別少なかりし

此二職業千五百七十二年までは自由の制なりしを其年半ば財政の原因より公許の姿となり又千七百九十一年の革命處分に由り再び其職を元の自由に復し何人にも之を執るを得せしむるに至りしに其年に次ぐ數年の財政困難は是より劇しき原因に歸すべきものたるにも拘はらば二職を只譯けもなく自由に改めし事に由ると云へる理由に基き千八百一年嚴しく引締めし以來屢々株式仲買の資格に關する規則を作り身元金等の制度をも生じ今日にては或る特權義務を以て政府の任命を受け世に公の官吏として認めらるゝものとはなれり仲買の特權は商法第七十六條に定むる所にして全文を擧ぐるに左の如し

第七十六條 法律上定めたる規則に従ひ任を受けたる株式仲買は公の券類及び其他相場

を立て得べきものを賣買し又爲替手形及び其他の商業上の手形類を他人の爲めに賣買し及び是等賣買する券類手形の相場を證するの特權を有す又株式仲買は商品仲買と共に金屬物件を賣買するを得へし

金屬物件の相場を證するは獨り株式仲買の權に屬す

右商法第七十六條の本文に據れば券類を取引し其相場を證する特權の外に猶ほ商業手形金屬物件の二者も亦其權内に屬するが如くなれども事の實際は然らず手形の方は此道に専門の爲替仲買なるものに打任せ自からは只其相場を集め證明の權丈けを任せ居れり會社の名に既に株式及び爲替仲買會社と稱し其規則中殊更に爲替の事に關する箇條も並べあれども今日の事情此の如く六十人限の仲買は其身親しく商業手形の取引に當ることなし金屬物件も初めは金と銀との地金或は貨幣に限り自から取引せしに此事は元來商品仲買と共に其權を持ちしと云ひ又千八百六十六年商品仲買制度の一變より金屬の賣買を他の商品と同じく自由仲買の自由に任することとなりて倍々特權たるべき性質を去りしかば是れも手形同様に賣買を他の爲す所に委ねて己れは只其相場を表中に上せて證明するの特權を守るに至れり故に今日金屬物件の實情を云へば物件の賣買を商品仲買の手に任せ相場の證明を株式仲買の目に限り一つより生ずる二つの事を兩方に分有するものと云ふべし

株式仲買が券類取引に關する一切の特權を掌中に握り法律上他の手出して許さざるほどに特典を持ち居るに對せる義務の箇條も亦少からざる其中に重なるものは

第一 幹事局定の手帳を置き得意の客の爲めに行ふたる取引の事を記し金高を記すには數字に非ざる文字を以てす可く又得意客の氏名を留め置き訴訟の事起るときにも法廷の外此手帳は公にすべからざる定めなり

第二 自分の勘定を以て取引することを禁ずる趣意を尋ねるに仲買は地位役柄より商賣の秘密を知ること遠く他人の上に出るものに付き苟も其便を利せば客に迷惑を加へ自から私利を營むに難からず若し又投機の策敗れ其産を破ることもあらんには公衆を煩はすこと大なる可し扱ては此禁を置きしならん

第三 秘密を守ること第四豫め拂渡の金件を預る事等なり此二の事は他の條下に説明し置きたれば茲に省く

假令幾百の義務は守らざる可らざるにせよ株式仲買六十人限の特權は甚だ大なるものと云ひ之に加ふるに券類の數多く取引の高大なるに割合はしては人數極めて少なしと云ふ處よりクルシエールなる紛れ仲買の一群常に其煩を爲すに至れり巴里ブルスの事情を觀るには商品仲買の制を變じたる事と共に此義も亦等閑に過すべからざる箇條なれば別に詳記する處ある可し

第六章 廊下仲買の由來并に公の仲買に對する關係

券類の取引非常に多き割合には仲買の數甚だ少きに失するより遂にニューヨークに謂ふ處の數石仲買の如き廊下仲買の造成を導くに至れりクルシエールなる言葉は術語より云へは役者の將さに舞臺に現はれんとする前に當て暫く佇立し居る兩側の入口即ち看客に見へざる一隅を意味するものなるを法律に認められざるブルスの一部を指すに奇妙にも此語を以てしたる所以を聞くに曰く其始めブルスの場所屢々變りしが其中の一に一節の仕切に由て商人の集る所より別たれたる廊下ありき此廊下は公の仲買の一構なるパルケーを壓して間近き際までに涉り公の仲買に由らすして互に取引を爲せるものは常に右の廊下を占めて其所をクルシエールと呼びクルシエールに來る人を誰れ云ふとなくクルシエールクルシエールと唱へ出せしこそ其名の由て起りし由來ならんと云ふクルシエールの起元も相應に古く殆んどブルス其者の公設と時を同ふしナポレオン戦争の終る比より漸く凝結して專ら公債を取引し初めは痛く公の仲買に攻撃せられ之に續く數年の後千七百十六年令を下しアヤマント、シヤンヨ（公の仲買のと）の職を定めてクルシエールを鎮滅し又居ると十年の後勅令を出しアヤマンの名の下に自からブルスに入り互に取引して商賣の道を破り公衆の安

寧を妨ぐべからざと爲せしもクルシエーは驚くべき傲膽を以てプールの攻撃に抗し政府より命ずる罰金も入獄も其集會禁止の令もクルシエールを放逐し去る能はざ革命は專占を破壊するの主義を以てアシャントの職を自由にせしかばクルシエールは一時跡を歛めたれども千八百一年專占の再び興るや否や又忽ち頭を現はしアシャンの其敵に對する苦戦は千八百五十九年の久しきに渉るも曾て其功を見ず千八百三十六年頃より彼鐵道熱漸く流行し出し續くこと殆んど十年、多神經質なること電氣鐵に似て株式市場は恰も其頭にエネキを推し掛けられたるが如く最も燃へ易き佛國人民の常として忽ち此熱に感じ鐵道會社の株は魚の卵を産するが如く其數擧げて云ふべからず千八百四十四年より同じ四十年の間に佛國中之に注ぎし資本は無慮一億萬フランクに及び當時は今に比し此高を以て一層恐るべき感覺を催はせるもの、如し何となれば其時以來は一跡に世界の流通資本に非常の増大を加へたればなり鐵道事業に資本を注ぐの味は此時始めて知れ今となりては尙も實業社會に金の餘るものあれば何は扱置き第一に此株に元入する有様なるにぞ之に向ふ投機の奔流は自然に水を増して溢るゝまでに至り此機に乗し彼のクルシエーは忽ち力を得て異數の地位を占め其數に限りなくパルケーに入らんとするには人員の定嚴しく其望を達すること能はざるより入り外れたるものは銀行家も投機者も仲立人も資本家も先を争ふてクルシエーに入り

其勢遂ひに公の仲買が我職を奪はるゝの恐を生じ訴を起して其法律上に得たる特權を主張せしかば千八百五十九年シヤンブアルシヤンツカール(幹事局と譯す即ち仲買會社の代表者なり)の手に由り二十六人のクルシエーは各一萬五百フランクつゝの罰金を出すに及びクルシエーは之を裁判に上告せしも拒絶せられたり是れクルシエー攻撃の甚た苦しかりしもの、隨一にして巴里プールの歴史に特筆すべき一事とす

此年法律上の決定に由りクルシエーを禁止せしより其後とても偶には面倒なきにはあらずりしがども殆んど全く公の仲買の成立を全ふするに至り恐慌の時に會し公債に非常の下落を生ぜしときは政府は極めて嚴しき處分をクルシエーに施し之を以て其責となせるもの、如し例へは千八百十九年立法に急症の變化を來し歳計豫算に一千萬フランクの不足を生ぜしより數日の間に五分公債の相場七十一フランク五十サンチムより六十五フランク十サンチムに下りし時の如き當時パノラマ小路に開設しあるクルシエーの集會は即時に禁ぜられたり其後クルシエーは場所をグラン通りに移し又カッフエートルトネーに移し四年の間は其儘業に安んずるを得しに千八百廿三年政雲將に荒れんとせしかば當時八十七フランク六十五サンチムせし五分公債の僅か八日を過ぎて七十八フランク三十サンチムまで下落せしより再び其咎をクルシエーに歸しツリビエーナルは劇しき處分を之に加へたり降

て千八百四十年英國艦隊の攻め来るや五分公債は百六フランクより百一フランクに下落せしを以て又もクルシエーのカツフェルトニーの會合を禁じ數日の後ち回復時代の始まるやクルシエーは再び其職を執れり千八百四十二年にはブルスより正面にクルシエーに對する訴を警視總監に起せしも總監は大藏卿に報告してクルシエーは決してブルスの領分を犯すものに非ざ何となれば一枚の券類も其手を通じて取引せしものなく只彼れの爲す所は幾日にはブルス内の何々の券類が如何なる價を生すべきやとて専ら賭を行ふに過ぎざればなりと千八百五十年時の大統領并に之に續く帝ルイナポレヲンの曖昧なる教書を出せるやクルシエーに取引する公債の價がブルス開場の前に三フランクの下落ありしより又茲に禁令を蒙り八日の後は場所をチヨーシーダンチンの劇場に變へて開業せしが是れぞクルシエー最後の隠れ家にして千八百五十三年に其處を逐ひ拂はれ當時は佛國艦隊東向の纜を解くに先づ一刻にしてクルシエー取引に公債の三フランクを下落せしこそ其第一報とはなりしことなれば其後千八百五十九年に至るまで晝は午前十一時より午後一時に至り夜は午後八時より同じく十時に至りオペラの前に集るクルシエーの一舉一動は眼を疑らして巴里市民の注目する所とはなれり此事遂に同年法律を以てクルシエーを禁ずるに至らしめたるものにして凡て此時は若し實際に券類の引渡を行へば必き公の仲買の立會を要せしものにて

て仲買は各自自からクルシエールを扣へ若し自から客の注文を受け之を慥かなるものと思はざるときは我クルシエールに命じ客の爲めに其買ひし所のものを賣り賣りし所のものを買はしむるを仲間の習慣となせしよしに云ひ傳へり

クルシエーの規則習慣は之をブルスに比すれば未だ形を成さざるものなれども亦自から特有の躰を備へ新買入會の許可は現員數名の紹介に續く全會の秘密投票に由る其千八百五十九年の法律を以て禁ぜられし時の會員は慥かなる銀行二百にして其中六十は専ら公債の取引に従事し口錢は安く約定は早く遂に公の仲買を壓倒し去て僅に其蔭に立たしむるほどに繁昌せしを千八百五十九年の決定を以てクルシエーに最期を告げたれども終には又自から組織して一方に立ち本式の巴里株式取引所に對して自から小株式取引所と稱し大小二取引所は表面相待つものゝ如く百戰敗後の殘兵にて些少ながら今日猶ほ小株式取引所の下に非常に少なき取引を營み重もに掛金取引に由り證據金額は公の仲買より甚だ少なくして可なり約定は今日より明日に涉り毎日午後二時僅かなる差金を取り遣りし數多き投機者皆翌日の約定を結ぶものとするに由て觀れば千八百五十九年後の今日猶ほクルシエールの成立するには相違なしと雖ども然れども其取引する所の券類はブルスの相場表中より漏れたる殘物に過ぎず時間に場所に督公のブルスの外なる小ブルスに於て博奕を働くのみ

クルシエーも亦バルケーと同じく取引に相殺法あり仕組に幹事局あり可なり法は立ち居れども其爲す所多くは投機にして實に授受するの目的に出づるも少なし大藏省佛國銀行、地券銀行、或は諸鐵道會社はアマヤントの添書あるに非ざれば其株の移轉をクルシエールに許さず許されざるも亦クルシエーを病ましむるに足らざるもの、如し何となれば其用甚だ稀れなればなり若し其用起りしときはアマヤントに口錢を拂ふて添書を得べき血路あり其業は重もに空にして政府の許しの外に立ち人數に限なければ席に價を生ずべき筈もなぐ隨て景氣悪かんらとこそ思はるれども其實は然らず取引の高は殆んどバルケーと肩を比へ時としては其上に出づることさへなきに非ず小株式取引所は巴里大通りのクレソリオチ銀行の廣間を借り夜分取引するものにして曾て一冬にて五万フランクの店賃を拂ひしことありしとぞ此故にバルケーも小敵なりとて侮るべからず實はクルシエーのあるを以て其權の十分儘かならざるを感じ法律の我に與へたる一切の特典も悉く我物になり居らざるの事實たるは其心竊に合點し何時敵に其聲を伺はれ着込みたる着物を覗き取らるゝことなきを保せざれば堅く其信用を保ち世の侮を入れしめざらんとするもの、如し千八百八十一年ユニオンゼテラルの分散せし當時バルケーの舉動は即ち其例なり初め此會社の株券を發するヤバルケーは一致して其寡に應じ後大半を後日受渡の約に由りクルシエーに賣りたるに

其内會社中絶して株券の規則正しきものに非ざりしかばクルシエーは其引渡を拒絶せしが事遂に裁判に持出されてクルシエーの勝訴に歸しバルケーの損失一方ならざりき然るに互に相助けて少しも屈せず仲買一同の職株を引當に大金を借りバルケーの信用を將さに地に落ちんとするに維持せしにぞかゝる大崩の後として一髮千鈞の危險に掛りしアマヤントの特權も全く無事を得て今日あるに及べり

第七章 商品仲買

佛國の仲買と稱するものを大別すれば債券仲買（公の仲買と云ひ株式仲買と云ふもの即ち是れなり）と商業仲買との二者にして公債株式其他の有價券類の取引を媒介する所の債券仲買の事は他の上下に詳かなり

商業仲買とは債券仲買に非ざる自餘諸種の仲買の總稱にして佛國商法第七十七條に區別する所に依れば商業仲買の中に商品仲買あり保險仲買あり通辨兼船借仲買あり水陸運送仲買あり此中に就き一の仲買を專任するも二職以上を兼務し或は債券仲買を併せ有するも商業の實現に由り本人の望に隨て許可せらるゝべきものなり

佛國の仲買は古來其職を專有し時に自由の制を探りたることなきにしもあらざれども改革變亂の餘波に過ぎず其專有權は千八百六十年に至るまで大に動かさるゝこともなく諸種の

仲買皆共に其運命を俱にしたるなり然るに其年に及び商業仲買の一種たる商品仲買のみ獨り自由の制に變し以て千八百九十一年の今日に至り此後再び舊に復して他の仲買と共に專有の權を占むることはなかるべしと思はる。

自由の制に變したる商品仲買は如何なるものなるやを記載するに先ち其昔し專有の職たりし時の制度を示さざれば變化の程を知るの由なし債券仲買の現状を以て之を推すに足るべしと雖も同じく其專有權を占めたる中にも商品仲買には亦自から商品仲買に特別の事情なきを得ざるものならんれば今茲に記す所なかるべからず

商品仲買の要務は互に約定を結ばんと欲する双方のもの、間に立入り往來周旋して其望を果さしむるにあり故に己れの意見を述べ或は忠告を加へなどして合意にならしめたる上其約定を證するものなれども自己の名前若くは本人の名前を以て自から約定を結ぶにあらず債券仲買の如く取引所内衆人の見る所に一定の席を占むることなきのみならず取引所外に出ても其業を行ふものなり其專有權なる點は商品仲買の執るべき商事の媒介を望むものは必ず其手に依頼せざるべからざるものにして人員に限りあり自から其後任者を推任するの權を有する等に在り其手に由て媒介したる契約を證し相場を證するも皆公吏として爲す所に外ならず

然るに仲買の職務にして問屋と紛はしきことあり問屋は自から契約を結ひ結ぶに自己の名を以てするものにして仲買の如く他人の爲めに契約を結ぶことを媒介するにあらず區別甚だ明瞭なれども實際に衝突の例なきにあらず例へば問屋か其依頼せられたる注文書記載の直付より高からされば買入るゝ能はず安からされば賣拂ふ能はざるか如き場合に至り問屋より其旨を依頼人に通知すれば其人か適當と思へば「相手と談の付くべき事情に由り善きに注文の事を計はれたし」と返答し來りしまゝ問屋は此件に由て依頼の用を辨したることにありしに此時商品仲買は苦情を鳴らし其專有權を侵したるを以て右の問屋を論したるは即ち本職以外の事を爲し仲買の爲すべき職務を奪ふたるものと思考せるに由れり時の大審院は右の訴訟に對し仲買の申分を是認したる宣告を下したるより商人の間に裁判の不可を唱ふるもの多く問屋か依頼の事に付き本主に問ひ返すを得るや否やを保すること能はざるやうにては始より問屋を用ひざるに至り悉く仲買に托せざるを得ず而して仲買の定員とて甚だ不足せるものなれば數多き取引を悉く其手に扱ふこと能はざるべし千八百六十六年の新法を以て獨り商品仲買の制度を自由に變し斷然其專有權を廢止したるも其最も近き原因は仲買問屋の爭訟なりしなりと云ふ今茲に同年七月發布の商品仲買條例を掲ぐるに左の如

商品仲買條例

第一章 商品仲買の職業を行ふこと

第一條 千八百六十七年一月一日以後は誰れにても自由に商品仲買たるを得へし凡て此趣に反對する商法、布告、法令其他(行政規則)現行の達等は悉く廢止す

第二條 商業裁判所は志願者の要求に従ひ一地方商品仲買人の名簿を調製すへし尤も左の條件に適するものに限る

一 品行方正を保證する市町村發行の證書を有すること

一 商業裁判所員を擧する適任の大商賣人五名が職業資格を證明する證書を有すること

こと

一 出納係(登録税とも作る)に加入免許料を仕拂ひたるを證明すること

加入免許料は三千法を越ゆるを得ず各席(各地商業の繁閑に従ひとも)に従ひ其商業上の必要の度に由り取締規則(行政規則とも)

として發行する布達に由て其高の上下を定む尤も第十七條に掲ぐる所の如く出納係の前拂金を消還し濟ましたる時は之を仕拂ふに及はざるものとす

破産の資格に由り財産を棄却せざる可らざるの境遇に在り爾後復權を得ざるもの又

は佛國々民たるの權なきものは前條の名簿に加入するを得ず

加入を得たるときは一週間に商業裁判所に出頭して其職業の義務を名譽と確實とを以て充すことを宣誓す可し

職業の内規に就ては特に之れか爲めに立てられたる以下條々に掲ぐる幹事局の裁下に服すへきものとす

第三條 加入仲買は毎年八月以内に一年間職務に當るへき幹事局員を其仲間中より擧するものとす

此局の組織及び實權は商法會議所又は工業製造組合議會(意見を問ひ)の報知に従ひ商業裁判所の調製する規則に由て之を規定す此規定は農商務工部大臣の認可を經へし幹事局は商業裁判所に差出すへき事件に付左の宣告を下すことを得へし

一 説諭

一 一時除名

一 永久除名

但し組合外のものより除名者に係り民事訴訟を起したる時同業組合は除名したるの故を以て之を拒むことを得ず

加入仲買の人数にして幹事局を組織するに不足なるときは殊に設立せしめて商業裁判所か其職務を行ふへし

第四條 凡そ法律文中商品仲買人に由るへしと明指したる公賣は本條例第二條に規定の名簿に記入されたるものに限る若し加入仲買人なき地方に於ては關係者の依頼に由り商業裁判所長之を任命すへし

第五條 双方の間に於て一致を以て任命したる鑑定人なきに於ては加入仲買は一般倉庫に倉入れせられたる商品の鑑定に任命せらるゝことあるものとす若し此依頼を受けたる仲買(此下未詳)

前項の場合に於て仲買人出張費に關する訴訟あるときは商法裁判は費用を徴收せずして終審判決を下すへきものとす

第六條 公賣に従事すへき仲買又は一般倉庫に藏入せらるゝ商品の鑑定を依頼せられたる仲買は自己の勘定として公賣又は鑑定受託商品の買主となることを得ず此規定に反したる仲買は關係者の出訴に由り或は公行として商業裁判所之を加入仲買名簿より除名す可し再登録(加入)を許すへからず且此判決に對し上告するを許さず又之れか爲めに仲買人に對し損害賠償の訴を爲すことを妨げず

第七條 關係兩者に告知することなくして私の利益の爲め賣買取引を爲したる仲買は刑事警察裁判所へ召喚の上三百法以上五百法以下の過料を申付けらる可し而して右兩者より要求する損害賠償は此外たるへし若し此仲買か第二條に記す所の仲買名簿に加入し居るものならば除名せらるへし又再入するを得ず

第八條 公賣及び一般倉庫藏入商品鑑定及び公賣の手数料割合は従前の如く各地方毎に商法會所及び商業裁判所の報告に従ひ農商工部大臣之を定むへし

第九條 取引所ある市府に於ては加入仲買、不加入仲買(若し之れあらば)及び其地方商人集會の上取締規則に定むる所の方式に従ひ商品の物價を確定すへし

第二章 現今職務を執行せる商品仲買に仕拂ふへき償金のこと

第十條 現今職務に在る商品仲買は本條例に由て千八百廿六年四月廿八日發行の法令第九十一條にて與へられたる相續人推擧權を失ふことに付き償を受くへし

第十一條 前條補償金は地方に由り各、其額を異にすへしと雖ども一地方内に於ける各株に對しては其額相等しからしむへし其額は一地方に於て千八百六十四年以前最近七年間に行はれたる株式賣價總額の平均數を以てすへし

株式の賣價には顧客の多寡に由て差等あるに由り次條の償還委員一地方内の株價に大

差あることを認めたるときは其地方に配當する金額より本額の二割以内の額を扣除し前項七年間各仲買人の収入額に比例して其扣除したる金額を各株に割賦すへし

第十二條 七ヶ年間席の譲渡しなかりし市府及び千八百六十四年七月一日の現員は第一名前人なるが如き市府にては委員に於て其償金高を定むへし其高は千八百六十四年七月一日以前七ヶ年間を平均したる席の所得の一年の高に四倍以上たるへからず

第十三條 一人にして商品仲買たると同時に證書仲買、保險仲買、又は船舶仲買及び通辨人を兼帶し同一の名を以て此等の諸職務を執行する場合に於ては前條に定むる所の償金は未だ廢止せざる職務の代價を割合に減したるものたらざるへからず

第十四條 仲買株は之を賣買して其所有權を移轉するの實あるに由り其權既に代金に含著したるものなれば本律の旨意に基き其金たる補償金を拂渡すときは之を以て特許の權利を贖ふたるものとす

第十五條 仲買に支拂ふべき償金の高は前條定むる所に從ひ府長、商法裁判所、商業會議所の意見を得て詔令に由て巴里に成立する委員局(九名)之を定むへし此委員中三名は大藏卿之を任命し三人は各州各其爲す所に從ひ幹事局員たるへき仲買か府長を首坐として其保護を受くる集會に由て撰擧するものとす而して最後の三人は前の六人之を

撰ふ若し就任告示日より一ヶ月以内に同意せざるときは最後三人委員の撰擧は巴里の帝國法院の第一席長及び其他各長集會の上之を任命すへし此手續は本例發布後三ヶ月内に執行すへし

第十六條 委員を設くる所の詔令は又以て之か長及び書記を任命す少くも七人の委員出席するにあらざれば議決するを得ず可相半するときは長之を定む

第十七條 商品仲買に支拂ふべき償金は第十五條に從ひ任命されたる委員の決議に由り左の方法に由る

第一 千八百六十七年一月一日
現金拂ひ 四分の一

第二 自餘四分の三は千八百六十七年一月一日の公定相場に由り流通證券を以て仕拂ふ可き事但此證券は元金償却を年賦十ヶ年とし四半の利子を付し抽圖の方法に由り毎年元金を償却すへし

第十八條 國庫の繰替へたる償金四分の一の支拂は千八百六十七年より年利四分の割合を以て資本と共に拂はるへし而して年金支拂は左の收入を以て保證せらるへし

第一 第二條の主意に從ひ加入仲買の仕拂ふべき加入免許料

第二十條に掲けたる免許税の千八百六十七年収入高の餘剰分

此保證收入金額不足の場合には特令を發して之を補充するの手立を設くへし

第十九條 取締規則所定の書式に従ひ毎年特別勘定書を作り之に左の三件を記すへし

第一 前條に記載したる収入保證高の年金として支拂はるべきこと

第二 同金額の現金支拂にすべき四分の一金高に對する大藏省支出の前拂金利子分

第三 前條前拂金の償却(其年收入金額總計以内)

此勘定書は報告の一部分に加へて皇帝に差出すへし又立法官にも送達すへし

第二十條 現金左の各目を以て商業免許令の内に含まれ居る免許人即ち商品世話人、商品仲買人、商品物産世話人及び商業代理人其他商品賣買の媒介者となりて働くもの又は第三者の勘定を以て商品を賣買するもの及び前條免許令に掲けたる表中に殊に記載せられざる職業を爲すもの等は千八百六十七年より次に記す所の免許料を拂ふべきものとす

巴里

四百法

人口五萬以上の都府

三百法

人口三萬以上五萬以

下の市府或は一萬五千以上三萬以下の人口にして一の官立倉庫を有する市府

二百法

人口一萬五千以上三萬以下の市府或は一萬五千以下の人口なるも一の官立倉庫を有する市府

其他の市府に於ては

七十五法

若し前條掲ぐる免許人の爲す所の賣買取引又は媒介に由て爲す所の商業にして重に消費者に直接の小賣商人との賣買なるときは其免許料は千八百四十四年四月二十五日の法令に附記する第一表第四級の高たるへし

以上全文を掲げ了りたるに付き汎く評論すれば以前の商品仲買に償金を與へて其専有權を廢するを(第一條)新法の精神とし其償金を積もる方法を第二章第十條より第十五條に至る

百六十三

六ヶ條中に定めたり

其第二條に定めたる名簿調製の事は舊に仍れるのみならず職務の幾分をも前制に従はしめたる箇所も亦少なからず例へば幹事局員を選任すること(第三條)公賣のこと(第四條)共同倉庫の商品を評價すること(第五條)相場證明の專權はなきも夫れに付き決定を爲すことの如き即ち是れなり第九條を以て不加入仲買、商人にも加入仲買と同一の職を行はしむるに規定したるものは相場證明の入用なる一切の取引を加入仲買に限るの不便たるに由れり加入仲買にても其專有權を脱し公吏の資格を除きたる以上は商法第八十五條(價券仲買商業仲買は如何なる場合如何なる口實あるも自己の計算の爲めに商業又は銀行の行爲を爲すへからず)又此等の仲買は直に自己の名前を用ゆると他人の名前を借用するとを問はず商業の企業に關係すへからず)又此等の仲買は依頼人の計算の爲めに人より金員を受取り又は自己の金員を以て立替へ置くを得ず)同第八十六條(價券仲買商業仲買は其媒介したる取引の執行に付て保證人となるへからず)同八十九條(價券仲買商業仲買破産したるときは倒産人として犯罪の訴を受くへし)の三個條は自然商品仲買に向て効力を廢したるものゝ如し現に條例第七條に自己に利益を收むるに豫め双方に告知せされは處罰せらるへきなれども告知したる以上は自から利するも決して咎むる所なき旨を規定したるにあらすや然れ

ども取引事件に付き帳簿を設置すへきことは商法第八十四條(價券仲買商業仲買は第十一條規定の法式に由り簿冊を設け置くへし)此等の仲買は賣買保險取引の條件及び其他凡て己れの世話を以て爲したる商賣の事件を其順序に従ひ塗抹、書入、語の入れ替へなく且略語及び數字を用ひすして毎日其簿冊に登記すへし)に従ふへきものならん又本條例第二條の記す所に據れば商法第八十三條(破産したるものは復權を得たる後にあらざれば價券仲買商業仲買となるへからず)も亦適當すへきものゝ如し

以上に列記する二章二十條の條例は仲買の中の商業仲買の又其中の商品仲買の職を自由の制度に改めたるに就き新法の下に立つ商品仲買は如何に成立するや在來の商品仲買に與ふる價金は如何に處分するやに關して組織方法を示し以て改革善後の大躰を定めたるものなり新法に由り其發布後商品の相場を定むるものは本例第九條を以て「取引所ある地方に於ては加入仲買、不加入仲買(若し之れあらば)及び其地方商人集會の上取締規則に定むる方式に従ふことたるを定められども如何に相場を立つへきやは未だ一定する所なし左に掲ぐる詔令は即ち本例九條の所定を執行すへき細則にして千八百六十六年十二月二十二日發布のものなり

千八百六十六年十二月二十二日發布商品仲買に關する千八百六十六年七月十六日發布

法令第九條を實行に就き取締規則を發行する詔令

第一條 商業會議所調製商品仲買名簿の成立てる市に於ける商品の相場は其名簿に加入する仲買の立つるものとす

第二條 若し加入仲買の員數にして不足なるか爲めに十分に其地方の商業取引を代表すること能はざるときは商法裁判所は加入仲買幹事局の通知意見を以て不加入仲買及び商人若干を召喚し加入仲買と合して共同商品の相場を立てしむることを得此場合に於て商法裁判所は右相場立を依頼する不加入仲買及び商人の員數を定め又之を任免するものとす

第三條 毎年前條の次第を實行すへし不加入仲買及び商人が商品相場立の集會に列する年期は一年にして退職の後ち一年を経るにあらざれば再ひ入會するを得す

第四條 集會參列に任命されたる不加入仲買及び商人にして其年期中死去辭職又は無斷欠席三四に及ぶものあらば其趣を書面にて商法裁判所に通す商法裁判所は之に代はるへき新任者定の手續を爲すへし

第五條 加入仲買なき地方の商品相場を立てるものは毎年商法裁判所より任命する不加入仲買及び商人とす第三條第二項及び第四條は此場合にも應用すへし

第六條 商法裁判所は相場を立てへき商品及び時日を定むるものとす

第七條 商品を種類に由て諸部に分ち各部の委員が各部の集會を以て相場を立てるものとす其各部署員の姓名表は毎年商法裁判所加入仲買幹事局の發言に由て認定す商法裁判所は其必要と認むる所に従ひ商品各部に區別せしめて全部の集會を開くことを得

第八條 加入仲買幹事局の局長は全部集會の會長たるへし幹事局なき地方にては毎年商法裁判所之を任命すへし會長若し欠席せんとするときは自から其代理者を任命するものとす

第九條 第七條第一項の主意に従ひ各部の集會を開くときは全部集會の會長は自から我部の首坐を占め他部の部長を撰擧するものとす

第十條 全部集會及び各部集會に關する決議は出席人員過半の意見に従ふ可否相半するときは會長の裁決に由る

第十一條 前條の決議を執行する細規は商法裁判所の發言に由り商業會議所及び加入仲買幹事局の協議を経て府長之を定む

第十二條 前條に定めたる趣に従ひ商品相場立て順序の整頓する迄は現行職業執行の商品仲買之に従事し是迄の習慣に由て相場を立てるものとす

株式仲買の數に一定の限りあり大藏卿の申出に由り政府の布告を以て定む定員は土地に由り同じからざること猶身元金額に於けるが如し巴里にては其ブルスの設立を法律に認めたる時なる千七百二十四年の令に據れば其數を六十人と定め政府に納税の義務なかりしを千七百八十六年に至り人數は以前の儘なれども此時より税を出さしめ且官吏の格を付し一代其職に在ることを許せり尋て千七百九十一年革命破壊の勢に由り仲買專權の制を廢して全く人々の自由に任せ誰れにても入て其職を執ることを得せしめられたれども居ること僅かに四年の後ち專權の制に復し此時は人數を半分以下に減じて二十五人となし十年を経るや大に之を増し六十人の上をも過ぎて八十人に改めしき、二十五年間續き千八百十六年には更に再ひ六十人と爲し全く千七百八十六年の舊制に復し以來今日に至るまで七八十年の久しきに涉れども其間更に小變革だになく重手代役を置き裏面に人數を増せし如き趣向を加へたるなどより察すれば當分異動あるべしとは思はれど其千八百十六年發布勅令の第二條に曰く

若し千七百八十六年九月十日の法令に定めたる仲買人數の補欠を要するときは仲買會社の幹事は欠員に三倍の候補者を定めて大藏卿に申告し卿は自から候補者中より然る

可きものを選び出し以て朕の撰任を待て

とあるにて知るべし

仲買は其相續人を出して指名の權に向ひ認可を求むる事を得れども其六十人の定員を増し或は減ずるの權は一に政府に在り尤も數を増すときは其爲め仲買となる新員は舊員同僚に分つ損害の高を大藏卿の定むる所に由て拂はざるべからず之に反して其數を減するときは殘る會員が政府の意に由り退職する同僚に拂ふべき損害の高を定むるを其例とす然れども實際には政府が此數を増減したる例はなく假令増減するも其職の價を動かすに至らざるべきは償金の定めあるを以て推知するに足れり其上終身職を専らにし且自から相續人を撰び年月を経るに隨ひ取引は日々繁昌を加ふるに人數は増さず特權は動かず焉んぞ其職に大價を生ぜざらんや革命の後ち三萬フランクにて賣買の出來たるを始めとし千八百三十年の頃は八十五萬フランクの直を生じ七月の改革後に一寸二十五萬フランクに下落せしも千八百四十八年頃は以前より増して九十五萬フランクに達し其時の改革は又之を四十萬フランクまで押し落せしかども今日となりては無慮二百萬フランクの高きに上り居れる有様なり

今其仲買の分散若しくは死去に由り代て此職を執る場合に當り職株の價は如何にするや少

しく説明する所あるべし

千八百二十七年仲買の一人、名をサンドローバンコルトと云ふものゝ分散より起りし一の訴訟事件あり此者遂に退職せられたる事にてバンコルトの財政の怪しかりしは千八百二十二年早く既に仲買會社カール幹事の目に留まりしことゆへ二十七年に至らざる前に右の仲買に中止を命せざりしこそ幹事の落度なれと非難されしに裁判所は幹事其責なしと決定し且つ社員は一同に又銘々に分散仲買の債主に對し其損を償ふべき法律上の責ありと主張せる要求を拒絶したり退職の事は仲買の自から其相續者の名を出し實際に自分の席を賣る權利を褫取る事を得るものにして前に記せし如く仲買はブルスに離れ難き利を有すれども其利は徳義の偽に對する退職に由て褫取らるゝなり人數僅かに六十人に過ぎざれば仲買は最も手廣く價多き職業を爲す大資本家を以て其多きに居る若し其分散せしときは之か債主は其相續者の名を出すの權あり此相續者がブルスに可認せられ政府に允許せらるゝときは債主の賠償を求むる所は此人に在るなり分散に非ずして死去の場合に於ても亦同し規則に由る場合に從ひ死去仲買の債主若くは家督は明きたる席を塞ぐべき相續者を出す可き權を有す若し此相續者が其席を占むるを得るに至れば互に一致したる職株の價を拂ふて家督債主の所求に應ずるなり

第九章 仲買會社加入の資格并に職株金、身元金、金主、手代

新たに仲買の職に就き六十人中の一人となるものは先任仲買の分散に由るか或は死去に由るか或は只其自から退職したるに由るか原因の如何に關せず凡て法律に定めある資格に適し其要する所の事を務むるに非ざれば仲買たること能はず、合格すべきものならんには其相續人を幹事局より大藏卿に推舉し大藏卿より政府に上申し然る上時の行政に長たるもの法令を出して之を命するの手續とす若し其先任者の免職に由るの相續なるときは商法裁判所の人撰する商業者八名銀行家八名合計十六人なる委員會より第一に推舉す可き定めなり茲に千八百六十二年十月一日發行の法令を示すこと左の如し

第一條 仲買人は其候補者を推撰するに當ては其候補者たるものは豫て會社幹事局の承認を得たるものにして且つ豫て其辭職の次第を協議し之か證書を作りて大藏卿に差出し卿之を認可したる所の候補者たる可し

第二條 仲買人たるを得べきもの左の如し

第一 佛人たらざるへからず

第二 二十五歳以上

第三 數多銀行家又商業者の其人の適任及び名譽を保證したる證書を有すること

第三條 幹事局の候補者を推撰するには巴里にては之を直接に大藏卿に差出し州にては之を州長に差出し州長は之に自己の意見を附して大臣に送達するものとす此推撰書には先任仲買人の辭職書及び之れと取替はしたる約定書并に第一條第二條に所定せる法規に適せる事を認定せる書類を添ゆべし

第四條 皇帝の任命せる仲買人は其身元金を大藏省に拂入れたる事の不慥かなる内は千八百五十二年十二月二十五日發行法令第十六條に所定せる宣誓をすることを得ず或は其職務に入ることを得ず此身元金は左の如く之を定む

巴里

二十五萬フランク

リオン

四萬フランク

マルセイユ及ポルドー

三萬フランク

ツールニス及リル

一萬貳千フランク

第五條 現今仲買人の席に在る名前人は第四條に定めたる身元金を次の第二期に於て之を全くすべし

第一期 本令發布後六ヶ月内

第二期 其後六ヶ月間

第六條 仲買人は相手の依頼あるに於ては受取りたる金高及び差預けられたる證書に對し受取を差出さざるべからず

第七條 仲買人はフランスに於て其任命地外に又は外國に於て己れを代表する所の代理人又は注文を直接に送達する所の代理人を持つことを得ず

第八條 仲買人若し資本方と共同加入するときは之に付て發したる約定書類は幹事局及び大藏省に届出たる上商法第四十二條及び其以後の箇條の文面に從ひ抜萃として發行すべし

右に記す法令の本文に見ゆるが如く新に仲買となるものは其職に入るに先ち商法裁判所の前に赴き正式の誓を立て又二十五萬フランクの身元金を納めざるべからず此身元金の目的は仲買の客をして安心せしむるに在り誤或は偽に由り得意に損害を及ぼす場合あらんには此中より償ふことにして云はば仲買の正實信用を質に取るに外ならず故に十萬フランクの損を客に及ぼし幹事局より假に此高を其客に立替へ置き不足となりたる又は直に仲買より補填し元の二十五萬フランクと爲すべき定めなり此定に從はざれば他の規則に背くと同じく仲買の資格に欠くる所あるものとして論ぜらるゝなり千八百一年頃は此高僅に六萬フランクなりしを千八百十六年二倍して十二萬フランクとなし又之に倍餘の二十五萬フランク

なる今日の身元金高に引上げしは千八百六十二年にて此高に對し仲買は三分の利子を其筋より受取り居ることなり

職株の價既に甚た高きものあり猶ほ此上に身元金高をも拂ふこと獨力の能く堪ふる所にあらざりとして券類取引に最も必要の機關たる仲買の信用を高むるの已むべからざるは日を逐ふて進むも退くことなき有様なるにぞ千八百六十二年商法改正の時に其第七十五條を

特に仲買詰所の設けある取引所に於ける仲買は金主を己の仲間となすを得べし但其金主は仲買の店の利益と損失とを計算して利あれば之を受け損あれば之を負ふ可し

又金主は其差加へたる金高に至るまでの外其損失を負ふに及ばず

店の持主は職株金高と身元金高とを合したる總高の中少くも四分の一を己れの名義にて受持つ可し

此差加金に付ての契約證書及び之を變更するの證書は公になすべし若し此規則に背くときは其契約又は變更したるものに付き契約又は變更の効なかるべし然れども此等のものより之を公になさる旨を申立て、他人の權利を害すべからず

右の如く定めたり此條の初行に特に仲買詰所の設けあるものに金主を仲間に入るべき資格を許せしもの、如くなるは特別に詰所を扣へ十分手代を使ふほどに非ざれば席の價の高か

らんやうもなく其價既に安く身元金亦之に準ずる如きものならば金主の要なきものと視做すは法の精神の在る所にして實に詰所を控ふる如き仲買より成立つアールスは佛國中僅かに三四ヶ所に過ぎず店の持主は一人に限り其一人は即ち仲買にして仲間は眞に金主たるに外ならず持主の手傳をなすも私の手代同様内輪の事にして彼の公任の重手代役の如くに仲買の權内に専らする取引を行ふことは出來ざるなり重手代役は千八百五十九年彼のクルシエーを嚴禁の當時の同じ法律に由て一名若しくは二名を置くことを許されたるものにて年二十五歳以上誠實の證あるを要し仲買若し此等の資格に照らし重手代役たるべきものを撰びたるときは八日の間アールス内に其名を披露し其期終るの後ち幹事より善惡を決定して右候補者の許否を定むるものなり是れ金主或は私の手代とは違ひ主人を助けて同僚に對し又は他の仲買に對し取引を約し幹事局定の手帳に其事を扣へ置き閉場の後ち主人の帳簿に寫し込むなど責任勘定一切主人たる仲買の名前に歸することなれば恰も六十人の人數を百二十人増して百八十人の定員に改めたるが如き觀なきを得ず只之を外に増さずして内に増し以て六十人限專權の實制を依然其手に存せしのみ故にクルシエー其者をこそ禁じられクルシエーの起らざる可らざる所以は其深く合點せし所ならんれば千八百五十九年の處分は仲買の權利なくして仲買の利益を奪ふクルシエールを廢して其代りに仲買の權利ありて

仲買の利益を助くるクルシエールを興したるものと云ふて可なりリオンの仲買某氏曰く巴里の仲買は重手代役の設けある今日猶ほ且つ不足なり倍して百二十人となすも多きを覺へざるべしと嚴禁し消滅し盡せしと云ふクルシエールさへ公の仲買よりはブルス早出居殘の實あるのみならず夜分燭を秉り別に小ブルスを開くを見ても某氏の言の我を欺かざるを知るに餘りあり

第十章 幹事、裁判、仲裁、積金、報告、撰擧

仲買の職たる公にして上等官吏の資格を帯ぶるものなれども亦幹事局なる一體の下に立ち其支配に従はざるを得ず取引所内に行ふ事柄は法律秩序の要する所に合するや否やを視察し犯すものあれば夫れく制裁を加ふる等の権力は固より政府に存することなれども如何なる事が如何になる可きや豫め箇條を定め難きのみならず頗る先見に苦しむものなりとて政府は全權を此幹事局に任せたり是等の權は千八百十六年發布の法令に基き局は仲買の中罪の嫌疑あるものを召喚吟味し其間は一時執職を中止せしめ其認むる所に従ひ輕重に由り罰金を課し或は永久仲買の職を執ることを禁すべき權を有し仲買と仲買との間若しくは仲買と其客との間に争起り其事民事なれば商法裁判所に刑事なれば警視總監に出すこともあるへし營業上に起る紛議にしてブルスの權利利益に影響すべきものは幹事の決定に由り

之を以て終審最高の裁判となし濫りに上訴することを得ず

仲買は各十萬フランクづゝ出し合せ共同積金の制を定む此金の監督は又幹事局の任ずる所なり是れは客に對する仲買の損失を互ひくゝに保險する爲めに千八百十九年より始めたるものにして誤或は偽に非ずして只單に一時財政に困難を生ずる此時に其困却せる仲買の急を救ふなり常に幹事が慥かなる道に當坐の預けとなし置き何時にても容易く引出し得可らしむ一人の出し前十萬フランク丈は事なく一人の求めに應ずる事となし若し共同積金全部の中に就き幾分を使用せんことを申出るときは會社の臨時總會を開き投票多數に由り望人の求めに副ふることなれども幹事に於て之が使用を會社全體の利益なりと認むる場合には局限りにて其請を聞き入れ身元金二十五萬フランク積立金十萬フランクを加ふる高までは職株を引當て、貸渡すべし何れも定まれる返済期限あり若し會社の入用に由り共同積立が六百萬フランクの下に潜することもあらは幹事は仲買に通じ其不足分を補ひ常に一人十萬フランクづゝの高に在らしむるの例なり幹事は七月と十二月と年に二度の報告を爲し用法并に配當などの計算を明にす

内外に對し幹事の責任甚た重く權力赫灼として流石專權厚き仲買も其下に立たざるべからず上を見れば限りなきが如くなれども其實幹事は仲買より務むるものにして且又六十八人中

互撰したる七名の此任に當ることにつき六十人中相共になすべき事を便利に由り其中の七人に代辨せしむると云ふ趣向に過ぎざれば幹事の責任權力の重く強きは適ま以て佛國の仲買の仲買たる所以を示すに足る即ち幹事は五年副幹事は三年仲買の職に在るものより會社の總會に由り互撰し副幹事中二名は毎年改撰の定めなり

第十一章 會社の支出收入

仲買會社は千八百二十二年三月廿一日總會の議決に由り共同會計なる一局を立て社中一切の費用を此局より辨じ一人一人に割付くことなし扱其收入の種目を擧ぐれば

第一 仲買口錢の一部

第二 仲買及び重手代役所用の手帳賣揚代金

第三 戻し勘定の證明に付き仲買の受取るべき口錢全額

第四 手許有金臨時融通の利息

第五 總國庫局より渡る手数料

第六 臨時入金例へは再賣買手数料、過料、入社金、相場證明料等

右の如し第一なる仲買口錢の一部は收入の最も多分を占むる項目にして是は定期取引の約定書現場取引の送證書の用紙を通して仲買より會計に入る、記入する券類の高に由り用紙

を異にし用紙の異なるに隨ひ其價を別つ裏に幹事局の印を捺す此章なきものは通用せず故に印税として納むるなり割合は手帳の事と共に規則第二百九條より第二百十七條に至る十八個條中に具載なし在るよしなれども秘密に附して世に公にせずアールの事を書きし書物の類にて坊間の書林に鬻ぐものは固より論なし會社出版の規則書中にも此十八個條文を抜かして示すことなし取調委員は態々遠來の事と云ひ外客の故を以て再三其道の人に請ひし上僅かに許されて秘密の個條を見んとせしときは世話に云ふ鬼の首をも得たりしが如き心地せしに讀み至れば左に記す所に過ぎず少しく案外の思ひなき能はざりしかども幹事に會社の事を隠すの責あり仲買に客の名前其他を他に洩す可からざるの義務ある所などより考へ合はすときは思ひ半に過ぐるものあり

第二百九條 仲買口錢一部を共同會計局歳入の重なるものとするに就ては其方法は證

印税を以てす即ち約定證書及び送證書は會社の印ある用紙に由らしむ

第二百十條 印付の送證書、約定證書及び手帳は仲買人書面二通に署名の上大書記へ請

求し大書記之を渡すものとす代價即ち印税は直に仕拂ふものとす大書記は用紙を下渡

すと同時に仲買人の差出したる請求書の一通に署名の上差戻す可し

第二百十一條 定期取引の約定書現金取引の送證書及び手帳の代價割合は左の如く之を

定む

定期取引(約定書)

四分五厘佛國公債

二千二百五十フランク

四千五百フランク

六千七百五十フランク

九千フランク

三分佛國公債

千五百フランク

三千フランク

四千五百フランク

六千フランク

銀行株

二十五株

五十株

百八十

二フランク五十サンチーム

五フランク

七フランク五十サンチーム

十フランク

二フランク五十サンチーム

五フランク

七フランク五十サンチーム

十フランク

二フランク五十サンチーム

五フランク

七フランク五十サンチーム

十フランク

七十五株

百株

各種株式及債券

二十五株又は枚

五十株又は枚

七十五株又は枚

百株又は枚

等

現金取引(送り證書)

五千フランクより

一萬フランクまで

一萬五千フランクまで

二萬フランクまで

二萬五千フランクまで

三萬フランクまで

三萬五千フランクまで

四萬フランクまで

四萬五千フランクまで

一フランク
一フランク五十サンチーム
二フランク
三フランク
四フランク
五フランク

百八十一

五萬一フランクより	六フランク
六萬一フランクまで	七フランク
六萬一フランクより	七フランク
七萬一フランクまで	八フランク
七萬一フランクより	八フランク
八萬一フランクまで	九フランク
八萬一フランクより	九フランク
九萬一フランクまで	十フランク
九萬一フランクより	十フランク
十萬一フランクまで	

等

手帳

仲買用

五フランク

重手代役用

五フランク

第二百十二條 外國公債取引の用紙は佛國公債賣買と同じ割合に由る

第二百十三條 現場取引の買人は送證書印税の半高を賣人に償却すべし（賣人は其時までに已れ先つ其買人の拂ふべき分を立替へ置くものとす）

第二百十四條 前受渡に由て要する授受證書は印税の限にあらざ

本局決算部に於てなされる授受に付ても亦同様たる可し

第二百十五條 パルケイに於て用ゆべき手帳は皆同形たる可し即ち一手帳毎に五十葉を

含み各葉枚數を附し而して表に十本の筋裏に十本の筋を含み居るべし第一のページ及び最後のページには幹事局の印を捺す

重手代役の手帳は仲買の手帳と同様同式たる可し但し表紙の色は之を異にするものとす

第二百十六條 手帳には本名を記すべく代名を記すべからず凡て手帳に記入せられたる取引の事は取引人間に確定のものたるべし而して既に記入せられたる以上は其事約定となり隨て用紙使用の義務あるものとす

凡て本條に背く所の事件は罰金に處せらる可し此高の最低は之を二十五フランクと定む

罰金は仲買双方各一之を負擔するものとす

第二百十七條 戻し勘定證明の手數料は幹事局之を收得す

此手數料は百分の八分の一たるべし而して其總高少くも一フラン以上たるへし

收入第五の總國庫局より渡る手數料とは仲買會社は同局の手に成る佛國公債賣買の專任を受け専ら其事に當る其手數料として受取る所のものを云ふ之か爲めに公債事務より收むる純益の二割を引除け漸次六十萬フランクまでに至らしめ公債移轉に關する訴訟其他の責任

を充す可き保証として特別に積立つるものとす特別積立は公債に直ほし其利を元金と共に積立つ積立百萬フランクに達すれば公債の利子を収入に移し其前六十萬フランクに達せしときは二割の引除けを止め八割と共に収入の中に入る、定めなり右記す六項の収入より會社の費用を引去り残りを六十人中の共有とし毎年二度分配するものとす是等は六十人中自から出し自から使ひ自から其餘を我懷に取戻すのみ一種の税に非ず株主の會社より得る配當の如き性質のものとする可し

第十二章 賣買取引の方法

巴里ブルスの取引の法は現場と定期との二種に大別するを得可し最も多く行はれて殆んど大半を占むるものは定期取引なり二取引法の性質は各、其名の指し示すが如く一は約定するや直に之を執行し其一は未來の執行を定めつゝ約定するものなり最初は定期取引約定執行の期限を只月の末にすることなりしが其後經濟政治の事情は今少しくブルスの取引を活潑ならしめざる可らざるまで迫り來て券類の大半を月に二度つゝ決算することに改めたるは最早久しき以前の事なりし

約定の期限は第二の決算までを限りとす一躰なれば十五日目決算の券類は約定當日の次に來る十五日目に月末決算のものは其又月末に決算受渡すべき筈なれども望に由りては次の

決算を期して約定するとも出来るものにて即ち來月々來月の十五日目と云ふが如し

定期取引を別て自由取引確固取引の二種とす確固を賣り又は買ふと云ふことは一人の人が月末か來月々末か當十五日目か次の十五日目か其定めたる期日に至れば約定の直段を以て約定の枚數を授受す可しとの意味なり然るに市場の常として賣人が賣ると約したる券類を持つこと稀れに買人が買はんと約せし券類の拂を濟すに足る可き金を有することも亦怪しき場合多し此時は約定相場と決算の日の決算相場との差丈を授受して決算するならん此差の大小は豫め卜知すべからず決算當日に至り茲に始めて定まるものなれば市場の景氣次第に由りては非常の損を蒙ることある可し

自由取引は即ち其損に約定當日より限を付し置く一法と云ふも可なり例へば「五十株買相場一千五百五十フランク掛金十フランク」の約定なりと假定せよ此れを自由取引の記載方とす此法に據れば買人の損は十フランクに前以て限り居るなり若し決算日に至り時の相場は一株僅に一千三十フランクとせんか買人は五十に十を乗ずる五百フランクを損し掛金を棄つれば他に一フランクをも失ふに及ばざ若し其取引法確固の方なりしならんには買人の損する所正に千二百五十フランクなる可し株數五十に一株の下落二十五フランクを乘し此數を出す

茲に繰越と云ふことあり此法は決算期限を別にし同時に一の期限に賣買し他の期限に賣買するものなり例へは一資本家あり現場を以て六十九フランクの公債を買ひ其れと同日に右の公債を月末決算の定期を約し六十九フランク四十五サンチムにて賣るときは其金の利息として差引四十五サンチムを收入す可し又茲に一投機者ありとせよ元と當決算日受渡の約定を以て取引せしものなれども此次の決算までの内には猶ほ我に都合よき景氣を生ずべしと心に待設くるときは此等の事を専門とする仲買に繰越の金を拂ひ次の決算日まで受渡を延ばすことある可し何れも現場より當決算日に當決算日より次決算日に二ツの取引を繼ぎ合はす方法なるにぞ或は之を繼續取引とも云ふ是に於て取引の法を左の如く圖示する事を得べし



確固取引は即ち並の定期なり約束の決算日に至れば約定したる直段を以て約したる枚數を授受することなれば其時の相場次第に由り損益自から定まるへし損益の度合は何程なるべきや此時の現場直段を約定の直段に比較し差引して残る差は即ち損か益かの一に居るなり

決算相場なるものは此差を測る目安と知るへし差金に由り決算を了するも或は實際に券類を遣り取りするも損益は即ち損益なり只此損益を決算の時に金にすると金にせざるとの相違あるのみ自由取引の如く約定の初めより豫算したる損を以て解約すべき餘裕なく又損たるは同じきも限りある掛金の損の比には非ず然れども確固取引の買方の方には期に至らざる中途に受渡を求むることを得るの便利あり買方に偏し賣方に其利を與へざれども其本は刑法の本文より由來し出でたることにて其文に「券類授受の約束を結び賣方自ら之を所持することを證明せざるか或は引渡の期に之を所持することを證明せざるときは法律は是等の契約を以て賭博と視做し其者を罰す」とあり此法に據り賣買約束の節互に取り遣はす約定證書の中にも「賣方は買方の望に由り決算日又は其前に引渡す可し」と云へる文言を附記するの定めなり假令附記せざるも自然右の趣意は契約の中に含み居るものと認むる習慣なりとぞ然れども右の刑法第四百二十二條は千八百八十五年を以て定期取引に關する法令を發布したる時に既に廢止せしことなれば今は期前受渡の特權を買方に與へずして可なるに五年以後の今日猶ほ同法の形を守て恰も廢止の事知らざるものゝ如くなるは怪む可しと雖第四百二十二條の活き居る當時とても商人相互の實際にては死法として視たる由なりと云へば法律の死活存廢には更に頓着せざるものなるへし

自由取引は掛金を棄て、解約するも棄ずして約定を執行するも買主の意向一つに由るものなれば恰も確固取引に掛金を棄て、解約することを得るの一利を加へたるものにて棄てずして約定を執行するときは全く確固取引に異なる所なきが如し果して然るものならんには誰れしも此一便利を加ふる定期の自由取引を望まざるものなく取引市場に確固取引の影を絶つべき筈なれども掛金を棄てずして約束を執行する場合には確固の方になき一の條件あるを以て此條件付より不便を生じ彼れ一得此れ一得相互に埋め合せて以て確固取引と相待つものなり條件とは何ぞや並の直段よりも高き直段を以て約定し約定執行の返答を爲すときは其高直段を拂はさる可からざること是れなり例へば定期取引約定當時の相場を見るに公債七十五フランクを價し居ると假定せよ確固取引なれば七十五フランクにて約定を結ぶことを得る可し然るに同じく右の公債を自由取引せんとするときは定價七十五フランクよりは高き直段例へば七十八フランクにて約定を結ばざる可らず若し七十五フランクなれば相手になる賣人はなかる可し何となれば空しく買人に解約の自由を與へ已れに一の都合宜きことなければなり賣人が自由取引の申出に應じて解約の自由を買手に與ふるものは與ふるの取るたるを知るは商賣の實なりと云ふへき趣意に基き解約せずして執行せんと返答し來れば並より高き直段にて賣るの利益あるが故なり

右は自由取引を買手の方より説きたるに過ぎず賣手の方にも亦此自由を與ふる約束なきにはあられども僅かにクルシエーの取引に行はるゝのみパルケーの内には其跡を絶てり繼續取引とは現場と定期とを合併し其兩取引の相場の差を拂ふものなり例へば來る何日に七十八フランクの相場に由り買戻すへき約束を以て七十五フランクの相場に由り賣渡す此資本家は券類抵當に七十五フランクの金を貸したると同じく七十五フランクと七十八フランクとの間の差即ち三フランクは或る日數に割合せる七十五フランクの日歩なり之と事を逆にし金を抵當に株を借る場合あるべし此時は來る何日の頃には此株は下落するならんと思はるへき市況ならんれば現場直段の方却て定期よりも高きや必せり故に七十八フランクの相場に由り公債を買ひ七十五フランクの相場に由り來る何日に賣戻すへき約定を結ぶ此資本家の得る三フランクは金の代りに株を或る日數の間貸したる日歩なり株を要すること多きや金を要すること多きや其時に市場の勢ひの定むる所にして豫定すべからざれども定期相場の現場より高きは事の常態なれば金を貸借する場合の方を有勝ちとはするなり巴里プールのに於て株を貸す日歩を差越と稱するも絶へて無く稀れに有る事情に付き規則すら金を貸す日歩の繰越の事のみ記しあるは此故なるべし此の如き利子を拂ふて金を借るの要は一旦結びたる取引を約定の日に決算せよ此儘次の決

算までに執行を延ばさんとするより起ることなり次の決算に至れば今日我に悪しき不況を引直すこともある可し或は今少しく都合よき景氣を生ぜざるにも限らじと此先の變化を心に期し只管約定の執行を今一つ次に延ばすことを望むものあらん此時に相手のものが直に延引を承知すれば夫れに差を拂ふて延ばすなれども相手の承知を得ざるときは金を出して約定の券類を受取らざるべからず其時は他の資本家と繼續取引を約し定期に由り買戻すことを約し現場に由り賣りたる金を以て相手に拂ひ夫より受取る券類を此資本家に現買するものにして云はゞ甲より乙に乗り換へるに外ならず先の相手に對し其儘執行を他の決算まで延ばせば第一決算より第二決算に繰越す繼續取引なり乗り換へて右資本家に對し次の決算まで延ばせば現場より定期に繰越す繼續取引なり第一決算より第二決算に繰越すものと雖とも繰越の割合は第一決算の時の現場相場と約定相場との差に過ぎざるものなれば繼續取引を汎言して現買定賣合併の取引法なりと云ふことを得るなり

右に記せる繼續取引は現場を賣り定期にて買ふものにして此賣買者本人より云へば全く一種の取引に相違なく掛金確固の如き並の定期に比して其式を同ふせざるのみなれども現買定買の相手となりて融通を付くる方に就て觀察するとき賣買にあらで一の貸借と云ふて可なるものゝ如し假りに貸借と認めて次の決算日まで此融通者の手に渡り居る券類を一の抵

當とし現の直段と定の直段と相去る繰越の差を以て一の金利とすれば其利は尋常の利息制限に超越するを以て不法の貸借となさざるを得されども此説を排して繼續取引を辨説するものは曰く貸借の間に用ひらるへき抵當と申す者は最初是れと定めたるものを動かして中途他物に代ゆること能はざるは國の法則なり然るに繼續取引なる一貸借法の抵當と見られたる券類は中頃變換の出來くる定めにして必しも最初約定せしときの券類を以て後日決算の日に受授せざるへからざると云ふにはあらざるを以て繼續取引の券類を抵當とはすへからず且又取引の中にも買戻条件附帯の取引あるに非ずや繼續取引は即ち此類の取引なり現んや券類の抵當たらざるに於てをや繰越相場を以て並の金利となし之れを利息制限の範圍に置いて論ずるの不可なるや明かなりと本論者又曰く買戻条件附帯の賣渡は其後に至り買戻すも買戻さざるも賣主の隨意に在り必ず然かせざる可らざるものに非ず然るに繼續取引に於ては賣渡當坐に買戻の約束を定むるものにして此約なければ繼續取引は根本より成立たずと云ふほどにも買戻の實行を重んずることなれば並の買戻条件附帯の取引の如く買戻すも買戻さぬも賣主の自由に任せるに非ず隔直を附けたる方は強ひて券類を返して其定めたる代金を拂はしむる事を得べきものなるを以て繼續取引は紛ふ方なき一の貸借にして買戻条件附帯の取引と見做して高利貸業の罪を免るること出來可からずと其形より論じ其實

より駁し論駁二方に分れて一定せされども茲は法律學者の争ひに止まり繼續取引の習慣は今日ブールス内他の習慣と共に障りなく實際に行はれて未だ利息制限を以て裁判せられたる例しを聞かざブールス有の儘の取調に法理の争は用なきに似たれども之を記せば倍々以て繼續取引の事實を明かにするに足る可しと思ひ故に論の概畧を記すのみ

第十三章 注文手續并に才取

巴里のブールスは正午十二時に開き午後三時に至て閉づ此間仲買六十人限互に其名を以て取引し合ふなり券類賣買の注文は勿論得意の客より受くる所なり客は開場の前に書面又は口頭を以て其常に依頼し慣れ居る仲買の店に賣買を頼み或は自身なり其使なり取引所迄赴き開場最中小さき紙片に注文を記したるものを其所に居合す組合員或は手代役をして所屬仲買の手に傳へしむるとも多し茲に才取りとても稱すべきものあり此者は誰れを主人と定むる仲買に屬するに非ぞ只自から世間に奔走して券類賣買の注文を求め之を或る仲買に送り夫れより口錢を受くるを以て其業とす元と公然許されたる商人ならねば口錢にも亦定まりたる割合なし厚く給する仲買の方に就き給の薄きものを去る客足少なき仲買は口錢を多く與へて才取の手を経たる注文に由りて取引するの事情あるなど雙方相待て此種の商人を生じ今は隠れなく取引所中に頭を出して誰れ咎むるものさへなき有様とはなり居れるなり

扱て間接にせよ直接にせよ客より仲買に賣買を差圖の法は如何なるやと尋ぬるに方法一二に止まらず第一直段を定めて此直にて賣買すべしと命することあり第二日を定めざる指直の注文あり第三指圖せし日の可成自分に都合よき直段を撰ばしむることあり三者各々多少の弊なき能はず此等に自然有勝ちなる弊を除くべきものは當日の平均相場を以て賣買を注文する方法なりとて此法に由るもの最も多し是れなれば其日に指圖の直段なかりしとて取引を約せざることなく怠りて注文を止めざりしより思掛なき日に約定されることもなく又或は仲買の最も客に宜しき直段なりと思ひしものが却て反對に出る如き迷惑もなかるべし是を平均相場の注文最も多き理由なりとす

取引所内に居て仲買の爲めに客の注文を受次ぐものは前に記せし組合員即ち金主の仲間にして其名こそ取引約定に現はさしれ是より生ずる損得利害一切仲買と共にすることなれば多くは場所に出張して客を引き兼ねては仲買の手を助けつゝ我取引業の爲めにするものなれども同じく夫等と共に手助けする手代は雇人にして兩者何れも取引の業を行ふことを得ず但し重手代役は繁劇の時に際し仲買の名を以て取引する事を得るなり此役は畢竟仲買人の少に過ぐ増さんとすれば關係容易ならせ遂に一法を案じ補綴として仲買一名毎に重手代役二名以下を公任するに至りたるものに付き其職自から並の手代或は金主と區別する所

あるものと知る可し

第十四章 秘密、媒介、豫備金件

巴里ブルス仲買の守る可き義務の中に秘密を保たしむる箇條甚だ嚴なり故に約定の初めより受渡の終に至るまで一切自分の名を以てするものにして客の名を出すべからざる定めなるにぞ同僚に對して賣りたる券類を渡し買ふたる代金を拂はざるべからざる商法に

第八十五條 株式又は商品仲買は如何なる場合如何なる口實ありと雖も自己の計算の爲めに商業又は銀行の所爲をなすべからず

又此等の仲買は直に自己の名前を用ゆると他人の名前を借るとを問はず商業の企に係すべからず

と定めたるは商業銀行に關係するときは利益を得んとして勢ひ人の秘密を守らざるに至り勝ちのものなるを以てなり左ればこそ

第八十五條(第三項)

又此等の仲買は得意客の計算の爲め人より金高を受取り又は自己の金高を以て立替へ置くことを得ず

第八十六條 此等の仲買は其紹介をなしたる取引の執行に付て保證人となるべからず

と規定するに於て仲買は只人の爲めに取引を紹介し其是より成る約定を證するのみ直接に自ら關與し約定執行の責に任せ可きものに非ざれば前二箇條の法に背くときは職を罷められ罰金を課せらるゝ定めなり以上記す所より考ふれば秘密を守らんとせば自から約定の執行に任ぜざるべからず執行の責めを盡さんとすれば受渡の時常に渡すべき券類或は拂ふべき金員なかるべからず此時自己の懐より取替へ置くは法の堅く禁ずる所なれば現場と定期とを問はず前以て客より受渡の豫備たる可きものを受取り置かざるべからず即ち現場取引に在ては賣拂ふべき券類又は買入るべき券類の代金として必要の高にして定期取引の期日に至り得意の場合には單に相場より生ぜ可き差額を拂ふに足る金高なりとす定期取引の期日に至り得意の客より決算を濟まして受渡を終る可き手當を盡さざるときは再買再賣の事あれば前以て差額を拂ふべき金の用意を求むるには及ばざるに非ずやと思はるゝとなれども決算當時の市勢に由り再賣するに其價安くなり居るか或は再買するに其價高くなり居るときは約定直段と實際再買再賣せし直段との間に多少の差を生ずべし定期取引の約定を執行の責を盡し兼て秘密堅守の義務を全くする爲に右に述べたる金高を受取り置く所以は即ち此に在るなり上來記す如く現場定期に論なく前以て客より豫備を預り置きて自から約定を執行すべからずと云ふ規則を守り他の商業銀行に手出しせずして秘密を守る可しと云ふ法の本文に従ふ